

第1章 韓国

第1章 韓国

第1章 韓国	3
1. 国家行政組織	3
(1) 国家統治の概観	3
(2) 国家行政組織の全体像	5
(ア) 設置根拠	5
(イ) 省庁	7
(ウ) 各省庁の予算	12
(エ) 公務員の種類と定員	13
(3) 国家行政組織改革	17
(ア) 国家行政組織改革の全体像	17
(イ) 国家行政組織改革の具体例	19
(4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革	23
(ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧	23
(イ) 各改革の背景・目的・効果	25
2. スポーツ政策に係わる行政組織	30
(1) スポーツ担当省	30
(ア) 体制	30
(イ) 権限の根拠	35
(ウ) 財源	57
(エ) 予算	58
(オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係	60
(2) スポーツに関する独立行政法人等	62
(ア) 大韓体育会 (KOC)	63
(イ) 大韓障害人体育会 (KOSAD)	67
(ウ) 韓国ドーピング防止委員会 (KADA)	68
(エ) 国民体育振興公団 (KSPO)	69
(オ) 国民生活体育会	72
(カ) その他のスポーツ団体	74
(3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野	80
(ア) 障害者スポーツ	80
(イ) 学校体育	84
(ウ) スポーツ施設・公園整備	85
(エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり	88
(オ) スポーツ産業の振興	88
3. 参考文献	91

第1章 韓国¹

1. 国家行政組織

(1) 国家統治の概観

韓国の国家統治は、韓国独自の大統領制と、国务會議の存在に特色がみられる。

韓国の大統領制は、いわゆる議院内閣制の大統領制と言われており、国民の直接選挙によって選ばれる大統領を中心とした政治体制をとりつつも、国务會議を設置している²。

憲法による大統領の地位と権限を整理すると、以下のようになる。

- ① 大統領は国家元首として、対外的には外交使節を親任及び接受する権限、条約の締結及び批准権、宣戦布告権などを持ち、対内的にも栄典授与権などの儀礼的な権限のほか、憲法裁判所所長及び裁判官の任命権、大法院長及び大法官の任免権などを持つ。
- ② 大統領は最高執行機関として、行政政策の決定及び執行権、行政公務員任免権、大統領令制定権、予算案の提出及び執行権、国軍統帥権、法律案拒否権などを持つ。
- ③ 大統領は憲法改正案提案権、外交、国防、統一など国家の安全に関する重要政策を国民投票に付する権限、緊急命令権、緊急な財政及び経済に関する命令権など、法律の効力を持つ命令を発動する権限を有している。

いっぽう、国务會議は国政の最高審議機関とされ、大統領を議長、国务總理³を副議長とし、15人以上30人以下の国务委員で構成される。国务會議の審議事項は憲法に列挙されており、規定されている内容に関しては必ず国务會議の審議を経るべきとされているが、審議結果に関する最終的な責任は大統領が負うものとされる。

憲法第89条に列挙された国务會議の審議事項は、具体的に以下の通りである。

- 1 国政の基本計画及び政府の一般政策
- 2 宣戦、講和、その他重要な対外政策
- 3 憲法改正案、国民投票案、条約案、法律案及び大統領令案
- 4 予算案、決算、国有財産処分の基本計画、国の負担を伴う契約その他財政に関する重要事項
- 5 大統領の緊急命令、緊急財政経済処分及び命令または戒厳及びその解除
- 6 軍事に関する重要事項
- 7 国会の臨時会集会の要求
- 8 栄典授与
- 9 赦免、減刑及び復権
- 10 行政各部間の権限の画定
- 11 政府内の権限の委任または配分に関する基本計画
- 12 国政処理状況の評価及び分析
- 13 行政各部の重要な政策の立案及び調整

¹ 本章において韓国の通貨を表す場合は、ウォンと表記する。参考までに、2012年における対円年平均為替レートは、1,000ウォン=70.66円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

² 尹龍澤（2009）「第2章韓国」鮎京正訓編 アジア法ガイドブック 名古屋大学出版会 p.46

³ 国务總理は、憲法上、大統領を補佐し、行政に関する大統領の指示を受けて行政各部を総括し、大統領に対して国务委員任命提請権（提示して任命を請求すること）と国务委員解任建議権を持つ。また、大統領の欠位あるいは何らかの事故によって職務の遂行ができない場合には、第一番目の権限代行者となる。大統領は、国会の同意のもとに国务總理を任命し、国会は大統領に国务總理の解任を建議することができる。

- 14 政党解散の提訴
- 15 政府に提出され、又回付された政府の政策に関係する請願の審査
- 16 検察総長、合同参謀議長、各軍参謀総長、国立大学校長、大使その他法律が定めた公務員及び国営企業体管理者の任命
- 17 前各号のほか、大統領、国務総理または国務委員が提出した事項

韓国の国務会議は、議院内閣制下の閣議や、アメリカ大統領制下での単なる諮問委員会である長官会議とは異なる独特のものであり、議決機関である閣議と諮問機関である長官会議を折衷した諮問的機能を有する審議機関といえることができる。すなわち、憲法89条に示された17の事項については、国務会議の議決を経ない大統領の行為は効力を生じない、と解されている。

行政各部は、大統領または国務総理の統率下にある執行機関であり、行政各部の長は国務委員の中から国務総理が推薦し、大統領が任命する。したがって、行政各部の長は、国務委員の地位と長官としての地位を同時に持つ。行政各部の長は「長官」と呼ばれ、我が国の大臣に相当する。2013年2月までの行政各部は15部・2処・18庁で構成されていたが、2013年3月22日に朴槿恵新政権による政府組織法改正案が国会を通過し、17部・3処・17庁への再編が行われている。

また、行政各部のほかに、法律や大統領令によって規定された特定の事務について執行または諮問を行う委員会が、大統領と国務総理の下にそれぞれ設置されている。大統領所属の委員会と国務総理所属の委員会の区分は、基本的に内務的な事務については国務総理所属の委員会で行い、外交、国防及び国家経営全体にかかわる事務については大統領所属の委員会で行うことで政治権力の分散を図る、という「責任総理論」という「考え方」に基づくものである⁴。

なお、委員会には「行政委員会」と「諮問委員会」の2種類という区分もある⁵。「行政委員会」は、委員会自身が行政事務を執行する組織となっており、その業務を遂行するための公務員が配置されている委員会である。これに対して「諮問委員会」は、学識経験者などの民間の委員で構成され、行政機関が諮問を求める事項に対して審議、調整、協議を行うことで行政機関の意思決定を支援する委員会であり、委員会自身が行政事務を執行することはない。なお「行政委員会」と「諮問委員会」の数は、盧武鉉政権に入ってから増加傾向にあったが、李明博政権では大幅に縮小された。

⁴ 盧武鉉政権下で総理の権限拡大のため「考え方」として導入されたが制度としては確立せず、10年たった現在（2013年3月）も制度化されていない。ただ、大統領の強力な権限を分散する趣旨の「責任総理論」は、現在も活発に議論されている。参考文献 大西裕（2008）「強い大統領」という韓国政治の幻想—国務総理任命と大統領秘書室—伊藤光利編「政治的エグゼクティブの比較研究」第7章所収 http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/infolib/user_contents/kiyo/DBc0540211.pdf

⁵ 国家記録院ウェブサイト 行政委員会 <http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=005953>

(2) 国家行政組織の全体像

(ア) 設置根拠

中央行政組織の設置根拠となる「政府組織法」は国会の議決を要する法律であり、韓国では1948年7月17日に「憲法」が公布された同日に法律第1号として制定・公布された⁶。

最新改正は2013年3月22日に実施され、同日に施行されている。

「政府組織法」の第1章「総則」には、次のように定められている⁷。

第1章「総則」

第1条(目的)

この法は、国家行政事務の体系的で能率的な実行のために国家行政機関の設置・組織と職務範囲の概要を定めることを目的とする。

第2条(中央行政機関の設置と組織など)

①中央行政機関の設置と職務範囲は、法律に定める。

②中央行政機関は、本法律と他の法律に特別な規定がある場合を除いては、部、処及び庁の長とする。

③中央行政機関の補助機関は、本法律と他の法律に特別な規定がある場合を除いては、次官・次長・室長・局長及び課長とする。ただし、室長・局長及び課長の名称は、大統領令に定めるところにより本部長・団長・部長・チーム長等で別に定めることができ、室長・局長及び課長の名称を別に定めた補助機関がこの法を適用する際には、室長・局長及び課長と見做す。

④第3項にともなう補助機関の設置と事務分掌は、法律で定めた事項を除いては大統領令に定める。ただし、課の設置と事務分掌は、総理令、または部令により定めることができる。

⑤行政各部には、長官が特に指示する事項に関して長官と次官を直接補佐するために次官補を置くこととし、中央行政機関にはその機関の長、次官・次長・室長・局長の下に、政策の企画、計画の立案、研究・調査、審査・評価及び広報等を通してその者を補佐する補佐機関を、大統領令の定めにより置くことができる。ただし、課に相当する補佐機関は、総理令または部令により置くことができる。

⑥中央行政機関の次官補・室長・局長及びこれらの補佐機関は、高位公務員団に属する一般職公務員・特別職公務員及び契約職公務員により補された者とするが、特定職公務員だけが補することができる職位の場合には、当該法律で高位公務員団に属する公務員が補されるよう規定している場合に限定し、特別職国家公務員を補された局長は、各中央行政機関あたり1人を越えることができない。また、課長及びこれに相当する補佐機関の職級は、大統領令の定めるところによる。

⑦第6項の規定にもかかわらず、大統領令が定めるところにより、外交部の補助機関及び次官補・補佐機関は外務公務員として、法務部の補助機関及び補佐機関は検事として、国防部の補助機関及び次官補・補佐機関と兵務庁及び防衛事業庁の補助機関及び補佐機関は現役軍人として、教育部の補助機関及び次官補・補佐機関は教育公務員として、警察庁及び海洋警察庁の補助機関及び補佐機関は警察公務員として、消防防災庁の補助機関及び補佐機関は消防公務員を補することができる。

⑧第6項及び第7項の規定にもかかわらず、その所管業務の性質上専門性が特に必要だと認められる場合、中央行政機関別に百分の二十の範囲で大統領令に決める職位に対して契約職公務員を補することができる。

⑨中央行政機関でない行政機関の補助機関及び補佐機関と行政機関の派遣職位(派遣された公務員で補する職位をいう)のうち第6項に規定された職位に相当する職位については、これを高位公務員団に属する公務員で補する。

⑩この法律による中央行政機関と中央行政機関でない行政機関の次官補・補助機関及び補佐機関に対しては、それぞれ適正な職務または職務等級を割り当てなければならない。

第3条(特別地方行政機関の設置)

①中央行政機関には、所管事務を遂行するために必要な時には、特に法律で定めた場合を除き、大統領令

⁶ 国家記録院「政府組織法及び国家公務員法の制定」(정부조직법 및 국가공무원법 제정)

<http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=001712>

⁷ 「政府組織法(정부조직법)」2013年3月23日施行、法律第11690号

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A0%95%EB%B6%80%EC%A1%B0%EC%A7%81%EB%B2%95>

なお、同法が国会で成立した日は2013年3月22日(金)であるが、国家法令情報センターによる施行日は翌23日(土)付とされている。

第1章 韓国

に定めるところにより、地方行政機関を置くことができる。

- ②第1項の地方行政機関は、業務の関連性や地域的な特殊性により統合して遂行するということが効率的だと認められる場合には、大統領令に定めるところにより、関連する他の中央行政機関の所管事務を統合して遂行することができる。

第4条（付属機関の設置）

行政機関には、その所管事務の範囲において必要な場合は、大統領令に定めるところにより、試験研究機関・教育訓練機関・文化機関・医療機関・製造機関及び諮問機関などを置くことができる。

第5条（合議制行政機関の設置）

行政機関には、その所管事務の一部を独立して遂行する必要がある時には、法律に定めるところにより、行政委員会などの合議制行政機関を置くことができる。

第6条（権限の委任または委託）

- ①行政機関は、法令に定めるところにより、その所管事務の一部について補助機関または下級行政機関に委任または他の行政機関・地方自治体あるいは、その機関に委託もしくは委任することができる。この場合、委任または委託を受けた機関は、特に必要な場合には法令に定めるところにより委任または委託を受けた事務の一部について、補助機関または下級行政機関に再委任することができる。
- ②補助機関は、第1項により委任された事項に対しては、その範囲において行政機関としての事務を遂行する。
- ③行政機関は、法令に定めるところにより、その所管事務のうち調査・検査・検定・管理業務など国民の権利・義務と直接関係しない事務について、地方自治体でない法人・団体または、その機関や個人に委託することができる。

第7条（行政機関の長の職務権限）

- ①各行政機関の長は、所管事務を統轄して、所属公務員を指揮・監督する。
- ②次官または次長（国務総理室の次長を含む。以下本条においては同様）はその機関の場を補佐して所管事務を処理して所属公務員を指揮・監督し、その機関の長が事故により職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。ただし、次官または次長が2人である機関の長が事故により職務を遂行できない場合は、大統領令で定める順序によりその職務を代行する。
- ③各行政機関の補助機関は、その機関の長、次官または次長を補佐し、所管事務を処理して所属公務員を指揮・監督する。
- ④第1項と第2項の場合、所属庁に対しては重要政策に関してその庁の長を直接指揮することができる。
- ⑤部・処の長は、その所管事務の効率的推進のために必要な場合には、国務総理に所管事務と関連する他の行政機関の事務に対する調整を要請することができる。

第8条（公務員の定員など）

- ①各行政機関に配置する公務員の種類と定員、高位公務員団に属する公務員に補された職位と高位公務員団に属する公務員の定員、公務員配置の基準及び手続その他に必要な事項は、大統領令に決める。ただし、各行政機関に配置する政務職公務員（大統領秘書室及び国家安保室に配置する政務職公務員は除く）の場合には法律に定める。
- ②第1項の場合に、職務の性質上2個以上の行政機関の定員を統合して管理することが効率的だと認められる場合には、その定員を統合して定めることができる。

第9条（予算措置との並行）

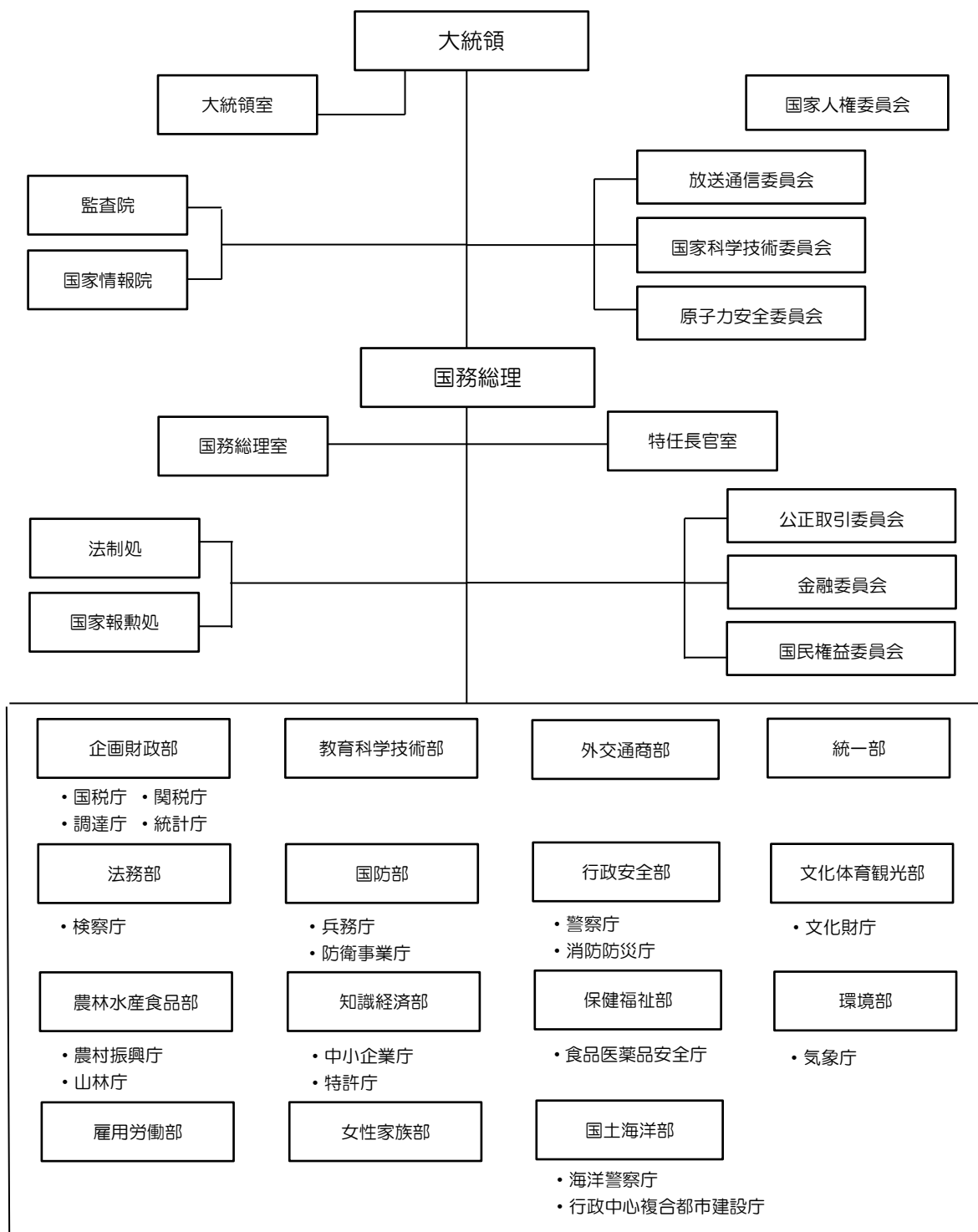
行政機関または所属機関を設置、あるいは公務員の定員を増員する際には、必ず予算上の措置が並行されなければならない。

第10条（政府委員）

国務総理室の室長及び次長、部・処・庁の長官・次官・庁長・次長・室長・局長及び次官補は、政府委員により補する。

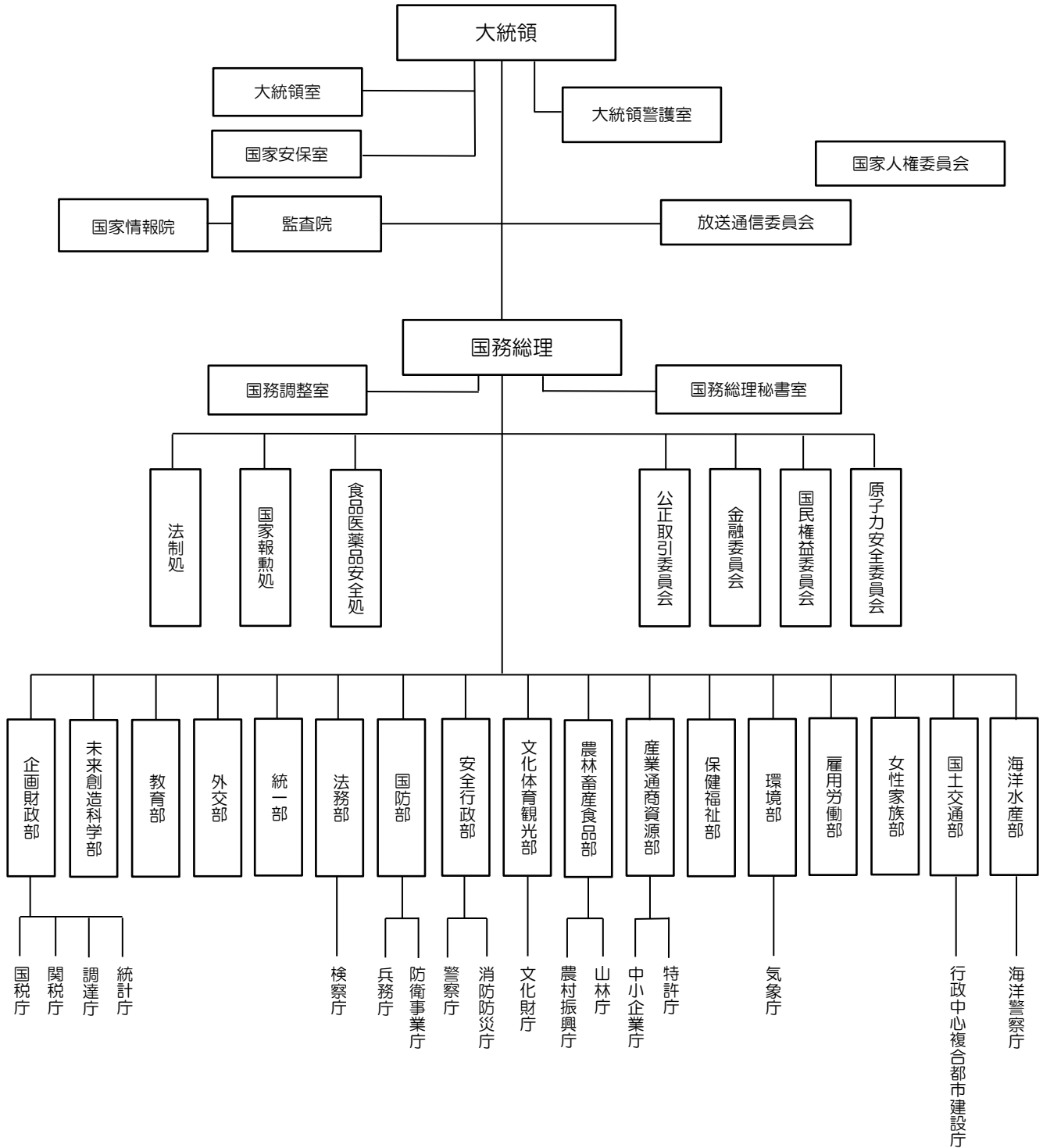
(イ) 省庁

図表-1-1 2013年2月迄の行政各部（15部・2処・18庁）⁸



⁸ 大統領府ウェブサイトにて2013年2月まで掲載されていたもの（最終更新日は2011年12月31日）

図表-1-2 2013年3月再編後の行政各部（17部・3処・17庁）⁹



⁹ 大統領府ウェブサイト（最終更新日は2013年3月22日）
http://www.korea.go.kr/ptl/search/catsrv/viewbar.do?srvcId=00001273569161888000_151

政府組織法第4章第26条「行政各部」は、日本で「省」に相当する「部」について定められているもので、各「部」に置かれる「庁」は、「部」の組織について定めた同法の各条において規定されている。2013年3月22日、朴槿恵新政権における行政各部の編成を、15部・2処・18庁から17部・3処・17庁とする政府組織法改正案が成立した。政府組織法（2013年3月22日施行）第26条の日本語訳を参考までに以下に記載する¹⁰。

第26条（行政各部）

①大統領の統括下に、次の行政各部を置く。

1. 企画財政部
2. 未来創造科学部
3. 教育部
4. 外交部
5. 統一部
6. 法務部
7. 国防部
8. 安全行政部
9. 文化体育観光部
10. 農林畜産食品部
11. 産業通商資源部
12. 保健福祉部
13. 環境部
14. 雇用労働部
15. 女性家族部
16. 国土交通部
17. 海洋水産部

②行政各部に長官1人と次官1人を置き、長官は國務委員で補し、次官は政務職とする。ただし、企画財政部・未来創造科学部・外交部・安全行政部・文化体育観光部・産業通商資源部・国土交通部には次官2人を置く。

③長官は、所管事務に関して地方行政の長を指揮・監督する。

第27条（企画財政部）

①企画財政部長官は、中長期国家発展戦略の策定、経済・財政政策の策定、統括、調整、予算・基金の編成・執行・成果管理、貨幣、外国為替、国庫・政府会計、内国税制、関税、国際金融、公共機関管理、経済協力、国有財産、民間投資及び国家債務に関する事務を所掌する。

②企画財政部に次官補1人を置くことができる。

③内国税の賦課・減免及び徴収に関する事務を所掌するため、企画財政部長官の下に国税庁を置く。

④国税庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

⑤関税の賦課・減免及び徴収と輸出入物品の通関及び密輸出の取締に関する事務を所掌するため、企画財政部長官の下に関税庁を置く。

⑥関税庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

⑦政府が行う物資（軍需品を除く）の購買・供給及び管理に関する事務と政府の主要施設工事契約に関する事務を所掌するため、企画財政部長官の下に調達庁を置く。

⑧調達庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

⑨統計の基準設定と人口調査及び各種統計に関する事務を所掌するため、企画財政部長官の下に統計庁を置く。

⑩統計庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

¹⁰ 国家法令情報センター「政府組織法」2013年3月23日施行、法律第11690号

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A0%95%EB%B6%80%EC%A1%B0%EC%A7%81%EB%B2%95>

第1章 韓国

第28条（未来創造科学部）

未来創造科学部長官は、科学技術政策の策定・統括・調整・評価、科学技術の研究開発・協力・振興、科学技術人材力養成、原子力研究・開発・生産・利用、国家情報化企画・情報保護・情報文化、放送・通信の融合・振興及び電波管理、情報通信産業、郵便・郵便為替及び郵便代替に関する事務を所掌する。

第29条（教育部）

- ①教育部長官は、人的資源開発政策、学校教育・生涯教育、学術に関する事務を所掌する。
- ②教育科学技術部に次官補1人を置くことができる。

第30条（外交部）

- ①外交部長官は、外交、経済外交及び国際経済協力外交、国際関係業務に関する調整、条約その他国際協定、在外国民の保護・支援、在外同胞政策の策定、国際情勢の調査・分析に関する事務を所掌する。
- ②外交部には次官補1人を置くことができる。

第31条（統一部）

統一部長官は、統一及び南北対話・交流・協力に関する政策の立案、統一教育、その他統一に関する事務を所掌する。

第32条（法務部）

- ①法務部長官は、検察・行刑・人権擁護・出入国管理、その他法務に関する事務を所掌する。
- ②検事に関する事務を所掌するため、法務部長官の下に検察庁を置く。
- ③検察庁の組織・職務範囲、その他必要な事項は、別途法律で定める。

第33条（国防部）

- ①国防部長官は、国防に係わる軍政及び軍令、その他軍事に関する事務を所掌する。
- ②国防部に次官補1人を置くことができる。
- ③徴集・召集、その他兵務行政に関する事務を所掌するため、国防部長官の下に兵務庁を置く。
- ④兵務庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。
- ⑤防衛力改善事業、軍需物資調達及び防衛産業育成に関する事務を所掌するため、国防部長官の下に防衛事業庁を置く。
- ⑥防衛事業庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

第34条（安全行政部）

- ①安全行政部長官は、安全及び災害に関する政策の策定・総括・調整、救急・民間防衛制度、国務会議の庶務、法令及び条約の公布、政府組織と定員、公務員の人事・倫理・服務・年金、叙勲、政府革新、行政効率、電子政府及び個人情報保護、政府庁舎の管理、地方自治制度、地方自治体の事務支援・財政・税制、未発展地域などへの支援、地方自治体間の紛争調停、選挙、国民投票に関する事務を所掌する。
- ②国家の行政事務として他の中央行政機関の所管に属しない事務は、安全行政部長官がこれを処理する。
- ③安全行政部に次官補1人を置くことができる。
- ④治安に関する事務を所掌するため、安全行政部長官の下に警察庁を置く。
- ⑤警察庁の組織・職務範囲、その他必要な事項は別途法律で定める。
- ⑥消防、防災、民間防衛運営及び安全管理に関する事務を所掌するため、安全行政部長官の下に消防防災庁を置く。
- ⑦消防防災庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職または消防公務員とし、次長は消防公務員または高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。この場合、庁長と次長の中から1人は消防公務員で補しなければならない。

第35条（文化体育観光部）

- ①文化体育観光部長官は、文化・芸術・映像・広告・出版・刊行物・体育・観光に関する事務、及び国政に対する広報、並びに政府発表に関する事務を所掌する。
- ②文化体育観光部には、次官補1人を置くことができる。
- ③文化財に関する事務を所掌するため、文化体育観光部長官の下に文化財庁を置く。
- ④文化財庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

第36条（農林畜産食品部）

- ①農林畜産食品部長官は、農産・畜産、食糧・農地・水利、食品産業振興、農村開発及び農産物流通に関する事務を所掌する。
- ②農林畜産食品部に次官補1人を置くことができる。
- ③農村振興に関する事務を所掌するため、農林畜産食品部長官の下に農村振興庁を置く。
- ④農村振興庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。
- ⑤山林に関する事務を所掌するため、農林畜産食品部長官の下に山林庁を置く。
- ⑥山林庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

第37条（産業通商資源部）

- ①産業通商資源部長官は、商業・貿易・工業・通商、通商交渉及び通商交渉に関する統括・調整、外国人投資、産業技術研究開発政策及びエネルギー・地下資源に関する事務を所掌する。
- ②産業通商資源部に次官補1人を置くことができる。
- ③中小企業に関する事務を所掌するため、産業通商資源部長官の下に中小企業庁を置く。
- ④中小企業庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。
- ⑤特許・実用新案・デザイン及び商標に関する事務とこれに関する審査・審判事務を所掌するため、産業通商資源部長官の下に特許庁を置く。
- ⑥特許庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

第38条（保健福祉部）

保健福祉部長官は、保健衛生・防疫・医政・薬政・生活保護・自活支援・社会保障・児童（乳幼児を含む）・老人及び障害人に関する事務を所掌する。

第39条（環境部）

- ①環境部長官は、自然環境、生活環境の保全及び環境汚染防止に関する事務を所掌する。
- ②気象に関する事務を所掌するため、環境部長官の下に気象庁を置く。
- ③気象庁には庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員により補する。

第40条（雇用労働部）

雇用労働部長官は、雇用政策の統括、雇用保険、職業能力開発訓練、勤労条件の基準、勤労者の福祉厚生、労使関係の調整、産業安全保健、産業災害補償保険、その他雇用と労働に関する事務を所掌する

第41条（女性家族部）

女性家族部長官は、女性政策の企画・統合、女性の権益増進など地位向上、青少年及び家族（多文化家族と健康家庭事業のための児童業務を含む）に関する事務を所掌する。

第42条（国土交通部）

- ①国土交通部長官は、国土総合計画の策定・調整、国土及び水資源の保全・利用及び開発、都市・道路及び住宅の建設、海岸・河川及び干拓、陸運・鉄道及び航空に関する事務を所掌する。
- ②国土交通部には、次官補1人を置くことができる。

第43条（海洋水産部）

- ①海洋水産部長官は、海洋政策、水産、漁村開発及び水産物流通、海運・港湾、海洋環境、海洋調査、海洋資源開発、海洋科学技術研究・開発及び海洋安全審判に関する事務を所掌する。
- ②海洋での警察及び汚染防除に関する事務を所掌するために、海洋水産部長官の下に海洋警察庁を置く。
- ③海洋警察庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長及び次長は警察公務員により補する。

(ウ) 各省庁の予算

図表一1-3 各部庁別税入予算（一般会計、単位：百万ウォン）¹¹

部庁 ¹²	ハングル表記	2010 年度	2011 年度	2012 年度
監査院	감사원	303	366	333
警察庁	경찰청	936,449	928,737	934,939
雇用労働部	고용노동부	15,577	13,044	41,231
公正取引委員会	공정거래위원회	373,381	408,221	405,068
関税庁	관세청	20,225	21,841	24,329
教育科学技術部	교육과학기술부	343,948	374,888	572,098
国家報勲処	국가보훈처	2,176	2,407	2,537
国家人權委員会	국가인권위원회	20	20	20
国家情報院	국가정보원	944	1,008	1,379
国務總理室	국무총리실	-	-	1,018
国防部	국방부	59,939	92,237	97,007
国税庁	국세청	674,788	550,368	729,357
国土海洋部	국토해양부	45,329	84,481	121,493
国会	국회	924	1,040	1,087
金融委員会	금융위원회	12,193	10,710	11,617
気象庁	기상청	2,172	2,153	2,119
企画財政部	기획재정부	195,366,325	204,001,211	216,024,267
農林水産食品部	농림수산식품부	19,083	20,283	18,560
農村振興庁	농촌진흥청	5,434	6,024	6,028
大法院	대법원	319,553	371,280	383,433
大統領室	대통령실	73	84	110
文化財庁	문화재청	20,057	26,939	25,516
文化体育観光部	문화체육관광부	38,667	39,196	41,796
民主平和統一諮問會議	민주평화통일자문회의	-	2	3
放送通信委員会	방송통신위원회	350,363	311,565	335,650
防衛事業庁	방위사업청	69,795	63,651	105,191
法務部	법무부	1,765,181	1,805,211	1,848,959
兵務庁	병무청	471	334	342
保健福祉部	보건복지부	222,303	388,367	437,077
山林庁	산림청	188,447	110,589	127,581
消防防災庁	소방방재청	15,054	11,083	12,413
食品医薬品安全庁	식품의약품안전청	8,270	8,311	8,548
女性家族部	여성가족부	823	2,740	4,928
外交通商部	외교통상부	120,127	133,487	144,470
原子力安全委員会	원자력안전위원회	-	-	194
中小企業庁	중소기업청	11,558	13,689	516,578
中央選挙管理委員会	중앙선거관리위원회	838	789	11,040
知識經濟部	지식경제부	245,307	90,254	91,473
統計庁	통계청	2,365	2,977	4,226
統一部	통일부	565	565	572
海洋警察庁	해양경찰청	1,950	2,495	3,567
行政安全部	행정안전부	22,482	27,621	39,783
憲法裁判所	헌법재판소	-	-	440
合計		201,283,456	209,930,268	223,138,378

¹¹ 企画財政部、デジタル予算会計システム・ウェブサイト

https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis01_01_01.jsp?code=DB0101

¹² 2010 年度当時、雇用労働部は「労働部」、保険福祉部は「保険福祉家族部」、女性家族部は「女性部」であった。なお、2013 年 3 月の政府組織法改正による部庁の変更は反映されていない。

(工) 公務員の種類と定員

● 公務員の種類

韓国における公務員の種類は、国家公務員法第2条に記載されている。

2013年3月23日、政府組織法の改正と同時に改正された国家公務員法第2条の内容を整理すると、次の表のようになる¹³。

図表 1-4 国家公務員の分類（2013年3月23日改正）

国家公務員の種類		国家公務員法第2条による定義
経歴職公務員 (実績と資格により任用され、その身分が保障されて生涯または一定期間公務員で勤めることが予定される公務員)	一般職公務員	技術・研究または一般行政に対する業務を担当する公務員
	特定職公務員	裁判官、検事、外務公務員、警察公務員、消防公務員、教育公務員、軍人、軍務員、憲法裁判所憲法研究官、国家情報院の職員及び特殊分野の業務を担当する公務員として他の法律で特定職公務員として指定する公務員
特定経歴職公務員 (経歴職公務員以外の公務員)	政務職公務員	選挙により就任し、または任命において国会の同意を要する公務員、または高度な政策決定業務を担当、またはそのような業務を補助する公務員として法律や大統領令(大統領秘書室及び国家安保室の組織に関する大統領令のみが該当する)により政務職と指定される公務員
	特別職公務員	特定の業務を担当するために別途の資格基準で任用される公務員として法令で特別職と指定される公務員

また、これら国家公務員のうち、職務の困難性と責任度が高い職群、いわゆる幹部または幹部候補生については高位公務員団と呼ばれるグループに属し、国家公務員法第2条の2に規定されている。高位公務員団の定義は、①中央行政機関の室長・局長及びこれに相当する補佐機関、②監査院を除く行政府各級機関の職位のうち第1号の職位、③地方自治法及び地方教育自治に関する法律において地方自治体または地方教育行政機関に勤務する国家公務員のうち第1号の職位、④その他法令で高位公務員団に属する公務員を任用することが定められた職位、のいずれかである。高位公務員団制度は2006年度より導入され、室長・局長、地方自治体の副知事などの高位ポストに空席が生じた際、5級採用試験という我が国でいう1種試験の合格者を高位公務員候補としてプールした中から、省庁横断的に人材登用するという仕組みである¹⁴。

¹³ 国家公務員法(국가공무원법) 最新改正 2013年3月23日 法律第11690号

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EA%B5%AD%EA%B0%80%EA%B3%B5%EB%AC%B4%EC%9B%90%EB%B2%95>

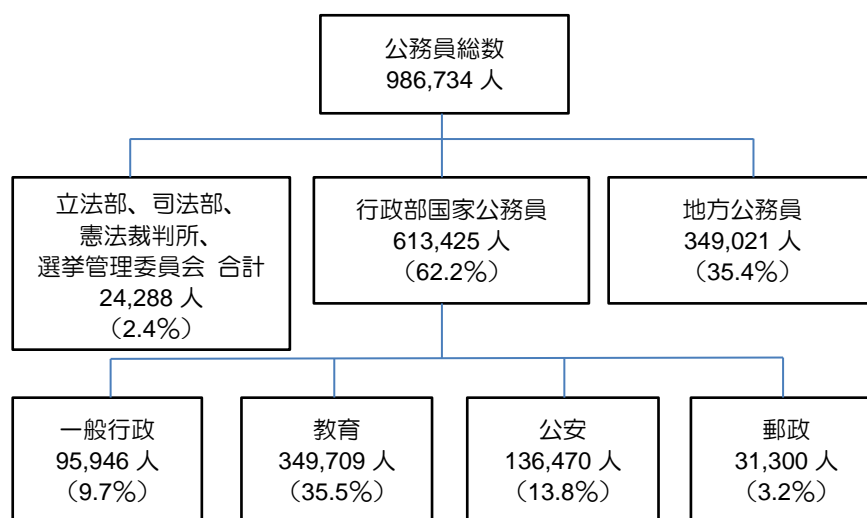
改正点は、経歴職公務員にあった技能職公務員区分を廃止して一般職公務員に組み入れ、特定職公務員にあった契約職公務員区分を廃止して長官契約補佐官を特別職公務員に、その他の契約職公務員は一般職公務員に区分し直すというもので、従来の6区分から4区分への変更であった。また、この改正に先立つ2013年12月11日には、従来秘書官、秘書等の補佐業務を遂行する者を中心に区分されていた特別職公務員の範囲について、「特定の業務を担当するために別途の資格基準により任用される公務員として法令により特別職に指定される公務員」へと変更されている。

¹⁴ 高位公務員団制度に関する国内学術論文には、村松岐夫(2010)「韓国における高位公務員団制度の導入の政治過程」学習院大学東洋文化研究(12) pp.67-112 などがある。なお、我が国において1種試験合格者を幹部にすることは法令によるものではなく、慣例によるものである。

●定員

行政機関の職員の定員は大統領令「行政機関の組織と定員に関する総則」に定められるが、大統領令には「定員の配置」や「機関別定員の管理」に関する総則が定められているのみであり、具体的な定員の数はそれぞれの附則に定められる。公務員の定員に関する統計の公表は我が国に総務省に相当する行政安全部が実施しており、最新の統計結果は2012年6月30日のものが得られている。

図表-1-5 公務員の定員分析（2012年6月30日）¹⁵



- 軍人及び軍務員、国家情報院の職員を除く
- 地方公務員 = 地方自治体 286,219人 + 教育自治団体 62,802人（地方自治団体長 244人、教育自治団体長 16人を除く）
- 公安 = 法務 27,074人 + 警察 109,139人 + 消防 257人

図表-1-6 行政部国家公務員の定員推移（単位：千人）¹⁶

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
合計	579	589	572	590	605	607	609	612	612
教育	317	322	328	339	346	349	349	350	349
警察	97	99	101	102	102	104	106	108	109
その他	166	168	143	149	156	154	154	154	154
国家管理	42	44	44	48	50	51	51	51	52
産業経済	105	105	78	79	82	79	79	79	79
社会文化	19	19	21	22	24	24	24	24	23

近年における国家公務員定員の推移について、韓国政府が公式な解説を行ったものとして、政府ウェブサイト「e-国家指標」に、以下のような記述がみられる¹⁷

¹⁵ 行政安全部ウェブサイト「中央行政機関部処別・職級別定員現況（2012.06.30）」

<https://org.mopas.go.kr/org/external/dept/index.jsp>

¹⁶ e-国家指標「行政部国家公務員の定員の推移—統計の分析（ 행정부 국가공무원 정원의 추이 -통계 분석）」

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_idxMain.jsp?idc_cd=1016&bbs=INDX_001

近年における韓国の行政部国家公務員の定員は、全体としては遞増傾向にある。しかし、1994年に地方自治法が改正された影響、1998年に外貨危機の克服のために政府部門の構造調整を実施した影響及び2005年の鉄道庁の公社転換などの特定要因により、一時期減少したことがある。

【盧武鉉政権下の定員変動】（2003年～2007年）

- 2003年2月25日の盧武鉉政権発足以来、国家公務員の定員増加についてはメディアが批判的に取り上げ、国会においては継続的に問題点が指摘されてきたが、増員の内訳と効果に対する分析に基づくものというよりむしろ、人員数のみがクローズアップされた批判・検討に留まっていた。
- 教育（57.5%）、警察・矯正などの公共安全（21.3%）、郵便局・現業公務員（5.6%）など、国民生活に密接な分野に公務員全体の84.4%に相当する約50万人が配置されていた。また、これらを除いた中央部処及びその所属機関に勤務する公務員数は約9万人であった。
- 政権発足当時の行政部国家公務員数合計は57.6万人だったが、2006年末には1.4万人増加し59.0万人となった。ただし、2005年の鉄道庁の公社化によって減縮された人員を考慮すれば、実際には4.4万人が増加したことになる。
- 教員が増加したことによる効果：クラス当たり平均生徒数の減少（2001年の37.5人が2006年には32.9人へ）

【李明博政権下の定員変動】（2008年～2012年）

- 政権発足初期の2008年12月における行政部国家公務員の定員数は607,628人で、盧武鉉政権の終盤（2008年2月）の607,717人から89人が減少した。機動警察・義務警察¹⁸の段階的減縮・廃止による警察公務員の代替労働力の増員や教員の増員により、警察公務員は1,615人、教育職公務員は201人増加したが、部処の統廃合、下部組織の再編などの政府組織再編によって、警察・教員を除いた公務員定員は1,905人が減少した。
- 2009年12月末時点の行政部国家公務員定員は609,573人であり、2008年末の607,628人と比べ約2千人程度増加した。2009年度の定員には2011年12月31日まで時限的に存在した機動警察・義務警察の代替公務員2,106人が含まれているため、これを除いた2009年末の定員は、607,467人となり、逆に161人が減少した。
- 2010年12月末の行政部国家公務員の定員は612,672人であり、2009年末の609,573人から約3千人程度増加した。2008年3月以後行政部国家公務員の定員には、前政権の「国防改革2020」が機動警察・義務警察を減縮しながら、減縮された人員の30%程度を正規公務員に置き替えることを決定したため、増員された人員の5,901人が約3千人程度の増加のなかに含まれている。
- 2011年12月末現在の行政部国家公務員定員は611,968人であり、2010年末の612,672人から704人減少した。教育機関の法人化による定員減縮と機動警察・義務警察の段階的減縮廃止による警察公務員の代替労働力の増員が含まれている。

¹⁷ e-国家指標 前掲注

¹⁸ 韓国における「機動警察」は治安維持のための公共警備を主任務とし、「義務警察」は交通整理や防犯巡察等警察業務の一部を主任務とするが、これらは何れも警察の人手不足を補完する臨時公務員の職業形態であり、18歳以上の韓国民に課せられる兵役の代替手段として希望者が活用できる制度によって服務するものである。服務期間は兵役と同じく2年間で、服務中は職業警察公務員の指示系統下に置かれる。

第1章 韓国

図表-1-7 中央行政各部処庁の定員（2010年末、単位：人）¹⁹

行政機構名	計	政務職	特別職	契約職	特定職	一般職	技能職
大統領室	980	12	0	0	386	340	242
監査院	1,035	8	4	3	0	903	117
放送通信委員会	1,612	5	9	0	0	1,215	383
民主平和統一諮問会議事務局	65	1	0	0	0	54	10
國務總理室	425	4	2	0	0	359	60
特任長官	41	2	0	1	0	31	7
法制処	165	1	3	0	0	143	18
國家報勲処	1,278	1	8	0	0	1,000	269
公正取引委員会	493	2	8	0	0	444	39
金融委員会	231	2	4	0	7	206	12
國民權益委員会	469	4	8	0	2	422	33
企画財政部	905	3	8	10	0	809	75
教育科学技術部	358,446	4	132	12	350,105	5,277	2,916
外交通商部	2,413	4	36	1	1,872	337	163
統一部	478	2	3	11	0	373	89
法務部	19,923	2	166	2	70	18,474	1,209
国防部	924	2	110	4	26	619	163
行政安全部 ²⁰	2,969	13	74	11	31	2,254	586
文化体育觀光部	2,482	4	210	6	159	1,532	571
農林水産食品部	4,868	3	30	5	37	3,935	858
知識經濟部	32,529	3	26	4	0	11,354	21,142
保健福祉部	2,959	2	77	10	0	2,179	691
環境部	1,778	2	13	3	0	1,574	186
雇用労働部	5,727	3	30	2	0	5,482	210
女性家族部	211	2	1	2	0	188	18
国土海洋部	5,773	3	25	6	0	4,303	1,436
国税庁	20,004	1	10	0	0	18,556	1,437
関税庁	4,462	1	46	0	0	3,873	542
調達庁	917	1	9	0	0	787	120
統計庁	2,257	1	1	6	0	2,090	159
検察庁	9,815	0	18	0	1,942	5,734	2,121
兵務庁	1,876	1	6	0	0	1,604	265
防衛事業庁	830	1	3	0	0	766	60
警察庁	104,952	0	22	2	101,126	1,733	2,069
消防防災庁	557	1	16	0	222	285	33
文化財庁	838	1	12	3	30	545	247
農村振興庁	1,843	1	17	2	0	1,515	308
山林庁	1,596	1	19	2	0	1,241	333
中小企業庁	690	1	4	0	0	605	80
特許庁	1,548	1	6	0	0	1,465	76
食品医薬品安全庁	1,449	1	1	0	0	1,346	101
気象庁	1,303	1	1	2	0	1,144	155
海洋警察庁	8,047	0	0	1	7,377	329	340
行政中心複合都市建設庁	149	1	1	0	0	134	13
国家人権委員会	164	4	2	0	0	141	17
真実和解のための過去史整理委員会	150	4	3	0	0	143	0
対日抗争期強制動員被害調査及び 国外強制動員犠牲者等支援委員会	46	1	0	0	0	42	3
合計	955,890	122	5,309	112	501,264	333,722	115,361

¹⁹ 行政安全部（2011）「2011 行政安全統計年報－第2章2節 公務員の定員（제2절 공무원 정원）」<http://www.mopas.go.kr/gpms/ns/mogaha/user/userlayout/bulletin/userBtView.action?userBtBean.bbsSeq=1021240&userBtBean.ctxCd=1290&userBtBean.ctxType=21010002&userBtBean.categoryCd=>

²⁰ 行政安全部の定員には、地方自治団体に置く国家公務員の80人を含む。

(3) 国家行政組織改革

(ア) 国家行政組織改革の全体像

韓国では、中央行政組織の再編が頻繁に実施されることで知られている。韓国の行政組織再編を行政改革の一環として捉える見方は完全に否定できるものではないが、新大統領が前政権の影響力を排除するために前政権が設立した部処庁の痕跡をなくし、新政権の基盤を固め、独自性を国民にアピールする目的で就任時または任期中に実施する傾向が顕著であることから、大統領による政治的な自己主張の産物と捉える方が妥当と考えられる²¹。

図表-1-8 中央行政組織数の変遷（1989年～2011年）²²

政権	年	計	政府組織再編にまつわる政治的背景				
			院	部	処	庁	
盧泰愚	1989	36	2	16	6	12	盧泰愚大統領は就任時には省庁再編は実施しなかったが、就任直後実施された国政選挙で与野党議席数が逆転したことを受け、1990年1月に与党民主正義党が省庁再編に積極的な2つの野党と合併し党名を民主自由党に変更、統一政府が実現すると同時に省庁再編を実施。
	1990	38	2	16	6	14	
	1991	39	2	16	6	15	
	1992	39	2	16	6	15	
金泳三	1993	37	2	14	6	15	金泳三大統領は就任前から行革に積極姿勢であり、5年の任期中に4回の政府組織再編を実施。多くは行革の趣旨に則り実施されたと評価されたものの、1996年の再編で13の省庁に分散されていた海洋関連の業務を新設した海洋水産部に一元化したことが大統領の支持基盤である釜山地域への利益誘導とみなされ与野党から批判が噴出。
	1994	35	2	13	5	15	
	1995	35	2	13	5	15	
	1996	35	2	14	5	14	
	1997	35	2	14	5	14	
金大中	1998	35	0	17	2	16	金大中は大統領選に勝利直後に政府組織再編審議会を発足させ、大統領が予算権と人事権を直接掌握できるように大統領府の機能強化を同審議会に指示。与党の連立パートナーであった自由民主連合と野党ハンナラ党との協議は難航を極めたが、1998年2月に妥結し再編を実現。2001年1月の再編協議は難航し、強行採決された。
	1999	37	0	17	4	16	
	2000	37	0	17	4	16	
	2001	38	0	18	4	16	
	2002	38	0	18	4	16	
盧武鉉	2003	38	0	18	4	16	盧武鉉大統領は金大中政権末期の政府組織を継承、政権末期に消防防災庁、防衛事業庁など3つの庁を新設するなど、近年の大統領としては任期中には庁の再編しか実施しなかった。庁は政策決定よりも政策執行を主に担い、大統領との距離が比較的遠い行政組織だったことから、野党の反対なしに政府組織法改正法案が国会を通過した。
	2004	38	0	18	4	16	
	2005	38	0	18	4	16	
	2006	39	0	18	4	17	
	2007	39	0	18	4	17	
李明博	2008	35	0	15	2	18	李明博大統領は就任前から省庁再編に取り組み、就任時に盧武鉉政権末期には40あった中央行政機関を35まで縮小、全斗煥政権以来最も省庁の数を削減した。大型再編は新政権移行時に実施し、任期中には2回目の小幅再編を実施したのみとなった。
	2009	35	0	15	2	18	
	2010	35	0	15	2	18	
	2011	35	0	15	2	18	

行政組織を再編するには「政府組織法」の改正案が国会で議決される必要がある。大統領の出身政党と国会議席の多数党が異なる場合、大統領の出身政党は野党の同意が必要である。

²¹ 参考文献：白井京（2008）「立法情報【韓国】政府組織法の改正」外国の立法 国立国会図書館調査及び立法考査局 2008.4、南京克（2012）「政権交代と省庁再編—1980年代以降の韓国を事例に一」日本政治学会年報 2012-I pp.161-181 など

²² e-国家指標「政府機構の推移（행정기관의 추이）」

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_idxMain.jsp?id_idx_cd=1015&bbs=INDX_001

大統領選挙により新大統領が決まると、新大統領の就任前に「大統領職引継委員会」が設置される。同委員会は、新大統領を補佐し、政府組織・予算執行などの現状を把握、新政府の政策基盤を固め、閣僚候補を選定する等の役割を担う組織であり、現在では「大統領職引継に関する法律」（2003年2月4日制定、最新改正・施行2012年10月22日）に規定されている²³。同法の規定では、委員会は新大統領が任命する委員長1人、副委員長1人を含む24人以内の委員で構成され、委員会に専門委員、事務員などを置くことができ、委員会全体の規模は150～200人である²⁴。

2007年12月19日の大統領選に勝利し2008年2月25日に大統領就任を控えていた李明博の場合は、2008年1月に大統領引継委員会が李明博次期大統領の意向を受けて「少なくとも効率的な政府」を目指し、従来の18部4処を13部2処に大幅に縮小する政府組織案の再編案を発表した。与党ハンナラ党は大統領引継委員会の案を受けて一部の名称を変更するといった簡単な修正を加えたうえで国会に改正案を提出した。しかし2008年2月に野党の民主新党と民主党が統合を決めて大統合民主新党（統一民主党）という国会の多数党となり、同党は改正案の一部に強く反対していた。また、辞任を控えていた盧武鉉大統領も改正案に対して「私の哲学に反する」とし、同法案が可決成立したとしても拒否権を行使する可能性があることを示唆していた。改正案については与野党ともに主張を譲らず、政府組織が確定しないまま新長官内定者が公表されるという事態となったが、新政権発足5日前にようやく交渉が妥結し、新政権の政府組織が確定するに至った。確定した行政組織は従来の18部4処を15部2処に縮小するというもので、当初案にあった統一部の外交部への吸収合併、女性家族部の廃止案等については撤回することとなった²⁵。

なお、2013年2月に大統領に就任した朴槿恵の大統領職引継委員会は、就任に先立つ2013年1月15日に省庁再編案を公表した。未来創造科学部の新設、海洋水産部の復活、外交通商部の通称機能を知識經濟部に統合して産業通産資源部に再編、知識經濟部の中堅企業政策と地域特化発展機能を中小企業庁に統合、国土海洋部が国土交通部に、教育科学技術部が教育部に、農林水産食品部が農林畜産部にそれぞれ名称を変更、保健福祉部の食品医薬品安全庁については国務総理直属の食品医薬品安全処に格上げするなど、李明博政権末期の15部・2処・18庁を17部・3処・17庁へと再編するものであった。しかし野党の反対により政府組織法及び関連法案の成立は困難を極め、一部閣僚の任命が遅れたまま3月11日に政権発足後初の閣議を開かざるを得ず、国会提出から52日経った3月22日ようやく成立した。ただ、未来創造科学部と放送通信委員会の所管業務については、与野党の協議を経て大統領職引継委員会の原案から一部変更された。

²³ 大統領職引継に関する法律（대통령직 인수에 관한 법률）法律第11490号
<http://law.go.kr/lslInfoP.do?lsiSeq=129304&viewCls=lsRvsDocInfoR#0000>

²⁴ 自治体国際化協会（2008）「大韓民国の第17代大統領選挙」Clair Report No.327
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/327.pdf

²⁵ 国立国会図書館（2008）「【韓国】政府組織法の改正」外国の立法—立法情報 2008.4
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23501/02350109.pdf>

(イ) 国家行政組織改革の具体例

韓国における中央行政組織の再編は、新大統領の政権交代時、及び任期途中において数回にわたって実施されるのが通例とされるが、必ずしも特定のパターンに限られてはいない。1990年以降における中央行政組織の再編を整理すると、以下の表ようになる。

図表-1-9 1990年以降における中央行政組織の再編²⁶

政権	実施日	政府組織再編の内容
盧泰愚	1989年12月30日	<ul style="list-style-type: none"> 文化公報部を文化部と公報処に分離 環境庁を環境処に格上げ
	1990年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> 国都統一院を統一院に名称変更、長官が副総理を兼任 文教部を教育部に名称変更 体育部を体育青少年部に再編 中央気象台を気象庁に格上げ 調査統計局を統計庁に格上げ
金泳三	1993年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> 文化部と体育青少年部を統合し、文化体育部を新設 商工部と動力資源部を統合し、商工資源部を新設
	1994年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> 商工資源部（情報機器部門）と科学技術処（ソフトウェア部門）を郵政部に移管、郵政部を情報通信部に再編 経済企画院と財務部を統合し、財政経済院に再編 環境処を環境部に格上げ 建設部と交通部を統合し、建設交通部に 保険社会部を保険福祉部に名称変更
	1996年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> 通商産業部傘下の工業振興庁を廃止、商工部中小企業局を拡大し、中小企業庁を新設 商工資源部を通商産業部に名称変更
	1996年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 水産庁、海運港湾庁、水路局を統合し、海洋水産部を新設、農林水産省の水産部門を移管 海洋水産部の外庁として海洋警察庁を新設 農林水産部を農林部に名称変更
金大中	1998年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 財政経済院を財政経済部に再編、長官が副総理を兼任する制度を廃止、財政経済院の下に予算庁を新設 統一院を統一部に再編、長官が副総理を兼任する制度を廃止 科学技術処を科学技術部に再編 外交部に通商交渉本部を設置し、外交通商部に名称変更 文化体育部を文化観光部に名称変更 内務部と総務処を統合し、行政自治部に再編 通商産業部を産業通商部に再編 公報処を廃止、國務総理の下に公報室を新設 保健福祉部食品医薬品安全本部を食品医薬品安全庁に格上げ
	1999年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> 予算庁と企画予算委員会を統合し、企画予算処を新設 国政公報処を新設 文化観光部文化広報部を文化財庁に格上げ 中央人事委員会を新設
	2000年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 郵政事業本部を新設、情報通信部（郵政事業部門）及び逓信庁など情報通信部の所属機関を移管受け
	2001年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> 財政経済部長官が副総理を兼任する制度を復活
	2001年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> 女性部を新設
盧武鉉	2004年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 法制処、國家報勲処を長官級機構に格上げ

²⁶ 参考：総務省（2007）「諸外国の行政制度等に関する調査研究 No.15」p.17、及び、e-国家指標「政府機構の推移」解説の記述、その他複数のソースから情報を整理のうえ作成したもの
http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_idxMain.jsp?idc_cd=1015&bbs=INDX_001

第1章 韓国

政権	実施日	政府組織再編の内容
		<ul style="list-style-type: none"> 文化財庁を長官級機構に格上げ 消防防災庁を新設（2004年6月11日施行）
	2004年9月23日	<ul style="list-style-type: none"> 副総理1人を新設、科学技術部長官と兼任
	2004年12月30日	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道庁を公社化により廃止（2005年1月1日施行）
	2005年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 女性部を女性家族部に再編
	2005年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> 防衛事業庁を新設
	2006年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 行政中心複合都市建設庁を新設（政府組織法上の機構ではなく、一時的な組織として設立）
李明博	2008年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> 企画予算処と財政經濟部を統合し、企画財政部に再編 文化観光部、国政広報処、情報通信部（デジタルコンテンツ部門）を統合し、文化体育観光部に再編 建設交通部と海洋水産部（海洋部門）を統合し、国土海洋部に再編 教育人的資源部と科学技術部（基礎科学部）を統合し、教育科学技術部に再編 農林部と海洋水産部（水産部門）を統合し、農林水産食品部に再編 産業資源部、情報通信部（IT産業政策部門）、科学技術部（産業技術R&D部門）を統合し、知識經濟部に再編 放送委員会と情報通信部（通信サービス政策・規制部門）を統合し、放送通信委員会に再編 財政經濟部金融政策局と金融監督委員会を統合し、金融委員会に再編 保健福祉部を保健福祉家族部に再編
	2010年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉家族部（青少年・家族）を女性部に移管、保健福祉部に名称変更 女性部を女性家族部に再編
朴槿恵	2013年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> 未来創造科学部を新設 海洋水産部を新設 保健福祉部傘下の食品医薬品庁を食品医薬品処に格上げ 農林水産食品部の水産機能を海洋水産部に移管し、農林畜産食品部に名称変更 外交通商部の通商交渉機能を知識經濟部に移管し、外交通商部は外交部に、知識經濟部は産業通商資源部にそれぞれ名称変更 行政安全部は公安機能を強調するために安全行政部に名称変更 教育科学技術部の科学技術機能を未来創造科学部に移管し、教育部に名称変更 国土海洋部の海洋機能を海洋水産部に移管し、国土交通部に名称変更

1990年以降における中央政府組織の再編に関し、韓国政府が公式に評価した記述が公開されている。以下にその日本語抄訳を掲載する²⁷。

①金泳三政権（1993年2月～1998年2月）

金泳三政権による政府組織再編の一次的な目標は「小さく効率的な政府」の実現にあり、これを適切に支えるために「行政組織の効率性」及び「民主性」という二つの原則を提示した。

金泳三政権の組織再編は、3次にわたって行われた。1993年の第1次再編では、文化部和体育青少年部を統合して文化体育部を新設した。また、国内産業の競争力強化と産業発展の基盤拡充を推進するために、従来の商工部と動力資源部を統合して商工資源部に再編した。

1994年に第2次再編が断行された。経済企画院と財務部は国家の財政政策と予算機能の連携性を強化し、政策の自律性・創意性を拡大するため、財政経済院に統合した。商工資源部を通商産業部へ再編し、グローバルな競争力を強化し、通商資源政策機能を体系化した。また、企業の自律性を確保するため、規制機能を縮小した。未来の国家発展の核心戦略産業である情報通信事業体系を補強するため、郵政部を情報通信部へ再編、環境政策機能の補強のため、環境処を環境部へ格上げした。

1996年2月には工業振興庁を廃止して中小企業庁を設置。また同年の8月には海洋水産部を新設し、海洋競争時代及び国際海洋秩序の急激な変化に備え、海洋先進国を目指すための行政基盤構築を設置の目的とした。

これと同時に海洋警察庁を設置し、水産業務を海洋水産部に移管することによって、農林水産部の名称を農林部へ変更した。

一般的に金泳三政権の国政運営の基調は、文民政府、小さくて強力な政府、新韓国創造、国際化、世界化と開放化にあったといえる。

②金大中政権（1998年2月～2003年2月）

金大中政権の組織再編方向も、最終的には行政組織の効率性と民主性を同時に追い求めていたという点で、金泳三政権とさほどの変りはない。「小さくて力強い政府」の実現と政府の競争力強化に力を入れていた点も類似していた。しかし金大中政権が過去の歴代政府と異なる点は、経済危機の克服という切実な社会変化の中で政府組織再編を試み、3回に渡って組織再編を実施したところにある。

第1次再編では政府組織を17部・2処・16庁へと再編した。大統領直属機構として企画予算委員会を新設し、國務總理室に法制処と国家報勲処が次官級の部署として吸収された。また、政務第1長官と第2長官が廃止され、第2長官室は大統領直属の女性特別委員会の事務処に変更。財政経済院を財政経済部に再編、その下に予算庁を新設した。外務部は通商交渉機能を強化して通商交渉本部を新設し、名称を外交通商部に改めた。内務部と総務処を行政自治部に統合し、通商産業部は産業資源部に再編した。金大中政権の政府組織再編作業には官学が実質的に参加し、比較的オープンに実施されたと評価されている。

第2次再編では、第1次再編の際に意見調整の失敗によって不調に終わった一部組織の再編を実現、人事機能を大統領に集中し、企画予算処（企画予算委員会と予算庁の統合）と中央人事委員会を新設した。

第3次再編では、政策間の連携と一貫性の確保及び総合調整機能の強化のため、経済及び教育部署を副總理級に格上げし、女性の社会的権益保護を目的に女性部を新設、18部・4処・16庁へ再編した。

²⁷ e-国家指標「政府機構の推移（행정기관의 추이）」

http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_idxMain.jsp?idc_cd=1015&bbs=INDX_001

③盧武鉉政権（2003年2月～2008年2月）

盧武鉉政権は、部処の自律性と責任性を向上させることに着目したことから大規模な組織再編は行わず、主として部処の機能調整に重点を置き、業務の改善を通じて政府組織の効率性を図ろうとした、と評価されている。保健福祉部の保育サービス機能を女性家族部へ、企画予算処の行政改革機能を行政自治部に移譲した。消防防災庁と防衛事業庁を新設し、鉄道庁を公社化した。また、さまざまな方法で委員会組織を活用した。行政中心複合都市建設事業の統括や調整のため、行政中心複合都市建設庁を新設。ただし、行政中心複合都市建設庁は政府組織法上の機構ではなく、一時的な組織として新設された。

盧武鉉政権による政府組織再編の特徴は、過去と比較して、部分的で漸増的であったといえる。過去の政権が実施した政府組織再編は一括的かつ総合的な方法で部処間の統合及び新設が実施されたのが特徴であったが、盧武鉉政権は過去政権のシステムを維持・補完するレベルに留めながら、機能の再調整と業務方式の改善を通じて公務員社会の一般的な競争力強化を推進した。

④李明博政権（2008年2月～）

李明博政権の組織再編は、政府の役割を原点に戻って見直し、政府が必ずなすべきことを中心に精鋭化し、政府組織構成の基本原則に充実な組織再編を目指した。

中央政府は政策開発・調整など、本来の役割に充実させるが、民間部門や地方がもっとうまくできるものは積極的に移譲・移管し、肥大化した組織を果敢に縮小・調整して最小限の体制で運営することを目指した。重複する政府の組織編成は機能中心に単純化する一方、将来に備えるための先端システム構築などマクロな企画・調整機能については強化するようにした。

機能と組織を集中した「大部大局制」を取り入れ、領域横断的、かつ柔軟で創意的に働く「実用政府」の基盤を築いた。組織・人事・予算運営の自律を大幅に拡大させ、各部処に散在している類似・重複機能を統合し、部処の業務範囲を拡大した。過大な統制・調整機能及び各種委員会は大幅に見直しが行われ、政策決定の手順を削減、「責任行政」の実現を目指した。

(4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革

(ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧

韓国におけるスポーツ担当省は1982年3月20日に新設された体育部が最初であり、その後の再編により現在では文化体育観光部の所管となっている²⁸。

各政権において実施されたスポーツ担当省の編成の推移に組織改革の背景・契機となつたと判断し得る出来事について対比させたのが以下の表である。

図表-1-10 韓国におけるスポーツ担当省の編成の推移とその背景

政権	実施日	韓国におけるスポーツ担当省の編成	背景
全斗煥	1982.3.20	体育部を新設し、1室・3局(企画管理室・体育振興局、体育科学局、国際体育局)を設置、室局合計10課に局長級統括官3人、局次長級審議官4人の体制とし、職員定員は187人。	1981年9月、1988年夏季オリンピックの開催地にソウルが決定。同年11月には1986年アジア競技大会のソウル誘致が決定したことを受け、スポーツに対する国家的政策支援が不可避となる
盧泰愚	1988.6.18	体育部内に青少年局を新設し、1室・4局体制。職員定員は225人。	1988年2月に盧泰愚政権が発足、1987年11月制定・1988年5月施行の青少年育成法に基づき制定された青少年育成総合計画の策定・施行の任務は体育部長官の任務が妥当であるとする文教広報委員会の判断により、青少年対策の企画・調整・統括機能を国務総理行政調整室から体育部に移管 ²⁹
	1990.2.12	体育部体育振興局の社会体育課を生活体育課に改称、学校体育課を廃止、事業体育課を新設。	
	1990.9.10	体育部青少年局内組織を1室・6課(青少年政策調整室・青少年企画課、青少年育成課、青少年交流課、施設基金課、広報協力課)体制に拡大。	1990年7月、政府が国民生活体育振興推進詳細計画である「雉鳩(ホトリ)計画(호돌이계획)」において、青少年スポーツの重点振興が課題に掲げられた
	1990.12.27	体育部を体育青少年部に改称、文教部の学校体育に関する機能を体育青少年部に移管。	—
金泳三	1993.3.6	文化部と体育青少年部を統合し、文化体育部に再編。体育政策局(体育企画課、生活体育課、体育施設課)、体育支援局(体育科学課、指導育成課、訓練支援課)、国際体育局(協力統括課、国際競技課、海外協力課)の3局・9課体制。職員定員は98人。	1989年7月の行政改革委員会による「行政改革に関する建議(행정개혁에 관한 건의)」答申を受け、1993年2月の金泳三政権発足後、ただちに省庁再編を実施
	1994.5.4	文化体育部国際体育局の海外協力課を体育協力課に改称し、学校体育関連業務の一部を同課に移管。	—
	1994.12.23	文化体育部内に観光に関する行政業務を移管し観光局を設置、同時に体育支援局を廃止。スポーツ担当組織は体育政策局(体育企画課、生活体育課、支援育成課、体育施設課)、国際体育局(協力統括課、国際競技課、海外協力課)の2局・7課体制。職員定員は77人。	—

²⁸ 文化体育観光部の公式文書では、スポーツをあらゆる用語として「体育(체육; 體育; チェユク)」と「スポーツ(스포츠; sports)」の双方が同じ意味で用いられている。2011年体育白書の記述によれば、「体育」はもともと一義的に学校教育における身体活動課目を指す用語であったが、1960年代以降次第にエリートスポーツをも含む概念とされた。その後1980年代後半には「商業スポーツ(상업스포츠)」、「余暇スポーツ(여가스포츠)」というような教育とは別の領域の用語が生まれ、1990年代後半には「スポーツ産業(스포츠산업)」という社会経済的領域まで拡張した用語が用いられるようになり、「体育」と特定領域における「スポーツ」との使い分けが慣例的になされるようになった。現在の韓国ではこれら2つの用語が混用されているため、学者らは「体育」でなく「スポーツ」を使用することを提案しているという。したがって、本稿において法律や政府文書の一回を日本語訳して掲載する場合は、原文に「体育」または「スポーツ」とあるものはそのまま示すことを原則とした。

²⁹ 参考：張世昌(1999)「韓国における政治権力とスポーツとの関連に関する研究—第5.6共和国のスポーツ政策を中心に」筑波大学博士論文

第1章 韓国

政権	実施日	韓国におけるスポーツ担当省の編成	背景
金大中	1998.2.28	文化体育部を文化観光部に改称のうえ、スポーツ担当組織の統合を実施。体育局(体育政策課、生活体育課、体育振興課、体育支援課)の1局・4課体制。職員定員は56人。	1997年10月に発生した通貨危機に伴い、政府はIMFに200億ドルの緊急支援を要請、1998年2月に発足した金大中政権はIMFの支援条件であった構造改革を断行。
	1999.5.24	文化観光部体育局の体育振興課に生活体育課を統合し、1局・3課体制。職員定数は40人。	
	2002.3.9	文化観光部体育局に生活体育課を再び設置、1局・4課体制。職員定員は45人。	景気回復により国民の労働時間が短縮化。余暇時間を健全なスポーツ活動に誘導し、国民のスポーツ需要の多様化に対処するために、与党議員が生活体育担当課の設置を要求。
盧武鉉	2004.11.7	文化観光部体育局にスポーツ余暇産業課を新設し、体育振興課を廃止。旧体育振興課のスポーツ振興業務、学校体育、全国体育大会業務は生活体育課が、国家代表選手育成、大韓体育会の指導監督業務は国際体育課が、スポーツ関連施設の造成、プロスポーツ団体育成業務はスポーツ余暇産業課が、それぞれ継承。	2003年2月に盧武鉉政権が発足。2004年4月に与党開かれたウリ党が過半数を獲得、盧武鉉大統領は電子政府の実現を行革の軸と位置づけて雇用創出を優先、行政機関のさらなるスリム化には否定的であり、行政改革の方向性は2003年に策定された「行政改革ロードマップ」を継承。
	2005.12.15	保健福祉部の障害人体育課を文化観光部体育局に移管、1局・5課体制。職員定員は52人。	
	2006.7.25	文化観光部体育局の各「課」を「チーム」に改称、1局・5チーム体制に ³⁰ 。	2006年4月の統一地方選で与党ウリ党が惨敗し野党ハンナラ党が圧勝。2007年8月のハンナラ党予備選挙で李明博が大統領選の公認候補に選出。2007年11月の大統領選挙で当選した李明博は中央省庁再編による行政コストの削減を公約。
李明博	2008..2.29	文化観光部を文化体育観光部に改称。また、「チーム」を元の「課」に再編成。1局・5課体制。職員定員は50人。	盧武鉉大統領が中央省庁再編に猛反対し、改正法案に拒否権を行使すると表明。しかし2008年2月の李明博政権スタート直前に統一民主党とハンナラ党が3省の統廃合と1省の機能縮小に合意、改正法案が国会で成立。
	2008.12.31	文化体育観光部の生活体育課を体育振興課に統合し、障害人体育課を障害人文化体育課に改称。1局・4課体制。	—
	2009.5.1	スポーツ余暇産業課を体育振興課に統合、障害人文化体育「課」を障害人文化体育「チーム」にすることで1局・3課・1チーム体制。職員定員は50人。	—
	2010.7.1	障害人文化体育「チーム」を障害人文化体育「課」に変更、再び1局・4課体制に。職員定員は52人。	—

(出典：変遷は文化体育観光部 2010 年体育白書及び 2011 年体育白書、その他学術文献等から整理、背景は各種政府公式資料からの分析)

³⁰ 2006年、行政自治部(当時)による政府革新プログラムに基づき、行政自治部を皮切りとして、各部局の判断によりチーム制が順次採用された。チーム制は、従来、長官・局長・課長・係長・職員という5階層の垂直構造を、長官・本部長・チーム長・チーム員の4階層とし、チームの業務範囲を従来の課よりも拡大した。チームの業績はバランス・スコアカードを用いた成果主義業績評価システムにより測定され、チーム長は3～5級の公務員のなかから能力・成果に応じて長官・本部長により選任される。参考文献：権永錫(2006)「韓国自治行政部の政府革新プログラム」同志社政策科学研究8(1), pp.167-179 <http://doors.doshisha.ac.jp/webopac/bdyview.do?bodyid=BD00011487&elmid=Body&fname=019008010011.pdf>

(イ) 各改革の背景・目的・効果

現在のスポーツ担当省である文化体育観光部は、文化、芸術、映像、広告、出版、刊行物、スポーツ（体育）、観光に関する事務を所管している。スポーツに関しては1982年3月20日に体育部が新設され、同部は1990年12月に体育青少年部、1993年3月に文化体育部、1998年2月に文化観光部、2008年2月に文化体育観光部へと再編されている。これらの再編の背景について判明しているものは、前項の図表-1-10「韓国におけるスポーツ担当省の編成の推移とその背景」に記載している。

創設当初の1982年には、体育部だけで187人という大所帯でスタートし、1988年のソウル夏季オリンピック大会開催の年には定員225人とピークを迎えたが、同大会終了後は文化関係を所管する省との統合が実施された。その後、IMF管理下において実施を迫られた行政改革と公務員定員削減によって人員組織の規模が年々逡減され、現在では50人を若干超える定員規模で運営されている。

文化体育観光部が刊行した「2011年体育白書」³¹には、1990年以降に各政権が実施したスポーツ政策改革の背景、目的及び効果についての記述がなされている。しかしながらこの公式文書では、スポーツ担当省としてスポーツに関する行政組織の再編そのものを行革に結びつけたような記述が、ほとんど見られない。

参考までに、「2011年体育白書」に記載されたスポーツ政策改革部分の日本語抄訳を掲載する。

①金泳三政権（1993年2月～1998年2月）による改革

1993年に発足した金泳三政権は、従来の体育政策がエリート体育に重点を置いてきたことから離れ、それまで遅れていた生活体育について重点的に振興を図り、生活体育とエリート体育をバランスよく育成することに重点を置いた。すなわち、第3共和国（1961～1972）が始まって以来続いてきた国家施策により手厚い国の支援を受けてきたエリート体育について少しずつ民間に移譲し、国民体力増進と余暇活用のための生活体育の国民的振興に重点を置く政策への切り替えである。金泳三政権による体育政策は、民間体育団体の立場を強化し、それまで量的な膨脹を中心に成長してきた体育政策が質的な成長につながる期待を持たせるものであり、文民政府による第1次国民体育振興5か年計画（1993年～1997年）が策定されるにあたり、体育政策が同計画の中に集約されることとなった。

第1次国民体育振興5か年計画に設定された目標は、「国民体力増進と余暇の善用」、「世界10位以内の競技力維持」、「国際体育協力増進」、及び「民族の和合」であった。重点推進課題は、生活体育重点振興を通じて、国民体育活動参加率を先進国水準である50%以上に向上させ、すべての基本である水泳、陸上、体操などの基本競技種目と、夏季競技種目に比べて国際競争力に劣る冬季競技種目について重点育成を推進する、というものであった。

第1次国民体育振興5か年計画は、当初155件のプログラム事業としてスタートしたが、学校体育業務が教育部に移管されたため、事業期間中に合計138件が実施された。

第1次国民体育振興5か年計画の投資規模合計額は当初計画では1兆6,669億ウォンだったが、その後計画が見直され、実際の投資額は4兆1,293億ウォンと、見直し計画対比では148%という大幅な増加となった。

³¹ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」pp.66-72の記述を整理

生活体育分野では、市郡単位の地域基本体育施設である運動場（34 か所）、体育館（32 か所）、町内体育施設（1,456 か所）などが大幅に拡充された。また運動処方ができる1級生活体育指導者を初めて育成するなど、生活体育指導者 19,314 人を養成した。

専門体育分野では、1994 年冬期オリンピックと 1996 年夏期オリンピックで 10 位以内に入るなど、世界上位の競技力を引き続き維持し、体育人福祉向上のため、計画期間の中に 481 人に競技力向上年金 114 億ウォンを支援するなど、合計 149 億ウォンを支援した。

また、国際体育分野では、1993 年には 1997 年の茂朱・全州冬季ユニバーシアード大会と 1999 年の江原冬季アジア競技大会を、1996 年には 2002 年ワールドカップサッカー大会を日本と共同で誘致するなど、国際体育界での地位を確固たるものにした。しかし、南北間の体育交流においては、国際大会南北単一チームでの参加、体育指導者の相互交流などの段階的な南北体育交流を計画したものの、成果が得られなかった。

体育科学分野では 1995 年 12 月に科学的な国民体力測定と運動処方を支援するために国民体力センターが設置されることとなり、体育活動の科学的アプローチが図られている。

図表-1-11 「第1次国民体育振興5か年計画」における主要政策課題及び推進内容

主要政策課題	推進内容
生活体育の国民的拡散	<ul style="list-style-type: none"> 国民の体育活動への参加意識の涵養 体育活動空間の拡充及び生活体育指導者の養成 国民体育活動の体系的育成及び支援 国民の健全な余暇機会の拡大
エリート体育の持続的育成	<ul style="list-style-type: none"> 優秀選手の科学的・体系的な養成 国内競技大会運営の改善 優秀な競技指導人材の養成 体育人福祉向上及び体育団体の自立性の向上
国際体育協力の増進	<ul style="list-style-type: none"> 国際スポーツにおける韓国の地位強化 国際体育交流事業の効率的な推進 体育を通じた民族融合の推進
体育科学の振興	<ul style="list-style-type: none"> 体育科学の研究基盤の強化 体育科学の実用化
体育行政体制の補強	<ul style="list-style-type: none"> 体育行政体制の整備・補強 体育関連法令及び制度の整備

②金大中政権（1998 年 2 月～2003 年 2 月）による改革

IMF 経済危機の下に発足した金大中政権は、地方化・民間化・多元化という環境変化に対応するため、体育政策を策定・執行できるよう体育業務の分権化・民間主導への移行を推進した。IMF 経済危機は、政府行政の効率的な遂行のために「小さな政府」論を促すこととなり、全体的な政府組織の縮小に伴っての体育組織の縮小は避けられなかった。

金大中政権の体育政策は、発足当時に選定した「100 大政課題」でその基調を見ることが出来る。金大中政権は、「社会の健康は生活体育から」という国政課題を選定し、これを達成するため、第一に国民の体育活動参加機会の拡大、第二に体育指導者の養成、第三に多様な余暇活動のための複合体育施設の拡充、第四に競技団体の財政自立基金支援及び法人化、第五に体育用器具の品質向上支援、第六に 2002 年ワールドカップの準備など、合計 6 つの主要事業を選定、推進した。

このような政府体育政策の方向は、多様な生活体育プログラムと複合体育施設の拡充を通じて生活体育を活性化できる環境を整え、2002 年ワールドカップサッカー大会と釜山アジア競技大会など、国際行事の開催を成功させ、IMF 経済危機によって落ち込んだ社会の雰囲気を一刷新しようとする意志の表れとみられる。

また、専門体育団体の自立性強化を通じてエリート体育の安定的発展の基盤を構築し、体育用器具などのスポーツ産業支援を拡大する、という政策の方向性を提示した。

金大中政権は、上記と共に第2次国民体育振興5か年計画（1998年～2002年）を策定し、諸般の政策を推進した。第2次国民体育振興5か年計画は、21世紀は体育余暇活動の満足度が生活の質向上に大きく寄与するという予測に基づいて、体力と肥満の管理、国民健康増進、多様な生活体育活動の機会付与、余暇活動の機会拡大など、元気な体育福祉社会を実現するため、政府がより総合的・体系的に国民の生活体育活動を活性化する意志を示している。また、生活体育と専門体育の二つの軸が相互連携し発展するように体育発展の枠組みを設けようとした。

特に、本計画は21世紀初の2002年ワールドカップサッカー大会開催を成功させ、国家再跳躍の契機として活用すべく、競技場施設の確保、宿泊・放送・報道施設の確保、多様な文化行事の準備、全国的な参加雰囲気造成など、積極的な支援政策に取り組んだ。

図表 1-12 第2次国民体育振興5か年計画における主要政策課題及び推進内容

主要政策課題	推進内容
生活体育への参加環境を構築し、地域共同体中心の体育活動の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共同体の住民活動の場として体育施設の拡充 ・未参加人口の生活体育プログラムへの参加拡大 ・生活体育指導人材の育成及び活用 ・国民体力管理の科学的支援 ・民間主導の生活体育の拡充
世界トップレベルの競技力維持及び生活体育と専門体育の連携を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ・選手発掘及び育成体制の専門性を補強 ・競技団体の自立性向上 ・競技運営体制の合理化及び電算化の強化 ・スポーツクラブ育成を通じた生活体育と専門体育の均整発展
国際交流の実力の強化及び南北体育交流を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・体育交流対象国の拡大及び交流の充実化 ・体育外交の実力強化を通じた国際体育機構内の役割強化 ・南北体育交流の推進を通じた民族融合のムード醸成 ・国家イメージ広報のため、シンボリック競技種目の世界的普及推進
2002年ワールドカップサッカー大会の成功開催を通じて国家発展の再跳躍を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・大会準備・運営体制の構築、競技場等の大会施設確保 ・競技運営、開会式等の大会運営の段階的準備 ・全国的な大会参加のムード醸成、及び政府全体としての支援
体育産業の国際競争力を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・体育産業の研究開発 ・未整備地区の民間体育施設の優先融資支援 ・民間体育産業成長のための規制緩和推進 ・体育サービス消費者の権益及び安全保護のための措置を追求
競争力のある体育科学発展の追求及び体育行政の能率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国体育科学研究院の機能増大 ・国民体育増進研究及び競技力向上研究の実力を強化 ・体育部門の総合情報網構築及び多様な体育情報の提供 ・体育人材の専門性向上及び地方体育組織に専門人材を配置

③盧武鉉政権（2003年2月～2008年2月）の改革

盧武鉉政権（注：韓国では「参与政府」と呼ばれる）の体育政策の基調は、新政権の発足と同時に提示された「参与政府国民体育振興5か年計画」の枠組に明示された。参与政府は、本計画において、第一に、生活体育参加率の画期的向上（50%）による国民健康増進及び生活の質向上、第二に、世界10位以内の競技力維持による国威宣揚、第三に、スポーツ産業育成による国家発展及び地域均衡発展、第四に、国際体育交流の実質化による国家イメージ向上、第五に、南北体育交流の活性化による南北和解ムードの構築など、今後5年間の達成目標を示した。

このような計画目標を実現するため、参与政府は性別・年齢・階層・地域の差別なしに国民誰もが手軽に体育活動に参加できる体育環境を作り、学校・生活・専門体育を体

系化かつ先進化し、体育の産業的・経済的価値を極大化するための支援体制を構築し、体育の科学化・情報化を推進し、国際体育協力を強化してスポーツイベントを誘致することを政策方向として設定した。

また、上記の目標を達成するための推進戦略としては、国民が「参加」する体育政策の策定及び執行、体育団体などの民間団体に対する自律性強化のための法制度整備、地方への権限移譲などが掲げられた。

「参与政府国民体育振興5か年計画」は生活体育、専門体育、スポーツ産業、国際体育、体育科学・情報化、体育行政・財政などの6部門、21課題、146事業で構成されている。

図表-1-13 参与政府国民体育振興5か年計画における主要政策課題及び推進内容

主要政策課題	推進内容
生活体育の活性化を通じた国民の生活の質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が使いやすい生活体育空間の拡充 ・スポーツクラブの体系的育成 ・体育活動への参加拡大に資する多様なプログラムの運営 ・科学的な国民体力管理システムの構築 ・レジャースポーツの発展案の構築 ・生活体育指導人材の養成及び活用 ・生活体育に関する理解の向上及び推進体制の強化
科学的訓練支援を通じた専門体育の競技力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀選手の発掘・育成体制の確立 ・専門体育施設の多機能化・現代化 ・体育英才制度改善等、学校体育の活性化支援 ・専門体育団体の自律性及び財政自立の基盤強化
スポーツ産業を新しい国家戦略産業として育成	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ産業の競争力強化支援 ・スポーツ産業の専門人材育成 ・スポーツ産業振興関連の法基盤の構築
国際体育交流の協力を通じた国家イメージの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・世界選手権大会等、種目別主要国際大会の誘致 ・スポーツ外交専門人材の養成 ・国家間体育交流・協力の充実化 ・体育を通じた民族融合の基盤づくり ・テコンドー公園の造成の推進 ・スポーツのアンチ・ドーピング活動の活性化
体育科学の振興及び情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の学問的研究活動の支援 ・体育総合情報体系の構築
体育行政システムの革新と体育振興財源の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・体育政策推進体制の体系化 ・国民体育振興基金の安定的助成

④李明博政権（2008年2月～2012年）の改革

李明博政権の体育政策は、新政権の発足と共に提示した「文化ビジョン2008～2012」の中、「文化国家100年を見据えた政策に取り組む」という基本的な政策の方向性が示されている。李明博政権の体育政策は「文化ビジョン2008～2012」において「生き生きした韓国人、スポーツで盛り上がる国」がテーマとして掲げられ、「15分プロジェクト（家から15分距離の場所で、好きなスポーツを楽しめるようにする）」というスローガンが表明された。

李明博政権は、学校体育の正常化を集中的に推進するため、各領域別に詳細な実践課題を提示した。まず、学校体育では体育に親しむ教育環境の改善を図るため、学校基本体育活動の基盤造成、学校体育活性化プログラム及び人員支援、全国大会運営制度の改善、選手人権保護体系の構築、学生選手の学業と運動の両立環境の構築事業などを推進している。

体育活動の参加環境改善のため、地域スポーツクラブの定着及び活性化、体育人材の活用及び国民体力の向上、オーダーメイド型体育福祉の実現、伝統武芸の指定・育成の

普及、生活体育施設の拡充及び活用向上、専門体育施設の拡充による訓練環境の改善、レジャースポーツ施設・空間などの拡充等を掲げた。

障害人体育分野では、共に享受する体育活動のため、障害人の生活体育の参加人口拡大、公共体育施設における障害人利用環境の改善、障害人専門体育の競技力向上と体系的な管理、マイノリティ層による生活体育参加の拡大、及びボランティア活動の推進等を展開する。

また、世界のスポーツ強国・韓国のため、国際競技大会開催の成功、スポーツ外交にかかる人材養成及び国際活動の強化、テコンドーの世界化、先進的なドーピング防止システムの確立、が掲げられた。また、エリート体育競技分野においては、2012年ロンドンオリンピックに備えた国家代表選手の養成、優秀選手資源の拡大及び育成システムの強化、不人気競技種目の活性化、陸上発展計画の推進、エリート体育施設の拡充による訓練環境の改善、スポーツ科学及び情報支援システム等の構築が掲げられた。

その他、スポーツ産業の競争力強化のため、プロスポーツの自活力確保のためのスポーツマーケティングの活性化、スポーツ用品の高付加価値化、スポーツ産業専門人材の養成・支援体系などを構築する計画となっている。

図表一-1-14 李明博政権の文化ビジョン 2008～2012 における体育分野の
主要政策課題及び推進内容

主要政策課題	推進内容
生活体育への参加環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツクラブの定着及び活性化 ・体育人材の活用向上及び国民の体力向上 ・オーダーメイド型の体育福祉の実現 ・伝統武芸の指定及び育成・普及の強化 ・生活体育施設の拡充及び活用向上 ・レジャースポーツ施設・空間の拡充
体育に前向きな教育環境、教育に前向きな体育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本的な体育活動の基盤づくり ・学校体育活性化プログラム及び人材支援 ・選手の人権保護のための体制構築 ・学生選手の学業と運動の両立環境づくり
共に享受する体育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害人生活体育への参加人口の拡大 ・公共体育施設の障害人利用の環境改善 ・障害人の専門体育競技力の向上と体系的な管理 ・マイノリティ層の生活体育への参加拡大、及びボランティア活動の展開
世界の中のスポーツ韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・国際大会競技の成功開催を通じたスポーツ強国のイメージ維持 ・スポーツ外交人材の育成及び国際活動の強化 ・テコンドーの世界化 ・先進スポーツドーピング防止システムの確立
スポーツ産業の競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツの自活力確保のためのスポーツマーケティング活動の強化 ・スポーツ用品の高付加価値化及びu-スポーツ社会構築 ・スポーツ産業専門人材の育成・支援体制の構築 ・民間体育施設の利用環境の改善
エリート体育の国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年ロンドンに向けた国家代表選手の体系的育成及び訓練の科学化 ・優秀選手支援の拡大及び育成システムの強化 ・不人気種目の活性化 ・スポーツ医科学及び情報支援システムの構築 ・陸上振興の土台構築のための推進計画履行 ・エリート体育施設拡充を通じた訓練環境の改善
体育行政システムの先進化	<ul style="list-style-type: none"> ・体育団体の組織及び機能の先進化 ・先進的な体育法制度の整備 ・部処間協力体制の構築及び協力強化

第1章 韓国

2. スポーツ政策に係わる行政組織

(1) スポーツ担当省

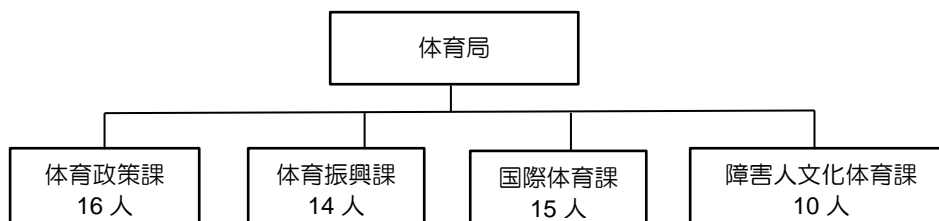
(ア) 体制

文化体育観光部は、1人の長官の下に第1次官と第2次官が置かれ、第1次官の下には、企画調整室、文化コンテンツ産業室、文化芸術局、観光産業局、図書館情報政策企画団、第2次官の下には、従務室、国民疎通室、体育局、メディア政策局、アジア文化中心都市推進団が置かれている³²。

スポーツに関する主務部署は、「体育局」であり、その下には「体育政策課」、「体育振興課」、「国際体育課」、「障害人文化体育課」³³の4つの課が設置され、2012年12月31日現在、1局4課、局長（高位公務員団に属する一般職公務員）1人、定員54人、という体制になっている³⁴。

文化体育観光部ウェブサイトに掲載されている2013年3月現在における体育局の組織図、体育局各課の主要業務、並びに体育局各課担当者の業務内容について、以下に示す³⁵。

図表-1-15 文化体育観光部体育局の組織図



図表-1-16 文化体育観光部体育局各課の主要業務一覧

課	主要業務
体育政策課 체육정책과	<ul style="list-style-type: none"> • 体育振興政策に関する長・短期総合計画の策定 • 体育総合計画の推進状況の分析と評価 • 体育関連統計資料の収集・分析と体育指標の開発 • 体育情報化に関する事項 • 国民体育振興基金の造成及び運用 • 体育振興投票券と競輪・競艇事業に関する事項 • 体育科学の振興と体育科学研究機関の育成・支援に関する事項 • 体育週間と体育の日の行事に関する事項 • 大韓民国体育賞など、優秀体育人賞及び体育功労者の保護、育成 • ソウルオリンピック記念国民体育振興公団に関連する業務 • 候補選手、運動競技部及び体育系学校の育成・支援 • 全国体育大会、全国少年体育大会及び種目別国内競技大会の開催支援 • 専門体育振興のための計画の策定と実施 • 専門体育関連団体の設立と育成・支援に関する事項 • 国家代表選手の育成・支援に関する事項

³² 文化体育観光部ウェブサイト <http://www.mcst.go.kr/web/introCourt/introOrgan/mainConts.jsp>

³³ 韓国では「障害者」を「障害人(장애인)」と呼ぶため、組織・法律・制度に関する「障害者」の記述については、本稿において「障害人」と記述した。

³⁴ 文化体育観光部(2012)「2011年体育白書(2011년 체육백서)」p.77

³⁵ 文化体育観光部ウェブサイト <http://www.mcst.go.kr/web/deptCourt/dept/sports/introMain.jsp?pType=08>

課	主要業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・国家代表選手のトレーニング施設の拡充及び運営に関する事項 ・大韓体育会及び各種競技団体に関連する業務 ・種目に関連する業務 ・その他の課・チームの所管に属しない事項
体育振興課 체육진흥과	<ul style="list-style-type: none"> ・生活体育振興のための計画策定と実施 ・生活体育関連団体の設立と育成・支援に関する事項 ・体育指導者の養成・配置に関する事項 ・職場や地域生活体育の振興に関する事項 ・生活体育種目の育成に関する事項 ・伝統的な民俗競技の振興と韓民族祝典に関する事項 ・スポーツクラブの育成・支援に関する事項 ・国民生活体育会に係る業務 ・公共体育施設拡充計画の策定と推進 ・生活体育に関する国際交流に関する事項 ・国民体力増進に関連する事項 ・スポーツ産業振興のための計画策定と実施 ・スポーツ産業振興のための調査・研究 ・スポーツ産業関連企業その他の団体及び機構の育成・支援 ・スポーツ産業の技術開発に関する事項 ・スポーツ産業関連の専門人材の養成に関する事項 ・スポーツマーケティング活性化と国際交流・協力に関する事項 ・スポーツ産業振興の基盤づくりに関する事項 ・民間体育施設の設置・利用の活性化に関する事項 ・スポーツ用品・用具・機材の生産サポートと奨励 ・スポーツ産業の国際交流・協力に関する事項 ・プロスポーツ競技の振興と関連団体の育成・支援に関する事項 ・レジャースポーツ振興のための計画策定と実施、関連団体の育成・支援 ・伝統武芸の振興に関する事項 ・種目に関連する業務
国際体育課 국제체육과	<ul style="list-style-type: none"> ・国際スポーツ交流振興のための計画の策定と実施 ・国際競技大会の誘致・開催と参加支援に関する事項 ・国際スポーツ交流協定の締結と交流に関する事項 ・南北体育交流及び協力に関する事項 ・国際体育関連情報や資料の収集・普及 ・I Fとの交流・協力と国際体育会議に関する事項 ・選手のドーピング投与の防止に関する政策の策定とその実施の支援に関する事項 ・テコンドーなどの伝統スポーツの世界普及に関する事項 ・国際スポーツ交流及び協力に関する事項 ・国内体育団体の国際スポーツ競争力強化に関する事項 ・国際山岳スポーツ活動の支援に関する事項 ・大韓オリンピック委員会及び関連する業務 ・テコンドー公園造成及び運営に関する事項 ・テコンドー振興財団と国技院に関連する業務 ・種目に関連する業務

第1章 韓国

課	主要業務
障害人文化 体育課 장애인문화 체육과	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害人スポーツ振興のための長・短期発展計画の策定 ・身体障害人スポーツ環境の造成と支援体制の改善等に関する事項 ・身体障害人のスポーツ活動プログラムの開発やスポーツクラブの育成・支援に関する事項 ・障害人スポーツ指導者の養成、配置、障害人体育関連専門人材の養成 ・全国身体障害人スポーツ大会、種別別競技大会など障害人のスポーツ活動の支援 ・国家代表障害人選手の育成・支援に関する事項 ・身体障害人スポーツ交流の活性化と専門人材の養成 ・自宅訪問型の生活体育サービスなど障害人の生活体育に関する事項 ・大韓障害人オリンピック委員会、及び大韓障害人体育会に係る業務 ・障害人の文化関連法令の制定・改正や制度改善に関する事項 ・障害人の文化関連資料の開発と支援計画策定に関する事項 ・国内外の障害人文化関連の業務協力及び交流に関する事項 ・障害人の文化芸術政策に関する事項 ・一般種目のうち、ボブスレー種目に関する業務

図表-1-17 文化体育観光部体育局各課の担当業務あたり職員数

課	担当業務	職員数
体育政策課 체육정책과 16人	体育政策課長 - 体育政策の業務統括	1
	スポーツ政策ビジョン 2020 策定（中長期体育政策開発） 主要な業務計画の策定及び報告 国政課題管理、政策開発支援、成果の施行計画 - 体育科学研究院、体育人材育成財団に関連する業務	1
	国民体育振興公団の業務 - 国民体育振興基金の編成と運営 - 予算編成及び決算	2
	競輪、競艇業務 - 体育振興投票券に関する業務 - 公益事業積立金の管理及び執行	2
	学校体育業務統括 - 職場体育振興業務（実業団チームの創立） - 全国体育大会、少年体育典、冬季体育大会の支援業務	1
	庶務統括（人事、服務、監査など） 国会、法令、規制改革など	1
	不人気種目の活性化、スポーツバウチャー制度、実業団チーム - 少年体育典、全国体育大会、冬季体育大会の支援業務 - スポーツ人権の向上 - 韓国軍体育部隊と体育人兵役関連の支援 - 有望な選手、候補選手の育成	1
	大韓体育会に加盟する競技団体に対する運営支援 - 泰陵選手村などの国家代表トレーニング施設支援 - 代表選手の育成 - 山岳連盟の運営支援 - 専門体育振興計画の策定業務 - 全国体育大会、少年体育祭典、冬季体育大会の支援 - 職場体育振興業務（実業団チームの創立） - 有望な選手、青少年代表チーム、代表候補選手の育成	1
	学校体育、スポーツインストラクター、学校運動部の支援 - 学園スポーツリーグの支援 - 学生選手の学習権保障と学校体育活性化	1

課	担当業務	職員数
	主要な業務計画の策定及び報告 国政課題管理、政策開発支援、成果の施行計画 - 体育科学研究院、体育人材育成財団に関連する業務 - 体育白書、地方体育管理のガイドライン策定、体育関係統計	1
	体育局庶務（人事、服務、監査など） 国会、規制改革など	1
	官署経費の執行 中・高・大のサッカーリーグ、女子サッカー活性化、大韓サッカー協会 - 体育人兵役関連の支援業務 庶務一般	1
	体育局長秘書業務	1
体育振興課 체육진흥과 14人	体育振興課長 - 体育振興の業務統括	1
	伝統種目活性化関連業務 伝統武芸・韓国相撲の振興に関する事項 主要業務計画、予算、国会、庶務	2
	体育施設の設置・利用に関する法令運用と管理 - 登録や届出等、体育施設管理の支援 - 体育施設及び関連団体の育成・支援	1
	公共体育施設に関する事項 専門体育地方体育・生活体育施設の拡充事業 - 公共体育施設の拡充と活用の向上	1
	スポーツ産業に関する事項 スポーツマーケティング活性化に関する事項 スポーツ産業の技術開発と認証試験 - スポーツ産業の専門人材の養成及び統計の構築	2
	生活体育プログラムの政策策定及び支援 - 国民生活体育会の指導監督	1
	プロスポーツ・レジャースポーツ振興と活性化に関する事項 プロ競技団体の育成・支援に関する事項	1
	生活体育プログラムの政策策定及び支援 - 国民生活体育会の指導監督 - 体育指導者の育成に関する事項、生活体育関連の実態調査 - スポーツ安全財団、国民体力センターの指導監督	1
	体育施設の設置・利用に関する法律の運用と管理 - 登録や届出等体育施設の管理・支援 - 体育施設及び関連団体の育成・支援に関する事項 体育施設関連制度の改善、その他の法令の改正の検討に関する事項 体育施設の現状調査に関する事項 体育施設関連内外の協力事務処理に関する事項 大衆ゴルフ場の造成費、関連法人支援に関する事項	1
	プロスポーツ、レジャースポーツなどの振興	1
	公共体育施設の拡充及び利用率の向上 専門体育及び地方体育施設の拡充事業 - 公共体育施設の統計及び安全管理 - 体育振興投票券の収益管理、及び自治体・公共体育施設の改・補修支援	1
	庶務一般 優秀体育用具メーカー指定 外国産の運動用具関税にかかる減免の確認、還付事務 体育指導者資格の再発行事務	1
国際体育課 국제체육과 15人	国際体育課長 国際体育の業務統括	1
	国際大会の開催支援（広州、忠州、仁川）、大会支援法 - 国際大会総運営費の妥当性調査等の研究任務	1

第1章 韓国

課	担当業務	職員数
	国際競技大会（総合、種目別）の参加支援 - 種目別大会開催支援、国際親善トーナメント支援 - 体育発展有功者褒賞業務 - 予算、決算 - 南北体育交流の支援	1
	冬季オリンピック特区の指定、運営	1
	2018 平昌冬季オリンピック開催支援 - F1大会の開催支援 - 陸上振興センターの建設支援、大邱陸上の後続業務	2
	国際体育政策企画業務 - テコンドーのグローバル化、テコンドー公園の造成及び運営等	1
	2013 世界ボート選手権忠州大会の開催支援 - 発展途上国のスポーツ活動支援（スポーツフレンドシッププログラム、ドリムプログラム、スポーツ ODA、スポーツ・韓流振興業務） - ドーピング防止関連業務	1
	国際体育業務の支援	1
	国際大会支援（広州、忠州、仁川）、大会支援法 - 国際大会総運営費の妥当性調査等の研究任務	1
	国際競技大会（総合、種目別）の参加支援 - 種目別大会開催支援、国際親善トーナメント支援 - ドーピング防止関連業務 - 発展途上国のスポーツ活動支援（スポーツフレンドシッププログラム、ドリムプログラム、スポーツ ODA、スポーツ・韓流振興業務）	1
	南北交流体育の支援	
	テコンドーのグローバル化、テコンドー公園の造成及び運営等	1
	庶務業務	1
	体育発展功労者褒賞業務 - 予算、国会	1
	国際スポーツ交流 - 国家間の体育協定、国際ネットワークの構築（スポーツ外交研究センター、オリンピック U-外交活動支援、国際スポーツ人材の養成） - 国際会議への参加と開催支援	1
障害人文化体育課 장애인문화체육과 10人	障害人文化体育課長 障害人文化体育の業務統括	1
	障害人体育政策関連法令の整備や制度の改善 - 身体障害人スポーツ振興にかかる短・長期計画の策定と実施 - 障害人体育会の指導監督 - 仁川障害人アジア競技大会の開催支援 障害人代表候補選手の育成支援 - 障害人代表選手のトレーニング施設の拡充 - 障害人の国際スポーツ交流・協力支援 - 障害人の国際大会開催、参加支援 - 国会、予算、決算、各種指示処理等	2
	全国障害学生体育大会の開催支援 - 障害人の生活体育活動プログラムの開発、普及 - 公共体育施設において障害人が利用できる環境づくり - 障害人専用のスポーツ施設の拡充支援	1
	- 平昌冬季スペシャルオリンピック開催の支援 - 障害人体育会加盟団体の育成・支援 - 障害人全国体育大会（同夏季）開催支援 - 障害人実業団の創立支援 - 障害人スポーツ産業振興のための計画策定、施行 性能評価	2
	障害人の文化政策統括	1

課	担当業務	職員数
	障害人文化芸術短期計画の策定と施行 - 障害人文化芸術政策関連法令・制度の改善業務 - 障害人差別禁止法と障害人政策の発展5か年計画関連業務 - 障害人文化芸術業務支援（国庫、基金） 障害人文化芸術関連の教育、広報、研修、交流・協力関連業務 - 障害人文化芸術政策 TF 運営 その他の障害人文化芸術行事の支援	1
	主要な政策事業（大韓民国障害人文化芸術大賞、日中韓美術交流など） 障害人文化芸術祭の支援 - 障害人用施設設置対応 - 委託研究事業 - 障害人文化芸術団体（法人）の管理業務 - 文化芸術関連、国会、庶務（パフォーマンス管理など）	1
	全国障害学生体育大会開催支援 - 障害人の生活体育活動プログラムの開発・普及 - 公共体育施設における障害人が利用できる環境づくり - 障害人専用のスポーツ施設の拡充支援 - 文書管理、請願事務、課内庶務	1

（イ）権限の根拠³⁶

韓国のスポーツ関係法は、体育関係法と呼ばれている。体育関連法は特殊な法の新しい領域ではなく、実定法において体育と関わる内容を含んでいる法一般を指す。体育関連法が何かということについて明確にするためには、体育法の体系を実定法の体系の中で把握しなければならない。法の分類にあたっては、法の形式や内容または効力により、さまざまな方法が適用される。

現在、韓国における法令の数は約 4,000 余件あり、このような法令は形式によってピラミッド構造となっている。この構造において最上位に「憲法」があり、その下に国会で制定される「法律」が存在する。この法律の委任によって、行政立法として「大統領令」が「施行令」として、大統領令の委任による「総理令」及び「部令」が「施行規則」として存在する。その他、「条例」など、地方自治体による「自治法規」が存在する。

このような様々な法令は、その内容によって「公法」と「私法」、そして「社会法」などに分類される。公法は、国家と地方自治体その他公的法人が主体になり、国家と国民間の関係を規律して共益の実現を追求する法のことをいい、私法は私的個人間の生活関係を規律する法のことをいう。また、公法と私法にまたがって法律関係が規定される中間領域である社会法がある。この社会法のカテゴリーには一般的に「社会保障法」、「労働法」、「経済法」などがある。

体育関係法は、主に公法的な側面から分類されている。その代表的な法律として「国民体育振興法」と「体育施設の設置・利用に関する法律」などがある。また、「競輪・競艇法」、「韓国馬事会法」、「水上レジャー安全法」なども特別法の形態で体育関係法に属する。他に「政府組織法」、「青少年基本法」、「国土の計画及び利用に関する法律」な

³⁶ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」pp.173-184の記述を抄訳

ど、体育と直接・間接的に係わる内容を持つ法律がある。これとは異なって、私法においては、直接体育に関する規定は見当たらない。

法律は、その適用手順において、一般法と特別法を区分して適用する。法においては、特別目的のために制定された特別法が一般法に優先して適用される。体育関連法において、一般法は「国民体育振興法」と「体育施設の設置・利用に関する法律」等であり、「韓国馬事会法」や「競輪・競艇法」などは特別法である。

また法令は時間的な効力によって、恒久法と限時法に分類する。通常一般的な法令は手続によって廃止されるまで効力を持つが、限時法の場合は有効期間が付則に定められているため、「2002年ワールドカップサッカー大会支援法」のように、明文で規定された効力期間が過ぎた時点で自動的に失効する。

韓国における体育関連法令は、どこまでを体育と見なすかによってその範囲が決められるが、体育と関連が多少ともある法令の総数は、概ね50余りと把握されている。

以下に、文化体育観光部の組織にかかる法令、文化体育観光部が所管する主要法令、その他規定・例規、の3つに分けて記述する。

●文化体育観光部の組織に関する法令

①文化体育観光部及び所属機関職制³⁷

「文化体育観光部及び所属機関職制」は、文化体育観光部の組織、及び部内に置かれる局長・処長等責任者の職務範囲、並びに国立中央図書館など文化体育観光部が所管する国立施設の組織・長の職務範囲について規定した大統領令（政令）である。

体育局については第17条第1項に体育局に局長1人を置き、高位公務員団に属する一般公務員を任命するとし、第17条第2項に体育局長の職務範囲について18項目が示されている。

この「職制」は文化体育観光部の各局長が所掌する業務範囲を示すもので、局内における課の設置や各課の職務範囲など詳細については、本職制第21条（委任事務）において、大統領令である「行政機関の組織及び定員に関する通則」³⁸第12条第3項及び第14条第4項により、定員の範囲内において文化体育観光部令にて定めることとされている。

定員については第70条第1項において別表で示されることとし、必要な場合は文化体育観光部定員総数の3%を超えない範囲で文化体育観光部令にて定員を定めることができる、とされ、定員総数の範囲内における局課の人員配置は、文化体育観光部の判断により実施される。

³⁷文化体育観光部及び所属機関職制（문화체육관광부와 그 소속기관 직제）
<http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=128443#0000>

³⁸行政機関の組織及び定員に関する通則（행정기관의 조직과 정원에 관한 통칙）
<http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=128447#0000>

②文化体育観光部及び所属機関職制施行規則³⁹

「文化体育観光部及び所属機関職制施行規則」は、「文化体育観光部及び所属機関職制」の運用のため、文化体育観光部企画行政管理担当官名で発出された規則（文化体育観光部令）であり、「職制」の職務範囲をさらに細分化して規定したものである。

この施行規則には、文化体育観光部の定員について第46条において別表で示されることとし、別表では職種別の人員数が定められている。しかし、別表には各局各課の配置人数についての定めはなされていない。

体育局が所管する事項については、第13条第1項に局長、第2項に局に置く4つの課及び幹部職員、第3項から第7項までに各課課長の職務範囲について示されている。

第13条（体育局）

①体育局長は、高位公務員団に属する一般職公務員で補し、その職位の職務等級はナ等級⁴⁰とする。 <改正 2008.12.31>

②体育局に、体育政策課・体育振興課・国際体育課、及び障害人文化体育課を置き、体育政策課長・国際体育課長及び障害人文化体育課長は副理事官または書記官により補し、体育振興課長は副理事官・書記官または技術書記官により補する。 <改正 2009.5.4,2010.7.2,2011.6.16,2012.8.7>

③体育政策課長は、次の事項を所掌する。 <改正 2009.5.4,2010.7.2>

1. 体育振興政策に関する長短期総合計画の策定
2. 体育総合計画の推進状況分析及び評価
3. 体育関連統計資料の収集・分析及び体育指標の開発
4. 体育情報化推進に関する事項
5. 国民体育振興基金の造成及び運用
6. 体育振興投票券及び競輪・競艇事業に関する事項
7. 体育科学の振興及び体育科学研究機関の育成・支援
8. 体育週間及び体育の日行事に関する事項
9. 大韓民国体育賞など優秀体育人褒賞及び体育功労者の保護・育成
10. ソウルオリンピック記念国民体育振興公団に関連する業務
11. 選手・運動競技部及び体育学校の育成・支援
12. 青少年体育活動及び学生選手育成・支援
13. 全国体育大会、全国少年体育大会及び種目別国内競技大会の開催支援
14. 専門体育振興のための計画策定及び施行
15. 専門体育関連団体の設立及び育成・支援に関する事項
16. 国家代表選手の育成・支援に関する事項
17. 国家代表選手訓練施設の拡充及び運営に関する事項
18. 大韓体育会及び各種競技団体と関連する業務
19. その他に国内他の課の主管に属しない事項

④体育振興課長は次の事項を所掌する。 <改正 2010.7.2>

1. 生活体育、レジャースポーツ、スポーツ産業振興のための計画の策定・施行及び関連団体の育成・支援
2. 生活体育種目の育成及び民俗競技振興
3. 職場及び地域生活体育の振興とスポーツクラブ育成・支援
4. 生活体育指導者の養成・配置に関する事項
5. 国民生活体育会に関連する業務

³⁹ 文化体育観光部及び所属機関職制施行規則（문화체육관광부와 그 소속기관 직제 시행규칙）
<http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=131944#0000>

⁴⁰ ナ等級とは国家公務員の採用資格条件上の学歴区分のうち、上から2番目にあたる。上から、力等級：博士取得者、ナ等級：修士修了後6年以上、夕等級：修士修了後3年以上、ラ等級：修士修了、マ等級：上記以外、とされている。なお、カナタラマはハングルで日本語のアカサタナに相当する。

第1章 韓国

6. 生活体育に関連する国際交流及び韓民族祝典に関する事項
7. 国民体力増進に関連する事項
8. スポーツ関連用品・装備の生産奨励及び研究・開発に関する事項
9. スポーツ産業統計及び経営情報等の調査・研究
10. スポーツ産業育成のための人材養成
11. 地方スポーツ産業振興のための政策開発及び支援
12. スポーツ産業振興のための国際交流
13. スポーツ行事の産業化
14. プロ運動競技の振興及び関連団体の育成・支援
15. 伝統武芸振興計画の策定・施行及び関連団体育成・支援
16. 公共体育施設拡充計画の策定及び推進
17. 民間体育施設及びレジャースポーツ施設の設置・利用活性化

⑤削除 <2009.5.4>

⑥国際体育課長は次の事項を所掌する。 <改正 2010.7.2>

1. 国際体育交流振興のための計画の策定及び施行
2. 国際競技大会誘致・開催及び参加支援に関する事項
3. 国家間・国際機構との体育交流・協力及び国際体育会の支援に関する事項
4. 南北体育交流及び協力に関する事項
5. 国際体育関連情報及び資料の収集・普及
6. 選手の禁止薬品投与（ドーピング）防止に関する政策策定及び支援に関する事項
7. テコンドーの振興及び世界化に関する事項
8. 国内体育団体の国際スポーツ競争力強化に関する事項
9. テコンドー公園造成及び運営に関する事項
10. テコンドー振興財団及び国技院に関連する業務

⑦障害人文化体育課長は次の事項を所掌する。 <改正 2008.12.31,2009.5.4,2010.7.2>

1. 障害人体育振興のための長短期発展計画の策定
2. 障害人体育環境の造成及び支援体系改善などに関する事項
3. 障害人体育活動プログラムの開発及び障害人スポーツクラブ育成・支援に関する事項
4. 障害人体育指導者の養成・配置及び障害人体育関連専門人材の養成
5. 全国障害人体育大会・種目別競技大会など障害人体育活動の支援
6. 国家代表障害人選手の育成・支援に関する事項
- 6の2. 障害人体育交流の活性化及び専門人材の養成
- 6の3. 生活体育サービスなど障害人生活体育に関する事項
7. 大韓障害人オリンピック委員会及び大韓障害人体育会に関連する業務
8. 障害人文化関連法令の制度改正、及び制度改善に関する事項
9. 障害人文化関連資料開発及び支援計画策定に関する事項
10. 国内外障害人文化関連業務協力及び交流などに関する事項
11. 障害人文化芸術政策に関する事項
12. 削除 <2010.7.2>

●文化体育観光部が所管する主要法令

① 国民体育振興法

「国民体育振興法」は当初 1962 年 9 月 17 日に制定された、スポーツに関する基本的な法律である⁴¹。第 1 条には「本法は、国民体育を振興することによって国民の体力を増進し、健全な精神を涵養して明るい国民生活を送らせ、ひいては体育を通じて国威宣揚に貢献することを目的とする」と規定され、全計 6 章 55 条により構成されている。

本法第 2 条は体育、専門体育、生活体育、選手、体育指導者、体育同好人組職、スポーツ競技部、体育団体、ドーピング、競技団体、体育投票振興券の 12 の用語の定義を示し、第 3 条では国と地方自治体の体育振興施策の策定及び体育活動の勧奨・保護・育成義務を、第 4 条では文化体育観光部長官の基本施策策定・施行義務を規定している。他に、運動選手と体育指導者に対する保護、レクリエーションの普及、プロ競技の健全育成、競輪・競艇など余暇体育活動の健全施行、体育用具の生産奨励などが規定されている。第 3 章では国民体育振興財源である国民体育振興基金の造成と使用について、第 5 章では大韓体育会と大韓障害人体育会、韓国ドーピング防止委員会、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団など、体育団体の育成に関して規定されている。

2009 年にはスポーツ・インフラに対する改善に対応するため、体育振興投票券収益金を地方自治体の公共体育施設の改善補修に支援するよう 5 年間の期限（2014 年 12 月 31 日まで）で支援するように改正し、2010 年には体育振興投票券の発行事業と購買制限等に関する事項の改正を通じて、体育振興投票券の発行対象に各種国内外のスポーツ競技大会を追加し、体育振興投票券の年間発行回数は国民体育振興公団と受託事業者とが協議して決定して文化体育観光部長官の承認を得ることとし、体育振興投票券の購買制限対象を未成年者から青少年へと調整した。

また、2011 年には体育指導者の資格制度に関する事項について、スポーツ指導者、健康運動管理士、障害人スポーツ指導者、幼少年スポーツ指導者、老人スポーツ指導者など、対象別・機能別に細分化する改正が行われた。資格検定を受け、現場中心の研修を履修した者に体育指導者資格を付与するとともに、学校体育教師及び選手（プロ選手を含む）など大統領令に定める者に対しては資格検定や研修の一部を免除するようにした。また、体育指導者の資格検定機関及び研修機関の指定ならびに指定取消しなどの根拠を設け、体育指導者の欠格事由の新設及び資格取消要件を補完した。そして、国民体育振興基金を低所得層の体育活動サポート事業に活用できるよう条文を新設した。また、不法なスポーツ賭博関連禁止行為の具体化及び関連罰則を新設し、体育振興投票券購買と発行などに関する事項の改正を通じて、体育振興投票券購買制限対象者に対する還付金の支給禁止を明確にした。また、体育振興投票券発行関連類似行為をした者などを申告・告発した者に対する

⁴¹ 現行の国民体育振興法は、2012 年 2 月 17 日に改正（法律第 11309 号）、2012 年 8 月 18 日に施行されたものである。

第1章 韓国

褒賞金支給の根拠を設け、体育振興投票券発行対象の公正性を害した場合などについての罰則強化と懲役、罰金の併科規定を新設した。

国民体育振興法は我が国のスポーツ基本法に相当する重要な法律であり、韓国のスポーツ政策やスポーツ組織の位置づけを理解するために不可欠なテキストと考えられる。そのため、国民体育振興法の最新改正版全文を日本語訳したものを以下に掲載する⁴²。

国民体育振興法

<施行 2012.8.18、法律第 11309 号、2012.2.17 一部改正>

第1章 総則

第1条 (目的)

本法は、国民体育を振興し、国民の体力を増進し、健全な精神を育成して明るい国民生活が営めるようにし、進んで体育を通じて国威宣揚に尽くすことを目的とする。

第2条 (定義)

本法で用いる用語の意味は、次の通りである。 <改正 2008.2.29, 2012.2.17>

1. 「体育」とは、運動競技・フィールドアスレチック等身体活動を通じ、健全な身体と精神を育てて余暇を善用することをいう。
2. 「専門体育」とは、選手らが行う運動競技活動をいう。
3. 「生活体育」とは、健康と体力増進のために行う、自発的で日常的な体育活動をいう。
4. 「選手」とは、競技団体に選手と登録された者をいう。
5. 「学校」とは、「初等・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条による学校をいう。
6. 「体育指導者」とは、学校・地域社会または、体育団体等で体育を指導できるように、本法に定める次の各項目のいずれか一つに該当する資格を取得した者をいう。
 - ア) スポーツ指導者
 - イ) 健康運動管理士
 - ウ) 障害人スポーツ指導者
 - エ) 幼少年スポーツ指導者
 - オ) 高齢者スポーツ指導者
7. 「体育同好会組織」とは、同一の生活体育活動に持続的に参加する者の集いをいう。
8. 「運動競技部」とは、選手で構成された学校や職場等の運動部をいう。
9. 「体育団体」とは、体育に関する活動や事業を目的に設立された法人や団体をいう。
10. 「ドーピング」とは、選手の運動能力を強化する目的で文化体育観光部長官が告示する禁止目録に含まれた薬品を服用する、または使用することをいう。
11. 「競技団体」とは、特定競技種目に関する活動と事業を目的に設立され、大韓体育会または大韓障害人体育会に加盟している法人や団体をいう。
12. 「体育振興投票券」とは、運動競技結果を的中させた者に還付金を交付するための票券として、投票方法及び金額、その他大統領令に定める事項が記されているものをいう。

第3条 (体育振興施策と推奨)

国及び地方自治体は、国民体育振興に関する施策を用意して国民の自発的な体育活動を推奨・保護及び育成しなければならない。

第4条 (基本施策の策定等)

- ①文化体育観光部長官は、国民体育振興に関する基本施策を策定・施行する。 <改正 2008.2.29>
- ②地方自治体の長は、第1項の基本施策に沿って当該地方自治体の体育振興計画を策定・施行しなければならない。

第5条 (地域体育振興協議会)

- ①地方自治体の体育振興計画を策定し、その他体育振興に関する重要事項を協議するために、地方自治体に地域体育振興協議会（以下「協議会」という）を置くことができる。
- ②協議会の組織と運営に必要な事項は、当該地方自治体の条例に定める。

⁴² 国民体育振興法 (국민체육진흥법)

<http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=123186#0000>

第6条（協力）

第4条による基本施策と体育振興計画の策定・施行に関し、文化体育観光部長官や地方自治体の長が要求する関係機関と団体は、これに対して協力しなければならない。<改正 2008.2.29>

第2章 体育振興のための措置

第7条（体育の日と体育週間）

- ①国民の体育意識を培って体育を普及させるため、毎年体育の日と体育週間を設定する。
- ②体育の日と体育週間及びその行事に必要な事項は、大統領令に定める。

第8条（地方体育の振興）

- ①地方自治体は地域住民の健康と体力増進のために健全な体育活動を生活化することができるように施設等条件を作成して支援しなければならない。
- ②地方自治体は、その行政区域単位で年1回以上体育大会を直接開催し、体育団体がこれを開催することを支援しなければならない。
- ③地方自治体は、会社員体育大会を年1回以上開催しなければならない。

第9条（学校体育の振興）

学校は、生徒の体力増進と体育活動育成に必要な措置を講じなければならない。

第10条（職場体育の振興）

- ①国及び地方自治体は、職場体育の振興に必要な施策を講じなければならない。
- ②職場の長は、大統領令に定めるところにより体育同好人組織と体育振興管理委員会を設置する等、会員の体力増進と体育活動育成に必要な措置を講じなければならない。
- ③大統領令が定める職場には、会員の体力増進とスポーツ活動の指導・育成のために、体育指導者を置かなければならない。<改正 2012.2.17>
- ④「公共機関の運営に関する法律」による公共機関のうち大統領令に定める機関（以下「公共機関」という）及び大統領令に定める職場には、一種目以上の運動競技部を設置・運営し、体育指導者を置かなければならない。<改正 2009.3.18,2012.2.17>
- ⑤第2項から第4項までの規定による職場体育に関する業務は、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう）が指導・監督する。

第11条（体育指導者の養成）

- ①国は、国民体育振興のための体育指導者の養成と資質向上のために必要な施策を講じなければならない。
- ②文化体育観光部長官は、大統領令に定める資格要件を備えた者として体育指導者資格検定（以下「資格検定」という）に合格して体育指導者研修課程（以下「研修課程」という）を履修した者に対し、文化体育観光部令に定めるところにより体育指導者の資格証を発行する。ただし、学校体育教師及び選手（文化体育観光部長官が指定するプロスポーツ団体に登録されたプロスポーツ選手を含む）等大統領令に定める者には、大統領令に定めるところにより、資格検定や研修課程の一部を免除することができる。<改正 2012.2.17>
- ③第2項により資格検定や研修を受け、資格証の発行または再発行を受けようとする者は、文化体育観光部令に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。<新設 2012.2.17>
- ④体育指導者の種類・等級・検定及び資格付与等に必要な事項は、大統領令に定める。<改正 2012.2.17>

第11条の2（資格検定機関及び研修機関の指定等）

- ①文化体育観光部長官は、効率的で専門的な資格検定と研修のために「高等教育法」第2条による学校、体育団体または、競技団体等を体育指導者資格検定機関及び研修機関を各々指定することができる。
- ②第1項により指定された資格検定機関及び研修機関（以下「指定機関」という）は、文化体育観光部令に定めるところにより、体育指導者資格検定計画及び研修計画をそれぞれ策定し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。提出した計画を変更しようとする場合には、あらかじめ変更計画書を提出しなければならない。
- ③指定機関の指定基準、資格検定及び研修計画とその施行等に関して必要な事項は、大統領令に定める。<本条新設 2012.2.17>

第11条の3（指定機関に対する評価）

文化体育観光部長官は、体育指導者の養成体系水準の向上のために、文化体育観光部令に定めるところにより、指定機関を評価することができる。

<本条新設 2012.2.17>

第11条の4（指定の取消等）

①文化体育観光部長官は、指定機関が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その指定の取消、または6か月の範囲でその期間を定めて業務の全部あるいは一部を停止することができる。ただし第1号または第2号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

1. 偽計やその他の不正な方法によって指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に資格検定または、研修課程を実施した場合
3. 第11条の2第2項により提出した資格検定計画及び研修計画を任意に変更した場合、または資格検定及び研修課程を適切に運営しなかった場合
4. 第11条の2第3項による指定基準に達しない場合
5. 第11条の3による評価の結果、指定機関として適切でないと判断される場合

②第1項による違反行為別の処分基準は、その理由と違反の程度に鑑みて文化体育観光部令に定める。

<本条新設 2012.2.17>

第11条の5（体育指導者の欠格事由）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、体育指導者となることができない。

1. 禁治産者または、限定治産者
2. 禁固以上の刑を宣告されてその執行が終了した者、または執行を受けないことで確定して後に2年が経過していない者
3. 禁固以上の刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中にある者
4. 第12条第1項により資格が取消になった者、または同条第3項により資格検定が中止もしくは無効になって後3年が経過していない者

<本条新設 2012.2.17>

第12条（体育指導者の資格取消等）

①文化体育観光部長官は、体育指導者資格証の発給を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その資格を取り消さなければならない。

1. 偽計やその他の不正な方法で体育指導者の資格を取得した場合
2. 資格停止期間中に業務を遂行した場合
3. 体育指導者資格証を他人に貸与した場合
4. 第11条の5各号のいずれか一つに該当する場合

②文化体育観光部長官は、体育指導者資格証の発給を受けた者に職務遂行中の不正や不正事実が認められた場合には、6か月の範囲で期間を定めてその資格を停止することができる。

③資格検定を受ける者がその検定過程で不正行為をした場合は、現場でその検定を中止または無効にする。

④第1項により体育指導者資格が取消になった者は、文化体育観光部令に定めるところにより、体育指導者資格証を文化体育観光部長官に返却しなければならない。

⑤第1項及び第2項による行政処分にかかる詳細な基準及び手続は、その理由と違反程度を考慮して文化体育観光部令に定める。<専門改正 2012.2.17>

第13条（体育施設の設置等）

①国及び地方自治体は、国民の体育活動に必要な施設の適正な確保と利用にあたって、必要な施策を講じなければならない。

②国及び地方自治体は、障害人体育活動に必要な施設の設置と運営にあたって必要な施策を講じなければならない。

③職場の長は、従業員の体育活動に必要な施設を設置・運営するものとし、学校の体育施設は学校教育に支障がない範囲で地域住民に開放・利用されなければならない。<改正 2012.2.17>

④国及び地方自治体は、民間の体育施設設置を推奨し、健全に運営されるように努めなければならない。

⑤第1項から第4項までの規定による体育施設の設置・利用等に必要な事項は、別途法律に定める。

第14条（選手等の保護・育成）

①国及び地方自治体は、選手と体育指導者に対し、必要な保護と育成に努めなければならない。

②国及び地方自治体は、優秀な選手と体育指導者育成のために必要な表彰制度を講じなければならない。

③国、地方自治体、公共機関、その他に大統領令に定める団体は、大統領令に定める優秀な選手がアマチュア競技生活を送られるように、文化体育観光部長官の要請により、優秀な選手と体育指導者を雇用しなければならない。<改正 2008.2.29, 2009.3.18>

④国は、オリンピック大会、パラリンピック大会、その他に大統領令に定める大会で入賞した選手、または、その選手を指導した者と体育振興に明確な貢献をしたスポーツ関係者に対し、大統領令に定めるところにより、奨励金や生活補助金を支給しなければならない。

第15条（ドーピング防止活動）

①国は、スポーツ活動で薬品等から選手を保護し、公正な競争を通じたスポーツ精神を高めるために、ドーピング防止のための施策を策定しなければならない。

②国は、ドーピングを予防するために選手と体育指導者を対象に教育と広報を実施しなければならず、体育団体及び競技団体のドーピング防止活動を指導・監督しなければならない。

第16条（余暇体育の育成）

①国及び地方自治体は、国民が余暇を善用できるようにするため、余暇体育活動の育成・支援に必要な施策を講じなければならない。

②国及び地方自治体は、レクリエーション普及とプロ競技の健全な育成のために努力するべきであり、競馬、競輪、競艇など、国民の余暇体育活動が健全に行われるよう指導しなければならない。

第17条（体育用具の生産奨励等）

①国及び地方自治体は、国民体育振興のために大統領令に定める体育用具・機資材（以下「体育用具等」という）の生産奨励を行うために必要な措置を講じなければならない。

②文化体育観光部長官は、国民体育振興のために特に必要と認められた場合、第1項の体育用具等を生産する業者の中から優秀な業者を指定して、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団をして国民体育振興基金より資金を融資させることができる。 <改正 2008.2.29>

③文化体育観光部長官は、体育施設の設置のために必要と認められる場合、及び体育に関連したサービスを提供する業種として次の各号のいずれか一つに該当する者が産業の育成のために必要と認められる場合には、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団をしてその資金を融資させることができる。 <改正 2008.2.29>

1. 運動競技の開催及びサポートに関連する競技種別専門業
2. 体育行事の企画、収益事業の代理及び選手等の契約代理と関連した業
3. 体育関連情報を提供、サポートする業
4. その他大統領令に定める業種

④政府は高度な精密性等を理由にやむを得ず輸入しなければならない体育用具等に対し、「租税特例制限法」に定めるところにより租税減免措置を講ずることができる。

⑤第2項により優秀業者に指定を受けようとする者は、文化体育観光部長官に申請しなければならない。 <改正 2008.2.29, 2009.3.18>

⑥第5項による申請を受けた文化体育観光部長官は、優秀業者を指定する場合には知識経済部長官と事前に協議しなければならない。その場合、知識経済部長官は特別な理由がない限り、協議要請を受けた日から20日以内に文化体育観光部長官に意見を提示しなければならない。 <新設 2009.3.18>

⑦文化体育観光部長官は、2項により優秀業者として指定を受けた者が国民体育振興基金により融資受けた資金を融資目的以外に使用した場合には、その指定を取り消すことができる。

<改正 2008.2.29, 2009.3.18>

⑧地方自治体は、第1項による体育用具等の生産奨励に必要な措置に関する事項について、条例に定めることができる。 <改正 2009.3.18>

第18条（地方自治体及び学校等に対する補助）

①国は、会計年度ごとに予算の範囲で地方自治体と学校等に対し、体育振興に必要な経費の一部を補助する。

②国及び地方自治体は、大韓体育会、大韓障害人体育会、韓国ドーピング防止委員会、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団、その他の体育団体と体育科学研究機関に対し、必要な経費及び研究費の一部を補助する。

第3章 国民体育振興基金

第19条（基金の設置等）

①体育振興に必要な施設費用、その他の経費を支援するために、国民体育振興基金（以下「基金」という）を設置する。

②基金は、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団が、独立した会計により管理・運用しなければならない。

③基金の管理・運用に必要な事項は、大統領令に定める。

第20条（基金の造成）

①基金は、次の各号の財源をもって造成する。 <改正 2008.2.29>

1. 政府及び政府以外による出捐金
2. 文化体育観光部長官が承認する広告事業の収入金
3. ゴルフ場（会員制で運営するゴルフ場をいう）施設の入場料に対する賦課金
4. 基金の運用から得られる収益金
5. 宝くじ及び宝くじ基金法」第23条第1項により配分された宝くじ収益金
6. 第22条第3項第3号及び第4号による事業に対する出資等による収益金
7. 第29条第2項第2号による出資金
8. その他大統領令に定める収入金

②政府は、第1項第1号の出資金を会計年度ごとに歳出予算に計上しなければならない。

③第1項第1号により政府以外の者が出損している場合、その用途を指定して出損することができる。ただし、特定個人に対する支援を目的として指定することはできない。

第21条（オリンピックシンボル事業）

①オリンピックを象徴する五輪と五輪を含んでいるすべての表紙・図案・標語またはこれと類似したものを営利目的に使用する者は、大韓オリンピック委員会の承認を受けなければならない。

②大韓オリンピック委員会は、第1項の承認に関する権限を、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団に付与することができる。

③第1項による使用承認を受けた者は、大統領令に定めるところにより、その使用料を支払わなければならない。

第22条（基金の使用等）

基金は、次の各号の事業のために使用する。 <改正 2012.2.17>

1. 国民体育振興のための研究・開発及びその普及事業
2. 国民体育施設拡充のための支援事業
3. 選手と体育指導者養成のための事業
4. 選手・体育指導者及び体育人の福祉向上のための事業
5. 広告やその他に基金造成のための事業
6. 第14条第4項による生活補助金の支援
7. 第17条第2項及び第3項による資金の融資
8. 第24回ソウルオリンピック大会と第8回ソウル障害人オリンピック大会を記念するための事業
9. 学校運動競技部育成のための事業
10. 大韓体育会、大韓障害人体育会、韓国ドーピング防止委員会、生活体育関連体育団体及び体育科学研究機関の運営・支援
11. 低所得者層に対する体育活動支援
12. その他、体育振興のための事業として大統領令に定める事業

②第19条第2項により基金を管理する機関（以下「基金管理機関」という）が基金を運用・管理する場合、国や地方自治体は、その基金造成を支援するために、基金管理機関に国有または共有の施設・物品、その他の財産を、その用途や目的に支障を与えない範囲において、無償で使用・受益できるようにする、または貸付けることができる。

③基金管理機関は、国民体育振興、青少年育成または基金造成のために、基金の一部や基金管理機関の施設・物品、その他の財産の一部について、次の基金や事業等に出損または出資することができる。

1. 青少年基本法」による青少年育成基金
2. 競技団体の基本財産
3. 「豊富な経験と知性・更生事業」及び「総合有線放送事業」
4. 第36条第1項第3号による体育施設の設置・管理・運営

第22条の2（資料提供の要請及びコンピュータ・ネットワークの利用）

①基金管理機関は、第22条第1項第6号及び第11号による支援対象資格及び資格維持の適正性を確認するために必要な場合、家族関係証明・国税・地方税・土地・建物・健康保険及び国民年金に関する資料等大統領令に定める資料を関係機関の長に要請することができ、該当機関の長は特別な理由がなければ要請に従わなければならない。ただし「電子政府法」第36条第1項による行政情報共同利用を通じて確認できる事項は例外とする。

②基金管理機関は、第1項による資料の確認のために「社会福祉事業法」第6条の2第2項による情報システムを連携して使用することができる。

<本条新設 2012.2.17>

第23条（賦課金の徴収）

①基金管理機関が第20条第1項第3号による賦課金を徴収するにあたっては、あらかじめ文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。<改正 2008.2.29>

②第1項による賦課金は、ゴルフ場施設入場料の10分の1を超過できない。

③基金管理機関は、第1項による承認を受けたゴルフ場施設の運営者にその承認内容を通知しなければならない。その内容について通報を受けた当該ゴルフ場施設の運営者は、その施設利用者から第1項による賦課金を徴収して基金管理機関に収納しなければならない。

④第3項による賦課金の徴収対象になるゴルフ場施設の運営者は、収納した賦課金の収入があった場合は、賦課金収納簿の写し等、賦課金収納に関連した書類を基金管理機関に提出しなければならない。

⑤賦課金の徴収方法、納付時期及び賦課金収納関連書類等に必要な事項は、大統領令に定める。

第4章 体育振興投票券の発行

第24条（体育振興投票券の発行事業等）

①ソウルオリンピック記念国民体育振興公団は、国民の余暇体育育成及び体育振興等に必要な財源造成のために、体育振興投票券発行事業を実施することができる。

②体育振興投票券の種類、投票方法、単位投票金額、対象運動競技、及び各種国内外運動競技大会その他に必要な事項は、大統領令に定める。ただし、体育振興投票券の年間発行回数は、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団と第25条の受託事業者とが毎年協議して決定し、文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。<改正 2011.4.5>

③第1項による体育振興投票券の発行事業に対しては、「賭博行為等の規制及び処罰特例法」を適用しない。

第25条（体育振興投票券発行事業の委託等）

①ソウルオリンピック記念国民体育振興公団は、体育振興投票券の発行事業を効率的に遂行するため、大統領令に定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を受けた団体や個人に、体育振興投票券発行事業を委託して運営させる。<改正 2008.2.29>

②第1項により体育振興投票券発行事業の委託承認対象になる団体、または個人（以下「受託事業者」という）は、次の各号のすべての要件を備えなければならない。

1. 体育振興投票券発行事業実行に必要な、経済的・技術的能力があること
2. 国内外で偽計やその他の不正による体育振興投票券の発行事業、その他類似した行為により処罰を受けた事実がないこと
3. その他大統領令に定める事項

第26条（類似行為の禁止等）

①ソウルオリンピック記念国民体育振興公団と受託事業者ではない者は、体育振興投票券またはこれと類似したものを発行（情報通信網による発行を含む）して結果的中させた者に対し、財物や財産上の利益を提供する行為（以下「類似行為」という）をしてはならない。

②何人も、次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。

1. 「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号による情報通信網を利用して体育振興投票券でもこれと類似したものを発行するシステムを設計・製作・流通または公衆が利用できるように提供する行為
2. 類似行為のために当該運動競技関連情報を提供する行為
3. 類似行為を広報する行為、または体育振興投票券あるいはこれと類似したものの購買を仲介もしくは斡旋する行為

③体育振興投票券発行対象運動競技の選手・監督・コーチ・審判及び競技団体の役職員は、体育振興投票券発行対象運動競技に関して禁じられている、請託を受けた財物や財産上の利益を受領、要求、あるいは約束をしてはならない。

④体育振興投票券発行対象となる運動競技の選手・監督・コーチ・審判及び競技団体の役職員は、体育振興投票券発行対象運動競技に関して禁じられている請託を受けて第三者に財物や財産上の利益を提供、提供することを要求、あるいは約束をしてはならない。<専門改正 2012.2.17>

第27条（還付金）

①受託事業者は、体育振興投票券を購入して運動競技結果を的中させた者に対し、大統領令に定めるところにより、その体育振興投票券発売金額のうち 100 分の 50 以上を還付金として支払わなければならない。

②第 1 項による還付金の債権は、その支給開始日から 1 年間行使しなければ消滅時効が確定し、消滅時効が確定した還付金は基金に帰属する。

第 28 条（委託運営費）

受託事業者は、体育振興投票券の発売金額に対し、文化体育観光部長官が定める比率の金額を、体育振興投票券発行业態施行による運営経費及び受託手数料等を含む委託運営費として取得することができる。この場合の取得金額は、発売金額の 100 分の 25 を超過できない。 <改正 2008.2.29>

第 29 条（収益金の使用）

①受託事業者は、毎事業年度に体育振興投票券発行业態の総売上額のうち、第 27 条の規定による還付金と第 28 条の規定による委託運営費を除いた金額については、文化体育観光部令に定めるところによりソウルオリンピック記念国民体育振興公団に譲渡する。 <改正 2008.2.29>

②ソウルオリンピック記念国民体育振興公団は、第 1 項により受託事業者から譲渡された金額について、文化体育観光部長官の承認を受けて、次の各号の目的で使用するようにする。

<改正 2008.2.29, 2009.3.18, 2010.1.27>

1. 大統領令に定める地方自治体の公共体育施設の改修・保守のための支援。ただし、改修・保守に使われる総財源に占める収益金の支援比率は、大統領令に定める。

2. 基金に対する出損

3. 体育振興投票券発行対象の運動競技を主催する団体に対する支援。ただし、支援対象事業は文化体育観光部令に定める。

4. 次の各号に該当する文化・体育事業の支援

ア) 体育・文化芸術分野の人材育成及び専門担当者養成とこれに伴う施設及び装備の支援

イ) 不人気運動種目の支援、及び文化芸術脆弱分野の育成事業

ウ) 学校運動部の支援・育成等学校体育の活性化のための事業

エ) その他体育・文化芸術振興のために特に支援が必要な事業

③第 2 項による収益金の配分比率と配分時期及び方法等に必要な事項については、大統領令に定める。

④ソウルオリンピック記念国民体育振興公団は、第 2 項による収益金の使用内訳を次年度 5 月 31 日までに国会所管常任委員会に提出しなければならない。 <新設 2010.1.27>

<法律第 9976 号（2010.1.27）附則第 2 項の規定により、第 2 条第 2 項第 1 号は 2014 年 12 月 31 日まで有効>

第 30 条（体育振興投票券の購買制限等）

①受託事業者は「青少年保護法」第 2 条第 1 号による青少年に体育振興投票券を販売したり、還付金を渡したりしてはならない。 <改正 2011.4.5>

②次の各号のいずれか一つに該当する者は体育振興投票券を購買・斡旋する、または譲り受ける行為をしてはならない。

1. 体育振興投票券発行业態者と受託事業者

2. 体育振興投票券発行业態に対し監督する、または上位にある者

3. 体育振興投票券発行対象運動競技の選手・監督・コーチ・審判及び競技団体の役職員

4. 体育振興投票券発行対象運動競技を主催する団体の役職員

5. その他に体育振興投票券発行业態に従事する者

③受託事業者は、第 2 項各号のいずれか一つに該当する者に、第 27 条による還付金を渡してはならない。 <新設 2012.2.17>

④受託事業者は、「所得税法」第 84 条第 1 号に規定された金額以上の還付金の支給を受ける者が第 3 項による還付金支給禁止対象者であることを確認するために必要な場合、競技団体または第 29 条第 2 項第 3 号による運動競技を主催する団体に対し、第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当する者の姓名及び住民登録番号等の個人情報に関する資料の提出を要請することができる。 <新設 2012.2.17>

⑤第 2 項第 2 号及び第 5 号に該当する者の範囲は、大統領令に定める。 <改正 2012.2.17>

第 31 条（事業計画の承認と監督等）

①ソウルオリンピック記念国民体育振興公団は、次の年度の体育振興投票券発行业態の運営計画と収入支出予算書を受託事業者から提出を受け、毎年度末までに文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとする時も同様とする。 <改正 2008.2.29>

②受託事業者は、毎事業年度が終了後2か月以内に、事業実績と決算報告書をソウルオリンピック記念国民体育振興公団を通じて文化体育観光部長官に提出しなければならない。 <改正 2008.2.29>

③文化体育観光部長官は、本法を施行するために必要と認めた場合、受託事業者に監督上必要な命令や処分ができる。 <改正 2008.2.29>

第32条（体育振興投票券発売の無効等）

①体育振興投票券を発売した後、その投票対象運動競技の開催期間中に一定数の運動競技が開催されなかったり開催されてもその結果を確定できない場合には、大統領令に定めるところにより、その体育振興投票券発売を無効にしたり、その運動競技の結果に対する適中特例を置くことができる。

②第1項により発売が無効になった体育振興投票券を有する者は、受託事業者に購買金額の返還を請求することができる。

③第2項による購買金額の返還請求権は、発売が無効になった日の翌日から1年間行使しなければ時効により消滅し、その購買金額は基金に帰属する。

第5章 体育団体の育成

第33条（大韓体育会）

①体育振興に関する次の各号の事業と活動を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けて、大韓体育会（以下「体育会」という）を設立する。 <改正 2008.2.29,2009.3.18>

1. 競技団体の事業と活動に対する指導と支援
2. 体育競技大会の開催と国際交流
3. 選手養成と競技力向上等専門体育振興のための事業
4. 体育人の福祉向上
5. 国家代表引退選手支援事業
6. その他に体育振興のために必要な事業

②体育会は、第1項による目的達成に必要な経費を用意するため、大統領令に定めるところにより収益事業を行うことができる。

③体育会は、法人とする。

④体育会は定款に定めるところにより支部・支会または、海外支会を置くことができる。

⑤体育会の会員と会費徴収に必要な事項は、定款に定める。

⑥体育会の役員のうち、会長は定款に定めるところにより選出し、文化体育観光部長官の承認を受けて就任する。 <改正 2008.2.29>

⑦体育会に関して本法で規定した事項の他は、「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

第34条（大韓障害人体育会）

①障害人体育振興に関する次の各号の事業と活動を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けて、大韓障害人体育会（以下「障害人体育会」という）を設立する。 <改正 2008.2.29>

1. 障害人競技団体の事業と活動に対する指導と支援
2. 障害人体育競技大会開催と国際交流
3. 障害人選手養成と競技力向上等障害人専門体育振興のための事業
4. 障害人生活体育の育成と普及
5. 障害人選手、障害人体育指導者と障害人体育界有功者の福祉向上
6. その他に障害人体育振興のために必要な事業

②障害人体育会は、第1項による目的達成に必要な経費を用意するために、大統領令に定めるところにより収益事業を行うことができる。

③障害人体育会は、法人とする。

④障害人体育会は、定款に定めるところにより、支部・支会または、海外事務所を置くことができる。

⑤障害人体育会の会員と会費徴収に必要な事項は、定款に定める。

⑥障害人体育会は、役員として会長・副会長・理事及び監査役を置く。

⑦第6項による役員の定員、任期及び選出方法等は定款に定めることとし、会長は文化体育観光部長官の承認を受けて就任する。 <改正 2008.2.29>

⑧障害人体育会に関して本法で規定した事項の他は、「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

第35条（韓国ドーピング防止委員会の設立）

①ドーピングに関連した後各号の事業と活動を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けて、韓国ドーピング防止委員会（以下「ドーピング防止委員会」という）を設立する。 <改正 2008.2.29>

1. ドーピング防止のための教育、広報、情報収集及び研究

2. ドーピング検査計画の策定と執行
 3. ドーピング検査結果の管理とその結果による制裁
 4. ドーピング防止のための国内外交流と協力
 5. 治療目的で第2条第10号の薬品や方法を例外的に使うことに対する許容基準の策定とその施行
 6. その他、ドーピング防止のために必要な事業及び活動
- ②ドーピング防止委員会は、法人とする。
 - ③ドーピング防止委員会は、委員長1人と副委員長1人を含んだ11人以内の委員で構成して、委員の任期と選出方法等は定款に定める。
 - ④ドーピング防止委員会は、第1項による事業と活動に必要な経費を用意するために大統領令に定めるところにより収益事業を行うことができる。
 - ⑤ドーピング防止委員会に関して本法で規定した事項の他は、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。
 - ⑥ドーピング防止委員会はその業務を遂行するために必要ならば、関係行政機関の所属公務員や関係機関・団体等の役職員の派遣を要請することができる。

第36条（ソウルオリンピック記念国民体育振興公団）

- ①第24回ソウルオリンピック大会を記念して、国民体育振興のための次の事業を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けてソウルオリンピック記念国民体育振興公団（以下「振興公団」という）を設立する。 <改正 2008.2.29>
 1. 第24回ソウルオリンピック大会記念事業
 2. 基金の造成、運用及び管理とこれに伴い付随する事業
 3. 体育施設の設置・管理及びこれに伴う不動産の取得・賃貸等運営事業
 4. 体育科学の研究
 5. その他文化体育観光部長官が認める事業
- ②振興公団は、法人とする。
- ③振興公団に関して本法で規定した事項の他は、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。
- ④振興公団は、第1項第3号による体育施設中第24回ソウルオリンピック大会のために設置された体育施設の維持・管理にかかる経費に充当するために、当該体育施設に入場する者から入場料を徴収することができる。
- ⑤第4項の入場料を徴収する場合は、文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 <改正 2008.2.29>

第37条（役員）

- ①振興公団には、理事長1人及び常任理事1人を含む15人以内の委員、及び監査役2人を置く。
- ②理事長は文化体育観光部長官の推薦によって大統領が任免し、理事は理事長の推薦によって文化体育観光部長官が任免し、監査役は文化体育観光部長官が任免する。 <改正 2008.2.29>
- ③理事長・常任理事・理事及び監査役の任期は3年とする。
- ④理事長は、振興公団を代表して、振興公団の業務を統括する。
- ⑤理事長がやむをえない理由で職務を実行できない場合は、定款が定める順序により、常任理事がその職務を代行する。
- ⑥監査役は振興公団の業務及び会計を監査する。

第38条（役員失格条件）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、振興公団の役員になることができない。

1. 禁治産者、または限定治産者
2. 破産宣告を受けて復権していない者
3. 禁固以上の刑を宣告されてその執行が終了、または執行を受けないことで確定した日から3年が経過していない者
4. 法律や裁判所の判決により資格を喪失、または停止された者

第39条（会計監督等）

- ①振興公団は、大統領令に定めるところにより、毎会計年度の事業計画と予算について、文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ②振興公団は、毎会計年度が終了後2か月以内に、事業実績及び決算報告書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ③文化体育観光部長官は、振興公団に対して事業や財産状態を検査したり、監督上必要な命令を行うこと

ができる。 <改正 2008.2.29>

第40条（資金借入等）

体育会、障害人体育会、ドーピング防止委員会または、振興公団は事業目的を達成するために必要と認める場合は、文化体育観光部長官の承認を受けて、資金を借入（国際機関、外国政府または外国人等から借入れる場合を含む）して物資を調達することができる。 <改正 2008.2.29>

第41条（租税減免等）

- ①政府は、体育会と振興公団に対して「租税特例制限法」に定めるところにより租税を減免する。
- ②体育会に寄付された財産、または振興公団に出損もしくは寄付された財産に対しては、「租税特例制限法」に定めるところにより、所得計算の特例を適用する。
- ③体育会、障害人体育会、ドーピング防止委員会または、振興公団が、その運営と活動のために動産や不動産の取得等を行う場合に関係法令により買い取ることが義務付けられる各種債権等については、国家機関の例に準じて免除する。

第42条（類似名称の使用禁止）

体育会、障害人体育会、ドーピング防止委員会や振興公団ではない者は、大韓体育会、大韓障害人体育会、韓国ドーピング防止委員会、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団、またはこれと似た名称を使用することができない。

第43条（監督）

体育会、障害人体育会、ドーピング防止委員会及び振興公団は、文化体育観光部長官が監督する。
<改正 2008.2.29>

第6章補則

第44条（報告・検事等）

- ①文化体育観光部長官や地方自治体の長は、本法の施行のために必要な場合、本法の適用を受ける体育会、障害人体育会、振興公団、受託事業者、その他に体育団体や職場に対し、その業務に関する報告を命じたり、所属公務員に当該事業所・事業場等に立ち入って帳簿・書類、その他の物件を検査させることができる。 <改正 2008.2.29>
- ②第1項により検査をする公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に表さなければならない。

第45条（聴聞）

文化体育観光部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、聴聞を行わなければならない。

- 1.第11条の4第1項により、指定機関の指定を取り消そうとする場合
- 2.第12条第1項により、体育指導者の資格を取り消そうとする場合
- 3.第17条第7項により、優秀業者指定を取り消そうとする場合

<専門改正 2012.2.17>

第45条の2（報奨金支給）

- ①振興公団は、次の各号のいずれか一つに該当する者を関係行政機関、振興公団、受託事業者または、捜査機関に申告した者、あるいは告発した者に対して報奨金を支給できる。
 - 1.第26条第1項または、第2項を違反した者
 - 2.第26条第1項で禁止する行為を利用して賭博をした者
 - 3.第26条第3項を違反して財物や財産上の利益を受けた体育振興投票券発行対象運動競技の選手・監督・コーチ・審判及び競技団体役員
 - 4.第30条第1項または、第2項を違反した者
 - 5.偽計や威力を用いて、体育振興投票券発行対象運動競技の公正な施行を妨害した者
 - ②第1項による報奨金支給の基準・方法と手続、具体的な支給額等に関して必要な事項は文化体育観光部令に定める。
- <本条新設 2012.2.17>

第46条（権限の委任・委託）

文化体育観光部長官は、大統領令に定めるところにより、本法による権限の一部について、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道支社や特別市・広域市・道・特別自治道の教育長に委任、または関係行政機関や団体に委託することができる。 <改正 2008.2.29,2012.2.17>

第1章 韓国

第47条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、7年以下の懲役または7千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第26条第1項に違反した者
2. 第26条第3項に違反して不正な行為をした体育振興投票券発行対象の運動競技の選手・監督・コーチ・審判、及び競技団体の役職員

<専門改正 2012.2.17>

第48条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第26条第1項の禁止行為を利用して賭博をした者
2. 第26条第2項第1号に該当する行為をした者
3. 第26条第3項・第4項の財物や財産上の利益を約束・提供または、提供する意思を表明した者
4. 第26条第3項または、第4項を違反した体育振興投票券発行対象運動競技の選手・監督・コーチ・審判及び競技団体役職員
5. 第30条第2項に違反した者
6. 詐術や威力を用いて体育振興投票券発行対象運動競技の公正な運営を妨害した者

<専門改正 2012.2.17>

第49条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第26条第2項第2号または、第3号に該当する行為をした者
2. 第30条第1項を違反した者

<専門改正 2012.2.17>

第50条 削除 <2012.2.17>

第51条（没収・追徴）

①第47条第1号により処罰を受けた者が類似行為をするために所有・所持した機器及び装置等物と類似行為を通じて得た財物は、没収する。

②第47条第2号及び第48条第3号・第4号による財物は没収する。

③第1項及び第2項による物と財物を没収することが不可能な場合や財産上の利益を取得した場合には、その価額を追徴する。

<専門改正 2012.2.17>

第52条（資格停止の併科）

第47条第2号及び第48条第3号・第4号による罪には、10年以下の資格停止を併科することができる。<改正 2012.2.17>

第53条（懲役と罰金の併科）

第47条から第49条までの規定に該当する罪を犯した者には、懲役と罰金を併科することができる。

<専門改正 2012.2.17>

第54条（両罰規定）

法人の代表者や法人、または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、当該法人または個人の業務に関して第47条第1号の違反行為を行った場合、その行為者を罰する他に、その法人または、個人にも当該行為にかかる罰金刑を科する。ただし法人または個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠っていなかったと認める場合は、この限りでない。<専門改正 2012.2.17>

第55条（過怠金）

①正当な理由なしで第23条第4項を違反して賦課金納付関連書類を基金管理機関に提出しなかった者、または偽計により提出した者には、500万ウォン以下の過怠金を賦課する。

②第10条第3項、第21条第1項、第29条第1項、第31条第1項または、第2項を違反した者には200万ウォン以下の過怠金を賦課する。

③次の各号のいずれか一つに該当した者には、100万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第42条に違反した者
2. 第44条第1項による報告をしなかった者、または偽計により報告した者

3. 第44条第1項による検査を拒否・妨害または、忌避した者
- ④第1項から第3項までの規定による過怠金は、大統領令に定めるところにより、文化体育観光部長官または地方自治体の長が賦課・徴収する。<改正 2008.2.29>
- ⑤削除 <2012.2.17>
- ⑥削除 <2012.2.17>
- ⑦削除 <2012.2.17>
- 附則 <法律第 8344 号、2007.4.11>
- 第1条（施行）
- 本法は、公布した日から施行する。ただし、第2条第10号、第11条第2項、第12条、第15条、第18条第2項、第22条第1項第10号、第35条、第40条、第41条第3項、第42条、第43条、第44条第1項の改正規定は、2007年4月27日から施行する。
- 附則 <法律第 8852 号、2008.2.29>
- 第1条（施行）
- 本法は、公布した日から施行する。ただし、<削除>附則第6条により改正される法律のうち、法の施行前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分については、それぞれ当該法律の施行日から施行する。
- 附則 <法律第 9490 号、2009.3.18>
- ①（施行）
- 本法は、公布後3か月が経過した日から施行する。
- 附則 <法律第 9976 号、2010.1.27>
- ①（施行）
- 本法は、公布した日から施行する。
- 附則 <法律第 10557 号、2011.4.5>
- 本法は、公布した日から施行する。
- 附則 <法律第 11309 号、2012.2.17>
- 第1条（施行）
- 本法は、公布した日から施行する。ただし、第10条第3項及び第4項、第12条、第13条第3項、第45条、第45条の2の改正規定は公布後6か月が経過した日から施行し、第2条第6号、第11条、第11条の2から第11条の4までの改正規定は、2015年1月1日から施行する。
- 第2条（体育指導者資格に関する経過措置）
- 第2条第6号の改正規定施行当時、従来の第2条第6号による体育指導者は、大統領令に定めるところにより、第2条第6号の改正規定によるスポーツ指導者または、健康運動管理者に読み換える。
- 第3条（体育指導者の欠格事由に関する経過措置）
- 本法施行時点で体育指導者である者が本法施行前に発生した理由により第11条の5の改正規定による欠格事由に該当することになった場合には、同じ改正規定にかかわらず、従来の規定に従う。
- 第4条（罰則に関する経過措置）
- 本法施行前の行為に対して罰則規定を適用する場合は、従来の規定に従う。

② 体育施設の設置・利用に関する法律⁴³

「体育施設の設置・利用に関する法律」は1989年3月31日に制定・公布された法律であり、2007年4月11日に全面改正された。この法律は「体育施設の設置・利用を奨励して体育施設業を健全に発展させ、国民の健康増進と余暇活用に貢献する」ことを目的とし

⁴³ 体育施設の設置・利用に関する法律（체육시설의 설치·이용에 관한 법률）
<http://www.law.go.kr/LSW/lsEfnfoP.do?lsiSeq=121968#0000>

第1章 韓国

て、公共体育施設の設置と民間体育施設業の権利・義務を決めている。この法律は、合計5章40条で構成されている。

この法律は、体育施設を公共体育施設と民間体育施設業に分け、さらに民間体育施設を登録体育施設業と届出体育施設業に区分している。また事案による体育施設の設置・運営と体育指導者の配置・施設基準及び利用者保護などを規定している。また、国や地方自治体及び職場の長に、専門体育施設、生活体育施設の設置・運営にかかる義務を付与し、地域住民のために同体育施設を開放するように規定している。

2009年は両罰規定と「秩序違反行為規制法」が制定されることによって、過料の賦課・徴収及び裁判等に関する事項を再整備し、2010年にはゴルフ場の農薬使用検査に対する規定を削除して「水質及び水生態系保全に関する法律」に一本化し、地方自治体の自治立法権を強化するため、体育施設業の登録・届出などの手数料金額に対する条例の制定根拠を法律に規定し、同じ違反行為に対して営業停止と重複して賦課できる過料規定を整備するなど、現行制度の運営上の問題点を改善・補完した。

また2011年には、国と地方自治体の専門体育施設及び生活体育施設の使用を促進するため、「体育施設の設置・利用に関する法律」の改正を通じて、国と地方自治体の専門体育施設及び生活体育施設に対する使用料減免の根拠を設けた。

③ スポーツ産業振興法⁴⁴

「スポーツ産業振興法」は、2007年4月6日に制定された。同法はスポーツ産業の振興に必要な事項を規定することで、スポーツ産業の基盤づくり及び競争力強化を図り、スポーツによる国民の余暇活用機会拡大と国民経済の健全な発展に貢献することを目的としている。合計19条で構成され、国が基本計画の策定、専門人材養成、スポーツ産業振興施設の指定などの事業を遂行することが規定されている。

2009年には、従来プロ球団が観客動員とサービス向上のために使用する公共体育施設の使用収益期間が3年以内と限定されていたものについて、25年の期間内で使用収益することができるように改正されている。

④ 伝統武芸振興法⁴⁵

「伝統武芸振興法」は2008年3月28日制定された。同法は文化的価値のある伝統武芸を振興して国民の健康増進と文化生活向上及び文化国家づくりに寄与することを目的としている。合計6条で構成され、国による基本計画の策定、伝統武芸団体の育成、専門人材養成などの事業を遂行するようにしている。

⑤ 競輪・競艇法⁴⁶

⁴⁴ スポーツ産業振興法 (스포츠산업 진흥법) <http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=102466#0000>

⁴⁵ 伝統武芸振興法 (전통무예진흥법) <http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=86606#0000>

「競輪・競艇法」は1991年12月31日に制定された。同法は「競輪及び競艇の公正な施行と円滑な普及を通じて国民の余暇活用と青少年の健全育成及び国民体育の振興を図り、地方財政拡充のための財源を確保し、自転車及びモーターボート競技の水準向上に貢献する」ことを目的として、競輪・競艇の実施、収益金の使用などについて規定している。

2010年には、民法上消滅時効の対象とされる未還付金収益金について「国民体育振興法」を改正することで国民体育振興基金に帰属させ、各種体育事業に使用できるようにした。また、2011年には「個別消費税法」改正内容を反映させ、入場料徴収の範囲を従来の競走場から競走場及び場外売場に修正した。

⑥ テコンドー振興及びテコンドー公園造成などに関する法律⁴⁷

「テコンドー振興及びテコンドー公園造成などに関する法律」は2007年12月21日に制定された法律である。同法は韓国の国技であるテコンドーを振興し、かつ全世界のテコンドー愛好者の聖地であるテコンドー公園を造成し、国民の心身鍛錬とプライドを高め、ひいてはテコンドーを世界的な武技及びスポーツとして発展させるといふ、国威発揚を図る目的で制定されたものである。合計5章24条で構成され、テコンドーの体系的な文化保存及び振興を図るため、テコンドー振興政策の基本的方向性、指導者の教育・養成に関する事項、テコンドー振興基本計画の策定・施行、効率的なテコンドー公園の造成・運営などについて規定している。

⑦ シルム（韓国相撲）振興法⁴⁸

「シルム振興法」は2012年1月17日に制定された法である。同法は韓国固有の文化であると同時に体育活動であるシルム（韓国相撲）の振興に必要な事項を決め、国民の体力増進と闊達な精神の涵養、及びシルムの世界化に貢献することを目的としている。合計8条で構成され、国による基本計画の策定、「シルムの日」指定及び行事の開催、シルム及びシルム施設の支援などの事業を遂行するように規定している。

⑧ 2018年平昌冬季オリンピック大会及び障害人冬季オリンピック大会支援等に関する特別法⁴⁹

「2018年平昌冬季オリンピック大会及び障害人冬季オリンピック大会支援に関する特別法」は2012年1月26日制定された法である。2018年に開催される第23回冬季オリンピ

⁴⁶ 競輪・競艇法 (경륜·경정법) <http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=114961#0000>

⁴⁷ テコンドー振興及びテコンドー公園造成などに関する法律

(태권도 진흥 및 태권도공원 조성 등에 관한 법률)

<http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=112455#0000>

⁴⁸ シルム振興法 (씨름진흥법) <http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=121959#0000>

⁴⁹ 2018年平昌冬季オリンピック大会及び障害人冬季オリンピック大会支援等に関する特別法

(2018 평창 동계올림픽대회 및 장애인동계올림픽대회 지원 등에 관한 특별법)

<http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=122419#0000>

第1章 韓国

ック大会及び第 13 回障害人冬季オリンピック大会開催の成功に向けた支援をすることで、国民体育を振興してオリンピック遺産を確固たるものにし、国家発展に貢献することを目的としている。合計 8 章 92 条で構成され、組織委員会、大会支援委員会、大会関連施設、冬季オリンピック特区の指定・運営、大会を通じての南北体育交流、罰則などについて規定している。

⑨ 国際競技大会支援法⁵⁰

「国際競技大会支援法」は 2011 年 5 月 30 日に提案され、2012 年 5 月 23 日に制定され、2012 年 11 月 24 日に施行された法律である。同法は、国内で開催される国際競技大会は、国民体育の振興、関連産業の発展及び国家イメージ向上などを通じて、国家発展に寄与する重要な行事であることから、国際競技大会の開催を成功支援するための法制定の必要性が指摘されたことを受けて制定されたものである。「国際競技大会支援法」の制定により、従来のソウルオリンピック大会、ワールドカップサッカー大会など国家レベルの支援が必要な国際競技大会を誘致する度に時限的な特別法を制定する必要をなくし、国際競技大会支援の基準等に対する一般原則を確立しようとするのが同法制定の趣旨であった。同法は、文化体育観光部の長官が国際競技大会誘致及び開催支援に関する政策を統括・調整の任にあたるようにした。また、大会誘致の手続について、国際競技大会を誘致しようとする地方自治体等は誘致申込書提出の前に文化体育観光部長官の承認を要することとし、大会誘致による地方財政状況を考慮できるよう、文化体育観光部長官があらかじめ企画財政部長官と協議することとした。また、大会開催に対する事後評価について、大会組織委員会は大会終了後 6 か月以内に評価結果を文化体育観光部長官に提出するようにし、文化体育観光部長官はこれを国会の所管常任委員会に報告することを義務付けた。

⑩ 学校体育振興法⁵¹

学校体育振興法は 2012 年 1 月 26 日に制定され、2013 年 1 月 27 日に施行された法律である。韓国では受験中心の教育により体育活動が軽視されがちであることから青少年体力低下が懸念され、学校体育振興に関する基本施策の策定、生徒の健康体力評価の実施、学校スポーツクラブの運営、学校運動部指導者に対する支援などに対する必要性が指摘されたことが同法制定の背景にあった。各所から問題提起を受けた政府は「学校体育振興法」の制定により、学校体育振興に関する重要事項を審議するために学校体育振興中央委員会及び学校体育振興地域委員会を設置・運営することを定めたほか、学校体育振興のための政策研究などを遂行する学校体育振興院を設立することによって生徒らによる体育活動参加を実質的に保障かつ活性化させる土台を作るなど、学校体育の正常化を図るとしている。

⁵⁰ 国際競技大会支援法（국제경기대회 지원법） <http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=125527#0000>

⁵¹ 学校体育振興法（학교체육진흥법） <http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=122416#0000>

⑪ 兵役法⁵²

韓国では、オリンピック上位入賞者には兵役が免除されることが知られている。一般に兵役免除と呼ばれるものは兵役特例の適用を受けることであり、兵役特例とは4週間の基礎軍事訓練を含む兵役期間中に、体育種目の分野で活動することにより「公益勤務」を終えたものと見なされることである。兵役法第26条「公益勤務要員の業務と招集対象」第2項第2号に「補充役または現役兵入隊対象者のうち大統領令で定める芸術、体育分野の技術を持つ者として文化体育観光部長官が推薦した者」と指定され、さらに兵役法施行令第47条の2「芸術・体育要員の公益勤務要員推薦等」第4号「オリンピック大会で3位以内に入賞した者」、第5号「アジア競技大会で1位に入賞した者」とされ、何れも団体競技種目の場合には実際に出場した選手に限る、とされている。

兵役特例が1973年に導入された当初、その対象者はユニバーシアード大会や世界選手権で3位入賞以内であったが、後に1位に対象が縮小され、1990年からはこれらの競技大会自体が除外された。2006年にはサッカーワールドカップベスト4の選手が国民世論により対象とされ、2006年のWBCベスト4の選手も対象とされたが、これらも2007年末以降は除外された。制度導入以来、体育分野で兵役特例の適用を受けた者の総数は829人におよぶとされる。兵役特例対象についてはその公平性について議論が絶えない。団体競技の場合は実際に出場した選手だけが兵役特例の対象であるため、サッカーなど監督の判断で実際の出場機会が与えられなかった選手は対象外となる問題について、兵務庁は累積点数制のような制度改善の方策を検討しているという⁵³。

●その他規定・例規

① ゴルフ場の立地基準及び環境保全などに関する規定⁵⁴

「ゴルフ場の立地基準及び環境保全などに関する規定」は「体育施設設置・利用に関する法律施行令」の第12条第2号及び同法施行規則第24条第2号の規定により文化体育観光部が告示した規定であり、ゴルフ場の立地基準・環境保全及び農薬残留量検査方法に関する事項を定めることを目的としている。

② 関税減免体育用品の事後管理委託業務にかかる処理規定⁵⁵

⁵² 兵役法 (병역법) <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=114965#0000>

兵役法施行令 (병역법 시행령) <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=127582#0000>

⁵³ キム・ソンファン (김성환) 論文「スターへの特恵と公平性 (스타 특혜와 형평성)」2012.6.19 <http://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=13001>

⁵⁴ ゴルフ場の立地基準及び環境保全などに関する規定 (文化体育観光部告示 2011-26号) (골프장의 입지기준 및 환경보전 등에 관한 규정)

<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2000000014229>

⁵⁵ 関税減免体育用品の事後管理委託業務の処理規定 (文化体育観光部訓令第77号) (관세감면 체육용품의 사후관리 위탁업무 처리규정)

<http://www.law.go.kr/admRulInfoPWah.do?admRulSeq=69835>

「関税減免体育用品の事後管理委託業務の処理規定」は関税法第 36 条 3 項及び同法施行令第 46 条の 4 の規定によって、関税庁長が委託する関税減免体育用品の事後管理業務の処理に関する事項を定めた規定であり。合計 8 条で構成されている。事後管理対象物品は、大韓体育会が関税法によって関税の減免を受けて輸入する体育用品をいい、文化体育観光部長官が事後管理業務について大韓体育会に再委託すること、その他物品輸入機関の義務、事後管理方法等について規定している。

③ 大韓民国体育賞審査委員会規定⁵⁶

「大韓民国体育賞審査委員会規定」は、国民体育振興法施行規則第 13 条第 1 項の規定により、大韓民国体育賞審査のために必要な委員会の構成及び運営、審査基準と欠格事由などについて必要な事項を規定している。

④ 優秀体育用具生産企業の指定及び管理要領⁵⁷

「優秀体育用具生産企業の指定及び管理要領」は、国民体育振興法施行規則第 15 条の規定により、体育用具などの優秀企業の指定対象業種・申し込み手続及び事後管理方法などを規定することを目的とし、大韓体育会及び国民体育振興公団の優秀企業製品の優先的購買、大韓体育会及び体育科学研究院の技術指導、優秀企業に対する国民体育振興基金の融資、指定業者が遵守すべき事項について規定している。

⑤ 学校体育振興委員会の運営規定⁵⁸

「学校体育振興委員会の運営規定」は、学校体育活性化のための政策の策定及び効率的推進のため、教育科学技術部長官と文化体育観光部長官の所屬下に設立・運営される学校体育振興委員会の構成及び運営などに関して必要な事項を規定することを目的に、文化体育観光部と教育科学技術部が共同訓令により制定したものである。

⑥ 文化体育観光部国際行事の誘致・開催に関する規定⁵⁹

「文化体育観光部国際行事の誘致・開催に関する規定」は 2010 年 6 月 4 日に文化観光部訓令第 128 号として制定され、国際体育大会の体系的で詳細な妥当性の検討と審査を通じて合理的な国際体育大会誘致を図り、大会開催の成功に向けて国が支援することを目的と

⁵⁶ 大韓民国体育賞審査委員会規定（文化体育観光部訓令第 187 号）（대한민국체육상 심사위원회규정）
<http://www.law.go.kr/admRullInfoPWah.do?admRulSeq=200000002403>

⁵⁷ 優秀体育用具生産企業の指定及び管理要領（文化体育観光部告示 2009-25 号）
（우수 체육용품 생산업체 지정 및 관리요령）

<http://www.law.go.kr/LSW/admRullInfoPWah.do?admRulSeq=200000008027>

⁵⁸ 学校体育振興委員会の運営規定（文化体育観光部訓令第 51 号）（학교체육진흥위원회 운영규정）
<http://www.law.go.kr/LSW/admRullInfoPWah.do?admRulSeq=2000000057183>

⁵⁹ 文化体育観光部国際行事の誘致・開催に関する規定（文化体育観光部訓令第 128 号）
（문화체육관광부 국제행사의 유치·개최에 관한 규정）

<http://www.law.go.kr/admRullInfoPWah.do?admRulSeq=2000000014083>

している。この規定では、地方自治体、非営利法人団体、競技団体などが文化体育観光部の所管分野の国際行事を誘致・開催するために10億ウォン以上の国庫支援（基金またはその他政府支援金を含む）を要請する場合に適用されるが、その対象は以下のものに制限されている。

- ・5か国以上の国から100人以上の外国人が参加する国際文化行事、国際観光行事、国際体育大会
- ・5か国以上の国から100人以上の外国人が参加する文化芸術、文化コンテンツ、メディア、宗教分野の国際会議、展示会、見本市、各種行事等
- ・国際体育大会の定義：オリンピック大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会、パラリンピック大会など、国際オリンピック委員会（IOC）、アジアオリンピック評議会（OCA）及びその他公認された国際スポーツ機構が主催・主管する国際総合競技大会
- ・ワールドカップサッカー大会、種目別世界選手権大会など、国際競技連盟（IF）が主催・主管する種目別国際競技大会として、5か国以上の国々から100人以上の外国選手団（選手と役員を含む）が参加する大会
- ・国際オリンピック委員会（IOC）総会、アジアオリンピック評議会（OCA）総会など、国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会及びその他公認された国際スポーツ機構が主催・主管する、10か国以上の国々から100人以上の外国人が参加する国際体育関連会議
- ・その他中央政府の保証が必要な場合や、特別に中央政府レベルの支援が必要であると文化体育観光部長官が認める国際競技大会

(ウ) 財源

文化体育観光部が公表した「2011年体育白書」には、体育（スポーツ）部門の財源に関する記述がみられる。これによれば、体育部門予算の財源は、中央政府の一般会計から文化体育観光部に配分される国庫予算、国民体育振興公団が管理・運用する国民体育振興基金からの支援金、地方自治体の地方費、大韓体育会及び国民生活体育会などの民間体育団体が独自に調達する自主財源、の4区分で示されている。

図表-1-18 体育部門財源の構成推移（単位：億ウォン）⁶⁰

年度	体育部門 予算合計	国庫予算	国民体育 振興基金	地方費	体育団体 自主財源
2003	16,600	1,426	1,726	12,847	601
2004	17,976	1,093	1,526	14,443	914
2005	19,762	1,137	1,747	16,041	837
2006	18,957	1,489	2,291	13,835	1,342
2007	25,955	1,812	2,367	20,510	1,266
2008	31,303	2,343	2,578	24,808	1,574
2009	34,090	2,135	3,860	25,949	2,146
2010	35,344	1,529	5,295	26,193	2,327
2011	35,938	1,559	6,568	25,677	2,134
(同率)	100.0%	4.3%	18.3%	71.4%	5.9%

※国庫予算：文化体育観光部体育局の一般会計予算

※国民体育振興基金：補助事業会計

※地方費：市・道及び市・郡・区の一般会計の最終予算

※体育団体自主財源：大韓体育会及び市道支部、加盟競技団体による独自の収入予算、国民生活体育協議会、市・道及び市・郡・区の生活体育協議会、種目別連合会による独自の収入予算

⁶⁰ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.145 表 2-32

第1章 韓国

体育部門予算の財源には、他にも行政安全部（2013年3月以降は安全行政部）の特別交付税、市・道教育庁の体育予算などがあるが、上記表には含まれていない。そのため実際の体育部門予算の合計額は、表に示された金額よりも大きいものと考えられる。

財源別で見ると、地方費が71.4%と一番高い割合を占めている。次に国民体育振興基金が18.3%、体育団体自主財源が5.9%、中央政府（一般会計）が4.3%を占めている。

財源として体育部門に歳出される地方費の一般会計予算の歳入源は、文化体育観光部体育局から配分される一般会計予算、国民体育振興基金から配分される支援金、その他中央政府・公共機関から配分される交付税・支援金、そして地方自治体自身の税・手数料収入である。地方自治体の予算は、「補助金の予算及び管理に関する法律」により国庫から交付を受けるにあたり、国の負担率は30%～50%であるため、残りを地方自治体が確保しなければならない。したがって、国の政策により体育部門の予算が増加すれば、そのまま地方自治体の負担増につながる事となる。

(工) 予算

前項に示したとおり、2011年度の体育財政の財源別規模においては地方費の負担割合が71.4%と最も高く、次に基金が18.3%、体育団体自主財源が5.9%、国庫が4.3%の順となっている。

図表-1-19 政府一般会計予算に占める体育部門予算の推移（単位：億ウォン）⁶¹

年度	中央政府 (一般会計) 全体予算	文化体育観光部予算		体育部門予算		【参考】 インフレ 率
			全体予算比		全体予算比	
1993	407,641	2,377	0.58%	428	0.10%	5.80%
1995	557,805	3,838	0.69%	511	0.09%	4.75%
1997	705,284	5,245	0.74%	1,541	0.21%	6.57%
1998	807,629	6,183	0.76%	1,816	0.22%	3.97%
1999	884,850	6,943	0.78%	1,572	0.18%	1.36%
2000	946,199	9,149	0.96%	1,799	0.19%	2.78%
2001	1,002,246	9,706	0.96%	1,639	0.16%	3.16%
2002	1,060,963	10,991	1.03%	1,589	0.15%	3.73%
2003	1,114,831	11,401	1.02%	1,425	0.13%	3.42%
2004	1,183,560	15,340	1.30%	1,093	0.09%	3.04%
2005	1,343,704	15,676	1.17%	1,137	0.08%	2.62%
2006	1,448,076	9,644	0.66%	1,489	0.10%	2.09%
2007	1,641,435	12,681	0.77%	1,812	0.11%	3.61%
2008	1,782,797	15,136	0.85%	2,343	0.13%	4.14%
2009	2,041,000	16,579	0.81%	2,135	0.11%	2.80%
2010	2,053,312	18,166	0.88%	1,529	0.07%	3.03%
2011	2,099,303	19,603	0.93%	1,559	0.07%	4.16%

※1994年度、1996年度はデータが得られず

※2005年度までは、文化体育観光部予算に文化財庁予算と青少年予算が含まれる

※当初予算のみを計上

※参考として表に併記した各年度のインフレ率は、IMF公表による期末値

⁶¹ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.147 表 2-34

図表-1-20 政府体育部門予算の使途別推移（単位：百万ウォン）⁶²

使途区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
生活体育	26,252	25,776	11,337	17,649	12,863	93,806	96,547
専門体育	77,718	98,342	142,701	193,058	177,563	42,404	43,128
国際交流	7,465	13,899	11,939	12,998	7,970	7,609	7,126
スポーツ産業	2,010	6,792	6,674	6,262	8,269	3,244	3,444
障害人体育	-	3,898	8,514	4,110	6,610	5,550	5,401
その他	239	145	227	263	244	226	220
合計	113,684	148,852	181,392	234,340	213,519	152,929	155,996

図表-1-21 2011年度地方自治体の体育部門予算及びその使途（単位：百万ウォン）⁶³

地方自治体	体育部門 予算合計					
	生活体育	専門体育	障害人体育	国際交流	その他	
ソウル特別市	204,382	69,808	33,726	4,624	1,440	94,784
釜山広域市	170,475	22,054	16,258	2,147	1,182	128,834
大邱広域市	123,155	12,483	14,679	1,502	70	94,421
仁川広域市	107,177	14,816	47,587	2,369.50	1,855.50	40,549
広州広域市	74,887	11,612	11,789	1,585	-	49,901
大田広域市	77,485	21,688	16,275	2,145	25,238	12,139
蔚山広域市	74,003	20,402	16,113	1,374	133	35,981
京畿道	476,326	59,894	164,089	6,217	151	245,975
江原道	212,794	48,422	69,949	2,416	924	91,083
忠清北道	141,593	44,568	38,433	2,121	53	56,418
忠清南道	148,601	13,316	43,373	3,585	30	88,297
全羅北道	137,088	43,771	28,632	1,651	1,126	61,908
全羅南道	181,410	35,720	40,948	2,672	455	101,615
慶尚北道	220,356	36,310	66,442	2,740	5,625	109,239
慶尚南道	280,260	57,654	94,353	5,475	115	122,663
済州道	40,414	9,751	29,136	1,402	125	-
合計 (同率)	2,670,406 100.0%	522,269 19.6%	731,782 27.4%	44,026 1.6%	38,523 1.4%	1,333,807 49.9%

1. 2011年度地方自治体の体育部門予算合計額=国費（一般会計+特別会計+基金）+地方費（市道費+市郡区費）、一般会計体育分野の最終予算

※各自治体の体育部門予算合計額は広域自治団体と基礎自治団体の予算を合わせたもの

※出典資料には各部門の合計額と比率の記載はない。また、原出典が異なるために、合計額が他の表と一致しない。

図表-1-22 国民体育振興基金支援金の使途別推移（単位：億ウォン）⁶⁴

	累計													
	'89-'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	
支援実績合計	37,887	4,947	2,708	1,031	1,243	1,726	1,526	1,747	2,291	2,367	2,578	3,860	5,295	6,568
国民体育振興	36,842	3,902	2,708	1,031	1,243	1,726	1,526	1,747	2,291	2,367	2,578	3,860	5,295	6,568
専門体育	18,679	2,396	2,324	522	603	829	420	443	556	667	896	1,585	3,204	4,234
生活体育	16,062	1,299	301	430	555	757	952	1,145	1,549	1,527	1,518	2,066	1,854	2,119
学校体育	2,101	207	83	79	85	150	154	159	186	173	164	209	237	215
青少年育成	774	774	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五輪記念事業	271	271	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1989年～1999年における専門体育の支援金合計額には、ワールドカップ競技場建設費 2,103億ウォンを含む

⁶² 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.146 表 2-33

⁶³ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.159 表 2-36

⁶⁴ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.170 表 2-38

第1章 韓国

(オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係

文化体育観光部と競技統括団体である体育団体との関係は、我が国の在り方と同様に間接的である。文化体育観光部は大韓体育会に補助金を交付し、大韓体育会が加盟競技正団体に認定した55の体育団体に対して補助金支援を行っている。

図表-1-23 体育団体に対する大韓体育会の補助金支援額推移（単位：百万ウォン）⁶⁵

No.	体育団体	設立	2008	2009	2010	2011
1	大韓陸上競技連盟	1945. 9.23	7,310	9,012	9,890	8,804
2	大韓サッカー協会	1928. 5.20	81,088	87,199	80,602	69,001
3	大韓テニス協会	1945.10. 1	5,111	5,962	5,651	6,029
4	大韓ソフトテニス協会	1945.10. 1	946	866	953	888
5	大韓卓球協会	1945. 9.28	2,517	2,961	3,788	3,658
6	大韓ハンドボール協会	1945. 7.27	4,006	5,964	11,092	9,936
7	大韓重量挙げ連盟	1945. 2.20	2,002	2,326	1,857	2,005
8	大韓アマチュアボクシング連盟	1945.11.10	1,546	1,693	1,466	N.A.
9	大韓水上競技連盟	1945.11.24	4,819	4,381	5,358	5,173
10	大韓柔道協会	1945.10.28	3,637	3,607	4,284	3,568
11	大韓体操協会	1945. 9. 1	5,571	2,924	2,873	2,954
12	大韓自転車連盟	1945.11.30	2,442	3,532	5,305	4,013
13	大韓バスケットボール協会	1945.12.19	2,959	3,583	3,797	3,673
14	大韓バレーボール協会	1945. 3. 6	4,804	4,878	3,932	3,817
15	大韓シルム協会	1927.11.27	963	1,812	3,165	3,549
16	大韓ラグビー協会	1946. 3.10	1,367	1,228	1,415	1,270
17	大韓レスリング協会	1946. 3.14	3,327	3,323	3,571	3,469
18	大韓水泳連盟	1946. 3.15	3,049	2,932	3,634	3,527
19	大韓野球協会	1946. 3.18	2,271	2,942	2,956	4,516
20	大韓スキー協会	1946. 4.28	3,398	3,292	4,699	5,541
21	大韓馬術協会	1946. 5.20	2,112	2,467	4,090	2,910
22	大韓アイスホッケー協会	1947. 1.11	1,794	1,374	1,331	1,607
23	大韓ホッケー協会	1947. 6. 7	2,802	1,908	2,817	2,675
24	大韓クムド協会	1953.11.20	1,800	2,006	1,814	2,040
25	大韓弓術協会	1922. 7.11	626	623	670	582
26	大韓射撃連盟	1955. 2. 8	3,101	4,319	4,741	6,481
27	大韓フェンシング協会	1947.11.26	2,765	2,277	3,063	3,571
28	大韓テコンドー協会	1961. 9.16	5,628	5,538	5,977	7,582
29	大韓バドミントン協会	1957.11.15	8,617	10,104	7,846	10,706
30	大韓ボート協会	1962.10.31	1,788	1,837	2,535	4,233
31	大韓ローラースケート連盟	1979. 3.10	894	862	1,233	2,371
32	大韓ヨット協会	1979. 3.17	2,425	2,778	2,752	2,787
33	大韓ポーリング協会	1969. 8.10	1,394	1,540	1,751	1,597
34	大韓アーチェリー協会	1983. 3. 4	3,702	3,680	3,625	3,631
35	大韓カヌー連盟	1983. 3.26	1,381	1,401	1,898	1,681
36	大韓ゴルフ協会	1965. 9.23	3,357	8,657	3,806	3,485
37	大韓近代五種連盟	1982. 9.15	2,318	2,329	2,501	3,099
38	大韓水上スキー・ウェイク協会	1979. 2.10	594	683	959	507
39	大韓山岳協会	1962. 4.21	2,390	2,853	3,121	3,802
40	大韓ボディビルディング協会	1987. 6.16	612	645	612	676
41	大韓セパタクロー協会	1988. 8.29	653	985	981	831

⁶⁵ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」pp.127-128 表 2-17

No.	体育団体	設立	2008	2009	2010	2011
42	大韓潜水協会	1968. 3.6	1,479	1,659	1,575	1,485
43	大韓中国武術協会	1989. 1.20	666	837	1,137	798
44	大韓ソフトボール協会	1989. 1.25	799	771	699	535
45	大韓ボブスレー連盟	1989. 5. 5	554	845	889	1,187
46	大韓カーリング連盟	1994. 1.25	551	609	615	731
47	大韓トライアスロン連盟	1987. 8. 2	2,323	1,995	2,587	1,819
48	大韓バイアスロン連盟	1982. 9.15	974	1,125	1,182	1,585
49	大韓スカッシュ連盟	1989. 5. 4	677	657	654	640
50	大韓ビリヤード連盟	1996. 5. 2	1,528	1,707	1,822	1,239
51	大韓テッキョン連盟	1991. 1.14	433	519	495	462
52	大韓空手道連盟	1980. 8.22	756	778	765	886
53	大韓ダンススポーツ連盟	2001. 10.1	740	857	1,332	648
54	大韓リュージュ連盟	1989. 5. 5	181	271	318	434
55	大韓囲碁協会	2002. 1.25	1,869	2,809	2,602	2,262
合計			209,424	230,731	237,093	228,967

(2) スポーツに関する独立行政法人等

韓国には我が国の独立行政法人に相当する機関は存在しないが、「特殊法人」または「公共機関」という概念は存在する。

韓国では、法人のうち国の政策上の必要性や公共の利益を達成することを目的として設立された法人のことを、最も広い意味で「特殊法人(특수 법인)」と呼ぶ。特殊法人に関する通則法は存在せず、特殊法人とされる法人の法人格については、民法または商法を設立根拠とするもの(非訟事件手続法第 67 第 1 項)、特別法を設立根拠とするもの(博物館及び美術館振興法第 3 条第 1 項第 3 号)など様々である。個別法において「特殊法人」とされた法人の名称には、「公社」「公団」「研究院」「協会」「共済会」など、多様に規定されている。狭義の「特殊法人」は、①設立の法的根拠が民法や商法ではなく他の特別法である、②国によって設立された関係で国の財政的支援と共に国の監督を受ける、③設立の目的を達成するために公的事務の遂行と共に限られた範囲で公権力を行使することができ、法人の存廃が国によって決定される、という捉え方ができる。公社と公団の違いは、公社が商法上の株式会社として設立されるのに対し、公団は財団法人の性格を帯びるために民法上の財団法人に関する規定を準用する機会が多い、ということが指摘できる⁶⁶。

また、「公共機関(공공기관)」とは、「公共機関の運営に関する法律」第 4 条において、①他の法律により直接設立され、府が出捐した機関、②政府支援額が総収入の 2 分の 1 を超過する機関、③政府が発行済株式の 50%以上の持分を有している、または 30%以上の持分を有して政策決定に事実上の支配力を有する会社、④政府と第 1 号ないし第 3 号のいずれかに該当する機関が発行済株式の 50%以上の持分を有している、または 30%以上の持分を有して政策決定に事実上の支配力を有する会社、と定義されている⁶⁷。

これらを踏まえ、韓国において「スポーツに関する独立行政法人等」に相当する機関について検討する。韓国におけるスポーツ団体は「体育団体」と呼ばれ、国民体育振興法の規定によれば、文化体育観光部長官の認可を受けて設立する「体育団体」を指す。同法第 2 条による「体育団体」の定義は、「体育に関する活動や事業を目的に設立された法人や団体」とされている。また、同法第 5 章(体育団体の育成)には、大韓体育会(第 33 条)、大韓障害人体育会(第 34 条)、韓国ドーピング防止委員会(第 35 条)、国民体育振興公団(第 36 条)の 4 団体が規定され、同法が特別法としてこれら 4 団体の設置根拠を与えていると解することができる。これら 4 団体は共通して、「設置」「目的」「国による財政支援」について同法に規定され、同法が規定した事項の他は、大韓体育会及び大韓障害人体育会は民法の社団法人に関する規定が準用され、韓国ドーピング防止委員会及び国民体育振興公団は民法の財団法人に関する規定が準用されることとされている。

⁶⁶ 法制教育センターウェブサイトによる特殊法人の解説を引用
<http://edu.klaw.go.kr/StdInfInfoR.do?astSeq=62>

⁶⁷ 公共機関の運営に関する法律(공공기관의 운영에 관한 법률)
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=105141#0000>

また、文化体育観光部が2012年に発行した「2011年体育白書」第1章第2節（体育団体）には、国民体育振興法に規定された4団体に、国民生活体育会を加えた5団体について詳しく説明されている。

したがって本項では、韓国における「スポーツに関する独立行政法人等」について、韓国のスポーツ政策上重要な位置づけにあるとされる大韓体育会、大韓障害人体育会、韓国ドーピング防止委員会、国民体育振興公団、国民生活体育会の5団体について網羅的に説明することとする。

（ア）大韓体育会（KOC）⁶⁸

① 目的

設置根拠である国民体育振興法第33条には、次のように規定されている。

国民体育振興法第33条（大韓体育会）

- ①体育振興に関する次の各号の事業と活動を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けて、大韓体育会（以下「体育会」という）を設立する。 <改正 2008.2.29,2009.3.18>
1. 競技団体の事業と活動に対する指導と支援
 2. 体育競技大会の開催と国際交流
 3. 選手養成と競技力向上等専門体育振興のための事業
 4. 体育人の福祉向上
 5. 国家代表引退選手支援事業
 6. その他に体育振興のために必要な事業
- ②体育会は、第1項による目的達成に必要な経費を用意するため、大統領令に定めるところにより収益事業を行うことができる。
- ③体育会は、法人とする。
- ④体育会は、定款に定めるところにより、支部・支会または、海外支会を置くことができる。
- ⑤体育会の会員と会費徴収に必要な事項は、定款に定める。
- ⑥体育会の役員のうち、会長は定款に定めるところにより選出し、文化体育観光部長官の承認を受けて就任する。 <改正 2008.2.29>
- ⑦体育会に関して本法で規定した事項の他は、「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

また、大韓体育会の定款には、事業の目的が次のように規定されている。

大韓体育会定款 [一部改正 2012.3.9]⁶⁹

第3条（目的及び地位）

- ①体育会は体育運動を広く国民に広め、学校体育及び生活体育の推進により国民の体力向上を図り、体育会に加盟した体育団体を支援育成し、優秀な競技者を養成して、国威宣揚に尽くすことを目的とする。
- ②体育会はIOCと独占的交渉権を持つ、大韓民国を代表する唯一の団体としてオリンピック大会を通じてオリンピズムの原則と価値を拡散し、スポーツを通じた国際親善と世界平和に貢献する。
- ③体育会は国際オリンピック委員会(IOC),国家オリンピック委員会連合会(ANOC),アジアオリンピック評議会(OCA)等国際体育機構に対し、大韓民国を代表する。
- ④体育会は「国民体育振興法」第33条第7項により「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

第7条（事業）

- ①体育会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を遂行する。
 1. スポーツ活動を通じた学校体育及び国民体育の育成・普及
 2. オリンピック大会、アジア競技大会とIOCの後援を受ける地域大会、大陸大会、大陸間大会及びこれ

⁶⁸ 大韓体育会（대한체육회）年次事業計画書・事業結果報告書

<http://www.sports.or.kr/contents/popup/koc.sport>

⁶⁹ 大韓体育会（KOC）定款 [一部改正 2012.3.9]（대한체육회(KOC)정관 [일부개정 2012. 3. 9]）

<http://www.sports.or.kr/koc.sport>

- に對し準ずる國際綜合競技大會への大韓民國を代表する選手団の構成、派遣及び管理
3. 第2号に該当する大會の國內開催のための候補都市選定、及び大會國內開催時の統括、組織、管理等
 4. 國際スポーツ交流、國際體育組織によるオリンピック運動、及び教育文化プログラム関連する諸事業
 5. スポーツ及び関連環境の持続的発展のための事業
 6. 加盟団体及び市・洞體育会の支援育成
 7. 全國體育大會及び全國少年體育大會等、各種綜合體育大會の開催
 8. スポーツ科学の振興、及び選手・指導者向け競技技術にかかる研究の促進
 9. 體育人の權益増進及び福祉のための事業
 10. 體育会の事業遂行に必要な財源調達のための収益事業
 11. 上の各号と関連する付帯事業

② 沿革

大韓體育会は、日本統治時代の1920年7月13日に朝鮮體育会という名称で創立された団体を発祥とする。1937年7月に盧溝橋事件が勃発、1938年には日中戦争の長期化が懸念されるようになり、加えて中國大陸における利権を巡って日本と対立していたイギリスやアメリカとの関係が悪化していたことから、1940年9月に開催が決定していた東京オリンピック大會を返上する声が政府内外に強まった。そのため朝鮮體育会は1938年7月4日に解散させられ、同月7月15日の閣議において日本は東京大會の開催権を正式に返上することとなった。1945年の日本敗戦により朝鮮が日本の統治から脱すると、同時に朝鮮體育会は復活した。1946年7月15日には朝鮮體育会内にオリンピック対策委員会が設置され、朝鮮オリンピック委員会発足の契機となった。1947年6月20日のIOC総会において朝鮮體育会の下部組織であった朝鮮オリンピック委員会が朝鮮のNOCとして認められ、1948年9月3日に大韓オリンピック委員会に名称が変更された。朝鮮體育会は1954年3月16日に大韓體育会に名称変更し、文教部（当時）所管の社団法人として再スタートした。1961年には軍事政権により類似団体の統合政策が実施され、その一環として朝鮮オリンピック委員会は大韓體育会に吸収・統合されることとなった。1964年9月8日、IOC憲章の規定により大韓オリンピック委員会は大韓體育会から分離され、社団法人として再発足した。しかし、1966年バンコクアジア大會の参加選手・役員選考をめぐる両者が深刻な対立を帯びるようになったことから、政府介入により、1968年3月1日に大韓體育会に大韓オリンピック委員会及び大韓學校體育会が吸収統合された。1968年の統合は、IOCの韓国唯一のNOCとしての独立性回復やオリンピック等國際競技力向上のためではなく、国内で政治力を持っていた大韓體育会會長が、オリンピック等國際體育会における地位構築を図るために政治的に実施したものと考えられている⁷⁰。統合により、大韓オリンピック委員会は大韓體育会の定款上の特別委員会として位置付けられた。以降、大韓體育会は學校運動部を基盤に特待生制度、兵役特例制度、體育人福祉制度、泰陵選手村、韓国體育大學設立など、競技力向上に重点を置いて行われてきたため、大韓オリンピック委員会は大韓體育会の特別委員会のまま、その実態が世間の関心事になることはなかった。

⁷⁰ 参考：尹相俊（2008）「国内體育団体の組織再編論争に関する韓日比較研究—国内オリンピック委員会（NOC）の位置づけをめぐる—」

<http://www.isc21.jp/pdf/files/19getureiyun.pdf>

1982年12月31日に国民体育振興法が改正された際、大韓体育会の法人としての位置づけが、従来の社団法人から文化部（当時）所管の特殊法人に変更された。これは、1981年9月に1988年オリンピック大会のソウル開催が決定したことを受け、大韓体育会が政府の財政的支援を受けやすくするようにとられた措置であった。しかし、この措置のために大韓体育会は文化部に財政的に依存するしかなく指導を受ける団体となり、以降毎年のように噴出する「KOC分離問題」という葛藤と消耗を経験することとなった⁷¹。

2003年2月、盧武鉉政権発足の際の大統領引継委員会は、政府構造改革の一環として大韓体育会から大韓オリンピック委員会を完全に分離する「KOC分離案」に取り組み、大韓体育会を所管する文化観光部（当時）に検討を指示した。同年10月に大韓体育会と大韓オリンピック委員会は相次いで総会を開催して政府の「KOC分離案」に反対、むしろ両者の完全統合を推進することが決議された⁷²。

2008年12月に李明博政権は体育団体の構造改革に取り組んで再び「KOC分離案」を検討し、大韓オリンピック委員会を独立させて大韓体育会と国民生活体育協議会を統合する案を示した。大韓体育会のイ・ヨンテク会長兼大韓オリンピック委員会委員長は当案を示した文化体育観光部の動きについて正面から反対姿勢を示し、国会とスポーツ界ではたまたも議論が紛糾した。政府も統合にあたっては国民体育振興法の改正なしに大韓体育会の定款変更を行うことが難しいという判断し、文化体育観光部が法制処に法改正の審議を依頼した。しかし文化体育観光部は、大韓体育会が自ら定款変更を行うことについて、法改正によらずとも部として承認する方針に変更したことを受け、大韓体育会は2009年6月29日に定款を改正、従来の定款上は特別委員会である大韓オリンピック委員会を大韓体育会へ統合させ、英文呼称を Korean Olympic Committee（KOC）と改め、韓国における国内オリンピック委員会の地位を継承した。

③ 組織及び人員

大韓体育会定款第5条には「体育団体は体育会に加盟することができ、加盟団体は正加盟団体、準加盟団体、及び認定団体に区分する」と規定している。定款第5条第3項では、大韓体育会の目的事業遂行のため、ソウル特別市、各広域市・道、特別自治道に支部を置いて、定款第6条によって海外にも在外韓国人体育団体を認めることができる。現在大韓体育会は70個の加盟競技団体と16個の市・道支部、17個の在外韓国人体育団体を置いている。市・道体育会には該当市・道の行政区域別に組織された217個の市・郡・区体育会と邑・面・洞体育会が構成されている。

⁷¹ 韓国日報「朴容晟新大韓体育会会長の当面の課題（박용성 신임 대한체육회장의 당면 과제들）」2009年2月19日

<http://sports.hankooki.com/lpage/moresports/200902/sp2009021914455795990.htm>

⁷² ハンギョシ新聞「体育会、KOC分離案に猛反対、大統合を推進（체육회.KOC, 분리방안 절대 불가..대통합 추진）」2003年10月21日

<http://legacy.www.hani.co.kr/section-006000000/2003/10/006000000200310211539948.html>

第1章 韓国

大韓体育会は、定款上の最高議決機関である代議員総会、最高執行機関である理事会、各種委員会及び事務処理のための事務処を置いている。所管事項を調査・研究・審議し、理事会の諮問に応じるために設置されている学校体育委員会、生活体育委員会、国際委員会、全国体育大会委員会、競技力向上委員会、選手委員会、女性体育委員会、文化・環境・教育委員会、医務委員会、法制賞罰委員会、広報委員会は、必要に応じて理事会の議決を経て特別委員会を設置することができる。また、大学スポーツの発展、スポーツを通じた国際学生間交流を目的として設置された大韓大学スポーツ委員会は、国際大学スポーツ連盟の加盟団体となっている。

大韓体育会は会長の下に事務総長、選手村長が置かれ、事務総長の業務を補佐するために事務次長が置かれている。また、職制とは別に、国際体育業務の専門性向上のために国際委員長職が設けられ、会長を補佐している。組織人員は、役員として会長1人、副会長3人、理事17人、監査2人の体制であり、1人の事務総長、1人の選手村長、1人の事務次長、3本部2室1団14チーム、174人の職員により構成されている。

④ 予算

大韓体育会の2011年度予算を財源別に見ると、自己収入が160億ウォン、国庫が361億ウォン、国民体育振興基金が1,289億ウォン、公益事業積立金が76億ウォンである。

2011年には基金予算から2018年平昌冬季オリンピック大会に向けて竣工される鎮川選手村の工事費784億ウォンが増額され、ワールドカップ剰余金の40億ウォンが鎮川選手村運営費として自己収入に組み入れられている⁷³。

図表-1-24 大韓体育会の財源別予算の推移（単位：百万ウォン）

	予算合計	国庫	基金	公益事業 積立金	自己収入	同率
2007年度	105,221	44,910	53,249	-	7,062	6.7%
2008年度	136,229	64,977	58,756	-	12,566	9.2%
2009年度	134,931	67,835	56,023	2,575	8,498	6.3%
2010年度	141,078	35,604	82,801	9,256	13,417	9.5%
2011年度	188,661	36,105	128,912	7,613	16,031	8.5%

大韓体育会の支部組織である市・道体育会の2011年の総予算は2,178億ウォン規模であり、地方自治体、教育庁、大韓体育会などの補助金が予算の大部分を占めている。その他賛助金などの自己収入規模は59億ウォン程度として全体予算の2.7%を占めている。

また、大韓体育会に加盟する体育会（競技統括団体）の2011年度の総予算は2,270億ウォンであり、国庫と基金補助金、事業収益、賛助金など自己収入で構成されている。自己収入は1,704億ウォンであり、総予算の75.1%を占めている。

⁷³ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.129

(イ) 大韓障害人体育会 (KOSAD)⁷⁴

① 目的

設置根拠である国民体育振興法第34条には、次のように規定されている。

第34条 (大韓障害人体育会)

- ①障害人体育振興に関する次の各号の事業と活動を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けて、大韓障害人体育会（以下「障害人体育会」という）を設立する。 <改正 2008.2.29>
1. 障害人競技団体の事業と活動に対する指導と支援
 2. 障害人体育競技大会開催と国際交流
 3. 障害人選手養成と競技力向上等障害人専門体育振興のための事業
 4. 障害人生活体育の育成と普及
 5. 障害人選手、障害人体育指導者と障害人体育界有功者の福祉向上
 6. その他に障害人体育振興のために必要な事業
- ②障害人体育会は、第1項による目的達成に必要な経費を用意するために、大統領令に定めるところにより収益事業を行うことができる。
- ③障害人体育会は、法人とする。
- ④障害人体育会は、定款に定めるところにより、支部・支会または、海外事務所を置くことができる。
- ⑤障害人体育会の会員と会費徴収に必要な事項は、定款に定める。
- ⑥障害人体育会は、役員として会長・副会長・理事及び監査役を置く。
- ⑦第6項による役員の定員、任期及び選出方法等は定款に定めることとし、会長は文化体育観光部長官の承認を受けて就任する。 <改正 2008.2.29>
- ⑧障害人体育会に関して本法で規定した事項の他は、「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

② 沿革

2005年11月25日、国民体育振興法第34条に基づいて障害者の生活体育と専門体育、国際交流を目的として設立された。

③ 組織及び人員

大韓障害人体育会は、会長1人、副会長5人、事務総長1人、理事17人、監査2人など、合計26人で構成されている（理事3人の欠員を除く）。事務処は、監査室を含め1院1室8部（イチョン訓練院を含む）で業務を推進している。

また、定款第54条に基づき、全国のバランスを取れた障害人体育活性化のため、道知事または市長が会長を務める16個の市・道支部を設立した。

④ 予算⁷⁵

障害人体育予算は国庫補助金及び国民体育振興基金で構成され、毎年増加している。2010年には、利川障害人体育総合訓練院の完成による予算縮小があったものの、2011年にはまた増加傾向に転じている。

⁷⁴ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.355

大韓障害人体育会（대한장애인체육회） <http://www.kosad.or.kr/index.asp>

⁷⁵ 大韓障害人体育会（대한장애인체육회）の予算現況 <http://www.kosad.or.kr/kosad/public.asp?bid=1>

図表-1-25 障害人体育関連年度別予算（単位：百万ウォン）⁷⁶

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
合計	10,936	19,634	26,018	36,387	30,560	34,393	46,761
障害人 体育予算	9,731	18,308	23,729	34,579	27,769	32,293	43,961
	国庫	3,898	8,513	4,110	6,610	5,401	7,747
基金	5,833	9,795	19,619	27,969	20,269	26,892	36,214
障害体育人福祉事業	1,205	1,326	2,289	1,808	2,791	2,100	2,800

(ウ) 韓国ドーピング防止委員会 (KADA)⁷⁷

① 目的

設置根拠である国民体育振興法第 36 条には、次のように規定されている。

第 35 条 (韓国ドーピング防止委員会の設立)

①ドーピングに関連した後各号の事業と活動を行えるよう、文化体育観光部長官の認可を受けて、韓国ドーピング防止委員会（以下「ドーピング防止委員会」という）を設立する。 <改正 2008.2.29>

1. ドーピング防止のための教育、広報、情報収集及び研究
2. ドーピング検査計画の策定と執行
3. ドーピング検査結果の管理とその結果による制裁
4. ドーピング防止のための国内外交流と協力
5. 治療目的で第 2 条第 10 号の薬品や方法を例外的に使用する場合の許容基準の策定とその施行
6. その他、ドーピング防止のために必要な事業課活動

②ドーピング防止委員会は、法人とする。

③ドーピング防止委員会は、委員長 1 人と副委員長 1 人を含む 11 人以内の委員で構成し、委員の任期と選出方法等は定款に定める。

④ドーピング防止委員会は、第 1 項による事業と活動に必要な経費を用意するため、大統領令に定めるところにより収益事業を行うことができる。

⑤ドーピング防止委員会に関して本法で規定した事項の他は「民法」の財団法人に関する規定を準用する。

⑥ドーピング防止委員会はその業務を遂行するために必要ならば関係行政機関の所属公務員や関係機関・団体等の役職員の派遣を要請することができる。

② 沿革

2006 年 11 月 13 日に設立、2007 年 3 月 8 日に WADA に加入した。

③ 組織及び人員

韓国ドーピング防止委員会は委員長 1 人、副委員長 1 人、事務局長 1 人、非常勤委員 8 人、非常勤監事 1 人で構成される。運営部門は企画運営室、国際協力チーム、ドーピング検査チーム、教育広報チームの 1 室・3 チームで構成され、職員数は 12 人である。

④ 予算

図表-1-26 韓国ドーピング防止委員会 年度別予算（単位：百万ウォン）⁷⁸

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
予算	1,694	1,725	1,772	1,982	2,112	2,138
国庫	1,694	0	0	0	0	0
基金	0	1,725	1,762	1,932	2,061	2,085
自己収入	0	0	10	50	51	53

⁷⁶ 文化体育観光部 (2012) 「2011 年体育白書 (2011 年 체육백서)」 p.365

⁷⁷ 韓国ドーピング防止委員会 (한국도핑방지위원회) <http://www.kada-ad.or.kr/renew/MA/>

⁷⁸ 文化体育観光部 (2012) 「2011 年体育白書 (2011 年 체육백서)」 p.141

(工) 国民体育振興公団 (KSPO)⁷⁹① 目的⁸⁰

国民体育振興法第 36 条を設置根拠として 1989 年 4 月 20 日に設立された法人であり、「公団」の名称は政府によって設立されたことを示すもので、実際の法人格は民法上の財団法人である。正式名称は「ソウルオリンピック記念国民体育振興公団」である。国民体育振興法第 36 条には次のように規定されている。

第 36 条 ソウルオリンピック記念国民体育振興公団

①第 24 回ソウルオリンピック大会を記念して国民体育振興のため次の事業を目的として文化体育観光副長官の認可を受けてソウルオリンピック記念国民体育振興公団(以下"振興公団"という)を設立する。

1. 第 24 回ソウルオリンピック大会記念事業
2. 基金の造成、運用及び管理、並びにこれに付随する事業
3. 体育施設の設置、管理及びこれに付随する不動産の取得・賃貸等の運営事業
4. 体育科学の研究
5. その他文化体育観光部副長官が認める事業

②振興公団は法人である。

③振興公団に関して本法で規定のない事項は民法の財団法人に関する規定を準用する。

④振興公団は第 1 項 3 号に定めた体育施設のうち第 24 回ソウルオリンピック大会のために設置された体育施設の維持管理に関する経費に充てるため、その体育施設に入場する者から入場料を徴収することができる。

⑤第 4 項の入場料徴収は文化体育観光部副長官の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も同様に副長官の承認を受ける必要がある。

② 沿革

国民体育振興公団は、国民体育振興法第 24 条に規定されていた国民体育振興財団を、同法の第 6 次改正が 1989 年 3 月 6 日に実施され、改正法第 36 条に基づいて 1989 年 4 月 20 日に「ソウルオリンピック記念国民体育振興公団」と名称を新たにして設立された機関である。1989 年にソウルオリンピック組織委員会を解体するにあたって、大会の黒字額約 3 千億ウォン、及び 1 兆ウォン相当のオリンピック施設等を効率的に管理・運営するために、従来の国民体育振興財団を公団に拡大・再編することが 1988 年 12 月に国会で検討された。国会では組織再編の検討にあたって、1988 年末には 414 億ウォンであった国民体育振興基金を 4,500 億ウォンまで拡大するために、国営宝くじ及び広告事業を同公団が実施できるよう根拠規定を定めることが併せて検討された。財団法人でありながら公団という名称があえて選択された理由について、国会会議議事録には「財団及び公団ともに非営利事業を目的として設立された法人という点では類似するが、公団は一般的に国家が達成しようとする目的を遂行するために設置された公益法人として財団よりも積極的な意味を含んでいる。したがって、ソウルオリンピック大会開催によって得られた黒字、そして 2 兆ウォン規模のオリンピック施設の事後管理及び各種収益事業等をより幅広く推進するために財団から公団に改称した」と記述されている⁸¹。

⁷⁹ 国民体育振興公団 (국민체육진흥공단) 年次報告書

http://www.kspo.or.kr/contents/open/sustn_01.asp?MenuCode=40020100

⁸⁰ 国民体育振興公団 (국민체육진흥공단) <http://www.kspo.or.kr/index.asp?rtnTag=www>

⁸¹ 張世昌 (1999) 「韓国における政治権力とスポーツとの関連に関する研究—第 5、6 共和国のスポーツ政策を中心に」筑波大学博士論文 p.229

第1章 韓国

国民体育振興公団は、オリンピック競技施設や公園等を効率的に管理するために、1990年7月に韓国体育産業開発株式会社を設立した。1990年9月には、国際青少年交流及び青少年文化創造に寄与し国際選手団向け宿舎として活用する施設として、オリンピック・ユースホステルを開館した。また、1993年12月には、株式会社韓国スポーツTVを設立した。1994年10月には安定的な体育振興財源助成のため、蚕室競輪場をオープンし、1999年1月には体育科学研究院を統合し、公団の付設機関とした。2000年2月には経営効率化の一環として株式会社韓国スポーツTVを売却し、2001年9月には体育振興投票券事業を開始した。2002年8月には競艇場を開場し、2003年3月にはオリンピックホールを、2004年9月にはソマ美術館を開館した。2006年2月には競輪場を光明ドーム競技場に移転し、2008年11月には組織効率化の一環として競輪・競艇事業を競輪・競艇事業部に統合し、現在に至っている。

③ 組織及び人員

国民体育振興公団は、本部の他、スポーツ産業本部、競輪・競艇事業本部、体育科学研究院を設置しており、出資会社としては韓国体育産業開発株式会社がある。

国民体育振興公団の全体組織は、理事長を含め役員3人・3本部（院）長・3団・38室・70チームで構成されている。公団本部は、役員3人・8室・19チーム、スポーツ産業本部は、1本部長・1団・3室・14チーム、競輪・競艇事業本部は1本部長・2団・23室・32チーム、研究院は1院長・4室・5チームで構成されている。人員の構成は、本部165人、スポーツ産業本部117人、競輪・競艇事業本部402人、研究院68人となっている。

国民体育振興公団の子会社である韓国体育産業開発株式会社は、ソウルオリンピック記念施設の体系的な維持管理を目的に設立され、オリンピック公園・競艇公園・競走施設・スポーツセンターなどの公団施設を効率的に管理・運営するスポーツ・文化事業専門会社として成長し、現在は代表取締役をトップとして4室・2センター・11チームで構成されている。（2011年12月31日現在）

④ 予算

2011年末現在、国民体育振興基金は国民体育振興法第20条により、政府及び政府外の者の出捐金、会員制ゴルフ場施設の入場料に課する賦課金、基金の運用による収益金と「宝くじ及び宝くじ基金法」によって配分される宝くじ収益金、競輪・競艇事業などによる収益金、体育振興投票券の発行事業による基金出捐金、その他大統領令が定める収益金（施設物の貸出、賃貸収入など）を財源として、助成活動を実施している。

国民体育振興基金は、ソウルオリンピック組織委員会の利益剰余金3,110億ウォンなどを発足時基金3,521億ウォンとし、1989年～2011年まで6兆6,804億ウォンを助成してきた。2011年末現在の基金積立金は1兆7,383億ウォンである。

補助金事業が含まれた基金運用計画とは別途運営される国民体育振興公団の2011年度法人会計規模は1兆2,504億ウォンであり、主要構成項目は次の通りである。

図表-1-27 国民体育振興公団の法人会計予算（2011年度、単位：百万ウォン）⁸²

収入		支出	
合計	1,250,461	合計	1,250,461
本部	112,468		112,468
一般管理	13,304	一般管理	30,191
オリンピック公園	27,636	オリンピック公園	29,273
スポーツセンター	12,978	スポーツセンター	10,888
スポーツ産業	2,022	建設管理	15,625
オリンピック・ユースホステル	18,909	スポーツ産業	3,487
競輪・競艇投票券繰入金	37,619	投票券運営	2,110
		オリンピック・ユースホステル	17,754
		その他	3,140
競輪	289,615		289,615
競輪収益金	238,573	本部運営	108,809
クロス投票手数料	15,226	競輪訓練院	4,206
運営資金利子収入	6,020	ポイント運営	54,511
レストラン売店委託収入	147	スポーツ団	3,410
ポイント売店収入	10,472	競輪予備費	2,541
競艇ポイントの共同活用等	15,565	施設環境改善引当金	19,881
入場料	1,632	他機関配分金	45,597
その他収入	1,980	公団前払金（공단전출금）	50,491
		その他	169
競艇	93,057		93,057
競艇収益金	88,452	本部運営	42,889
運営資金利子収入	1,470	競艇訓練院	5,696
本部レストラン収入	67	ポイント運営	18,935
本部売店収入	140	スポーツ団	991
調整収入	1,762	競艇予備費	1,259
入場料	771	施設環境改善引当金	7,371
その他収入	395	他機関配分金	8,705
		公団前払金（공단전출금）	7,172
		その他	39
投票券	748,674		748,674
投票券収入	711,260	投票委任費	261,768
支給金の回収	21,255	他機関配分金	98,888
その他事業会収入	16,159	公団前払金	388,018
国庫	6,647		6,647

⁸² 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.119

(才) 国民生活体育会⁸³

① 目的

国民生活体育会は生活体育関連の中心団体として、生活体育の振興を通じた国民健康と体力増進、国民の闊達な余暇活用と先進体育文化の創造、世界韓民族の同質性と祖国愛の涵養を通じた統一基盤の造成をその目的としている。

② 沿革

1986年の第10回アジア競技大会と1988年の第24回ソウルオリンピック大会の開催が成功して以降、一般国民の体育活動に対する参加機運の高まり、産業発達と自動化時代の到来による国民の健康及び余暇活用に対する関心への高まり等から、生活体育（日常生活における体育活動）の早急な推進の必要性が浮き彫りになった。しかし、生活体育人口の底上げのためには政府レベルの政策策定や施設整備のみならず、クラブ中心の体育活動を行っている先進国のように、体育同好人の活動を積極的に育成、支援する必要性があった。全国各地で活動している体育愛好家団体に個別的に支援するより、これら団体を代表する民間レベルの生活体育中心団体を通じて支援するのが、より持続的かつ効率的であると認識するようになった。韓国では全国的に体育同好人が1990年7月から市・郡・区生活体育協議会の結成を開始し、続いて市・道単位的生活体育会の構成を推進して、1990年11月30日に15個の市・道生活体育協議会が結成された。

国民生活体育会は、このような背景から、民間レベルでの全国的な体育活動を拡散させ、多様な生活体育同好人活動を体系的に支援・育成することを目的として、各市・道の生活体育協議会の参加の下、1991年2月6日、国民生活体育協議会の名称で、民法第32条による非営利社団法人として設立された。これ以降、1991年3月9日に国民生活体育全国サッカー連合会など、種目別の連合会が続々と結成された。また、世界韓民族体育祭典委員会が開催してきた世界韓民族祝典行事の効率性を向上させるため、体育関連団体の統廃合が検討され、政府が総力を挙げて推進する国家競争力強化のための政府関係団体の経営合理化方針により、1994年7月31日に国民生活体育協議会と財団法人世界韓民族体育祭典委員会が統合された。国民生活体育会は世界韓民族祝典の運営及び参加同胞（注：同胞とは、国内、海外在住のいずれかを問わず、韓国籍または朝鮮籍である者を指す）の事後管理を行うようになり、海外同胞のための海外生活体育実践機能を追加するなど、草の根レベルの生活体育を実践するための多様な形態の組織網を形成するようになった。

これと共に、2009年6月10日に団体名を、国民生活体育協議会から政府の生活体育業務の専担機関として具体的かつ実践的な意味を付与する意味で、国民生活体育会へ変更した。

③ 組織及び人員

⁸³ 国民生活体育会（국민생활체육회） <http://www.sportal.or.kr/>

国民生活体育会は、2011年12月現在、全国16個の市・道生活体育会と、66個の全国種目別連合会及び6個の協力団体があり、市・道生活体育会には当該市・道の行政区域別市・郡・区生活体育会と生活体育市・道別種目別連合会で構成される。全国的に230個の市・郡・区生活体育会と78種目686個の市・道種目別連合会があり、市・郡・区生活体育会は115種目6,327個の市・郡・区種目別連合会で構成され、全国的な同好人クラブ連結網を設け、徐々に先進国型の発展形態に基盤を固めている。

国民生活体育会は、定款上の最高議決機関である代議員総会、最高執行機関である理事会、及び事務処理のための事務処を置いている。事務処は2室4部からなり、戦略企画室は企画、予算、国会、規定、理事会・総会業務を、種目育成部は全国種目別連合会の管理業務と伝統種目の普及・支援を、地域振興部は地域生活体育会の管理及び関連事業支援、大祝典及び全国のお年寄り大会、スポーツクラブ育成支援、世界韓民族祝典の開催及び生活体育国際交流業務を、経営管理部は人事と会計業務を、広報マーケティング部は広報・公報及び情報化業務を、監査室は組織内部及び外部の監査、会員団体の監査、公正・反腐敗・倫理意識管理業務を遂行している。

人員は、創立初期の役員である会長や事務総長を含め定員25人で発足して以来、多様な生活体育のプログラム開発及び普及、増加する国民生活体育ニーズに積極的に応じるため、組織を拡大する必要性が浮き彫りになり、政府の体育団体統廃合政策によって、1994年7月31日に、世界韓民族体育祭典委員会を統合して定員を47人に増員した。さらに、生活体育の情報電算化事業を積極的に推進するため、1996年3月11日に職制規定を改正して定員を52人とした。しかし、1998年の通貨危機に対する政府の構造調整方針に伴い定員が38人に縮小され、2009年3月には37人に再調整され、2012年の監査室新設による3人の増員を経て、現在は40人体制で維持されている。

④ 予算

図表-1-28 国民生活体育会の財源別予算の推移（単位：百万ウォン）

	予算合計	国庫	基金	自己収入	同率
2007年度	20,302	-	18,911	1,391	7.4%
2008年度	17,801	-	16,283	1,518	8.5%
2009年度	22,249	-	20,387	2,062	9.2%
2010年度	25,802	-	23,661	2,141	8.3%
2011年度	27,282	-	24,986	2,296	8.4%

国民生活体育会は、創立初期に9億7千万ウォンの国民体育振興基金及び自己予算を含め、12億7千万ウォンの予算で発足したが、生活体育の需要増加と業務量の増大及び世界韓民族祝典の開催によってその事業規模が著しく拡大、2011年現在国民体育振興基金249

億 8,600 万ウォン及び自己予算 22 億 9,600 万ウォンなど、合計 272 億 8,200 万ウォンの予算規模にまで成長した⁸⁴。

(カ) その他のスポーツ団体

① 韓国体育科学研究院（現在の体育科学研究院）⁸⁵

大韓体育会は 1964 年に「体力管理委員会」を設立し、スポーツ科学化の基礎を固めようとした。しかし、体力管理だけでは競技力の分析とトレーニングの合理化及び処方がうまく実施できないという反省に基づき、1968 年 3 月 7 日にその名称を「スポーツ科学委員会」に改称した。スポーツ科学委員会は、医学、心理、栄養、体育、人間工学など、すべての分野の学問を融合させ、スポーツ科学技術を分析、発展させることが目的であった。同委員会は、体育医学と体育科学に関するシンポジウムの開催、体力管理と体力検査、健康衛生に関する研究、訓練主治医に関する事項などを審議・決定し、委員会の下部組織として保健管理分科委員会、臨床分科委員会、測定評価分科委員会、生理分科委員会、心理分科委員会などを設置した。また、全国の各大学及び研究所が発表した研究結果を集めた論文集を 1964 年以降毎年発刊し、世界的に有名なスポーツ科学者を招いて講演会を開き、毎年の上・下半期にスポーツ科学シンポジウムを開催した。1980 年代に入ってソウルオリンピック大会の誘致が決定し、競技力向上に関する多角的な研究の必要性に鑑み、大韓体育会はスポーツ科学委員会を拡大・再編のうえ、1980 年 12 月 29 日に泰陵選手村内にスポーツ科学研究所を設立、国家代表及び優秀選手の競技力向上のための体系的な研究とともに国民体力向上とスポーツ科学研究のレベルアップに取り組んだ。スポーツ科学研究所は、1986 年のアジア競技大会ソウル大会と 1988 年のオリンピック競技大会ソウル大会に備え、代表選手選抜と体力測定のために適正年齢を算出し、従来の体力測定項目をスポーツ種目別の必須及び選択項目に分けた測定方法を提示する一方、1982 年には先天的な素質を有する優秀な人材を発掘するため、基準値設定研究を通じて 4,359 人の新人選手を選抜し、クムナム（英才）として育成した⁸⁶。しかし、研究業績が自然科学中心だったことと、体育政策課題の遂行が不足して政策的な発展を遂げることが出来なかったという批判も受けている。

1986 年 2 月に全斗煥前大統領は、ソウルアジア競技大会とソウルオリンピック大会を準備する過程で露呈した問題点を体系的に解決するため、スポーツ科学振興対策を策定するように指示した。これによって国民保健、体育振興のためのスポーツ科学の開発、普及方案が改めて検討され、選手たちに対する科学的訓練方法の改善のためにスポーツ科学研究所を活性化する方案が研究・検討された。その後、独自の運営体制を整えた総合的研究機関として、韓国体育科学研究院が 1989 年 5 月 25 日に設立された。韓国体育科学研究院は、従来から優秀選手のサポート事業に重点を置いた研究活動を改め、基礎研究と純粋学問研

⁸⁴ 国民生活体育会（국민생활체육회）予算現況

<http://www.sportal.or.kr/>

⁸⁵ 韓国体育科学研究院（한국체육과학연구원）<http://www.sports.re.kr/main/main.jsp>

⁸⁶ 国家記録院 <http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=000654>

究の割合を高め、バランスのとれた研究の発展をはかった。スポーツ科学分野においても、特定分野に限っていた研究活動を全国民のための研究へその領域を拡大しながら国民体育振興のための新しいプログラムの開発を行っている。

韓国体育科学研究院の組織構成は、企画調整室の下に基礎科学部、応用科学部、生活体育研究部などの研究専担部署、研修部と電算室、体力管理センターなどが設置されている。特に生活体育研究部と体力管理センターは、主に国民体育振興のためのプログラム開発と国民の体格、体力研究を担当する。ソウルオリンピック当時は合計 204 種、321 点のスポーツ科学機資材を保有して代表選手の競技力向上のために用い、1989 年以降は一般大学にもこれらを開放し、体育関連の学生が活用できるようにした。また、休暇期間中には現場の体育教師と大学生及び競技指導者などを対象に機資材研修を実施して現場活用度とその範囲を拡大するなど、スポーツ科学の普及に力を入れた。

韓国体育科学研究院は、1999 年に国民体育振興公団の傘下に入り、その付設機関となった⁸⁷。当初は独自性を失ったとも指摘されたが、国民体育振興公団に編入されてからは、研究方向が体力管理へと、自然科学中心から社会科学とのバランスを取り始め、実質的な機能と役目を果たしていると評価されている。

体育科学研究院は 2001 年から 2011 年現在まで、統合的な体育情報網の活性化のため、体育情報サービスを提供している。サービス内容はスポーツ・コリア⁸⁸を通じたスポーツ情報の提供と共に体育関連学会（16 の学会）の統合電算管理システム、学術資料検索システムを構築し、体育統計ポータルシステム、研修研究管理システムを構築した。2008 年には利用者現況分析を通じて「高品質コンテンツ構築戦略」を策定し、多様な体育情報を 1 か所からアクセスできるようにスポーツ・コリアを 2009 年に再構築した。特に体育分野の多様な情報について、より統合的にアクセスできるよう、統合検索、詳細検索、人気キーワードなど、検索サービスを追加した。2010 年には体育情報図書館を再構築し、統合情報サービスに対する利用者のアクセス利便性をさらに改善した。2011 年にはスポーツ教室、3GO 準備運動など、スポーツ・コリア・コンテンツを拡充し、体育情報の質的向上に取り組んでいる。

研究員ウェブサイトは、研究員の研究事業データベースと体育学術情報を提供している。体育学術情報は、スポーツ・コリア及び電子図書館を通じて利用できるもので、学会間の学問・情報交流の増大と体育学問発展のために、体育科学研究院と韓国体育学会及び 15 の分科学会が参加して構築した学術情報リポジトリである。

体育指導者研修院は、体育指導者の育成及び輩出を目的として構築し、競技指導者、生活体育指導者など体育専門指導者に関連情報を提供している。

体育統計ポータルは、国民体育活性化に貢献する目的で構築された。ウェブサイト利用者は統合検索を通じて、体育指標、国民体力実態調査、国民生活体育活動への参加実態調

⁸⁷ 文化体育観光部（2012）「2011 年体育白書（2011 년 체육백서）」p.573

⁸⁸ 体育科学研究院が運営するスポーツ情報ポータルサイト
<http://www.sportskorea.net/>

第1章 韓国

査の統計資料を簡単に入手でき、地域別・年齢別・種目別・国家別など、生活の中での体育統計についても利用が可能である。

上記以外にも体育統計別原文サービス、国民体力基準値、国民生活体育活動への参加結果など、様々な情報を提供している。

体育統計ポータルは現在、スポーツ・コリアの中の体育統計情報にリンクされている。スポーツ・ポータルは、スポーツ産業関連統計情報とスポーツ産業現場の情報を提供するために文化体育観光部がサービスを開始し、現在体育科学研究院が運営している。スポーツ・ポータルは、スポーツ産業に関する本格的な統計資料とスポーツ・ビジネス資料を提供することによって、スポーツ産業関連職種の人々とスポーツ産業を勉強する学生らを支援している。

② 体育人材育成財団⁸⁹

韓国は 1970 年代からの積極的な専門体育育成政策の効果があり、2008 年北京オリンピックで 7 位、2010 年バンクーバーオリンピックで 5 位の成績を収めるなど、スポーツ強国として地位を固めている。また、冬・夏期オリンピック、ワールドカップ、世界陸上選手権大会など、国際大会の誘致を通じて世界のスポーツ舞台で、国の存在感を高めてきた。

しかし、このような成果にもかかわらず人口増加率の減少による、選手資源確保の困難、基礎種目の劣勢、一部のエリート選手に依存したメダル獲得、小人数に依存したスポーツ外交活動など、多くの課題を抱えているのも事実である。

このような課題に対応すべく、長期的な視点において、優秀選手、指導者、審判、スポーツ外交/産業人材など、スポーツ人材を発掘して体系的に育成するための専担機関として体育人材育成財団が設立された。体育人材育成財団は、体育発展と国際的地位向上による国家発展へ寄与すべく、スポーツ人材の拡充、実力の強化及び国際競争力確保のための事業を運営している。

体育人材育成財団は 2007 年 1 月 30 日に非営利財団法人設立の許可以来、2010 年 1 月 29 日に企画財政部告示第 2010-3 号（公共機関運営に関する法律第 4 条、第 6 条による）によって、「その他公共機関」として指定された。

体育人材育成財団は、定款上最高議決機関である理事会及び事務処理のための事務局（2 チーム、12 人）を置いている。事業運営チームは、体育英才育成、学校運動部の指導者職務教育、国際スポーツ人材養成など、12 の事業を運営している。経営企画チームは、機関運営に必要な人事、総務、会計などの業務を遂行している。

③ 韓国体育産業開発株式会社⁹⁰

⁸⁹ 文化体育観光部（2012）「2011 年体育白書（2011 年 체육백서）」p.142

体育人材育成財団（체육인재육성재단） <https://www.nest.or.kr/common/main.asp>

⁹⁰ 文化体育観光部（2012）「2011 年体育白書（2011 年 체육백서）」p.144

韓国体育産業開発株式会社（한국체육산업개발주식회사） <http://www.ksponco.or.kr/>

国民体育振興公団の子会社である韓国体育産業開発株式会社は、1990年にソウルオリンピック記念施設の体系的な維持・管理、生活体育施設空間提供、国民体育振興基金助成などを目的として設立された。主要事業としては、オリンピック公園及び競艇公園の施設管理、オリンピックスポーツセンター運営などがあり、組織及び人員構成は、国民体育振興公団に具体的に記述されている。

【参考】韓国の体育政策に関する批判的論評

以下は、韓国のネット言論 PRESSian に掲載された、2012年10月9日付け記事の日本語訳である⁹¹。

韓国の体育政策は、国家主義を基礎として出発した。独裁政権時代、体育は独裁体制の優秀性を立証すると同時に、強く訓育を内面化し、（政府と関係なく）国に対する忠誠心を国民に培う政策的目標を持って成長した。韓国の泰陵選手村が、中国と同様にごく少数のエリート選手を世間から「分離させて」強い訓育によって国家の目的に合う選手を成長させる機関として発達した歴史は、これを象徴している。スポーツ評論家のチェ・ドンホ氏は、「体育団体の構造調整の議論が始まる前まで、韓国における体育は政治的プロパガンダに活用された」とし、「当然に体育政策はエリート体育にドライブをかける方向にだけ集中した」と評した。チェ氏をはじめとする相当数の改革的なスポーツ専門家らは、韓国体育機関の統合とは別に、大韓体育会の権力分散を強く主張している。学校体育の正常化、選手出身者への支援を議論するために、体育団体の構造調整がどんな意味を持つのだろうか。これを知るためには、まず、韓国体育関連の代表機関の役割と存在から確認しなければならない。

韓国の体育政策、すなわちエリート中心の育成政策を主管する機関は、大韓体育会だ。大韓体育会は1920年に創立された朝鮮体育会の流れを受け継いできた機関で、現在58個の加盟団体を管理し、強大な影響力を行使している。全国体育大会と全国少年体育大会を開催し、泰陵選手村と体育科学研究院を率いている。ところが、大韓体育会長は大韓オリンピック委員会（KOC）委員長まで兼任する。大韓体育会は大韓オリンピック委員会まで統合した機構であるからだ。したがって、大韓体育会は、定款に記載された「体育運動を汎国民化し「学校体育と生活体育の振興」を図る方向ではなく、自然にオリンピックの成績向上のために邁進する機構としての性格を持つようになった。これが「韓国体育政策の正常化」、すなわちエリート—生活体育に二元化された現在の体育政策を変化させようという主張の一角で、KOC分離要求が強く提起される理由だ。分離の根拠は、国際オリンピック委員会（IOC）憲章第24条である。IOCは、この条文で「国家オリンピック委員会は、政治的に中立とされた、完全なる自主独立団体である必要がある」と規定している⁹²。ところが、大韓体育会は、文化体育観光部の指導を受ける。つまり、KOCはIOC規定に違反しているという意味である。実際、かつて現在の韓国のようにオリンピック委員会を体育協会と統合して運営していた日本は、IOC規定に基づいて1991年にJOCを完全に別の組織として独立させた。そして、日本体育協会は全国体育大会や学校体育、スポーツクラブ等の組織のみを専門に担当する。評論家のチェ氏は、「日本がJOC分離後に生活体育中心の政策を伸ばし、90年代の国際舞台でエリートスポーツ競争力を一時的に失った理由」をもって、政策変化の意義を説明した。しかし知られているように、最近になって日本のスポーツの実力は国際舞台で再び頭角を現している。チェ評論家は「日本と米国、ドイツなど多くの国が国家オリンピック委員会を別個の組織として独立運営している」と評している。

大韓体育会だけではない。特に注目すべき機関は、国民生活体育会だ。この機関は、16市道の生活体育会と66個全国種目別連合会、6つの協力団体を置く組織で、生活体育中心の非営利社団法人である。大韓体育会がエリート体育の集中する一方、この機構は、学生はもちろん、大人の一般人のための生活体育に重点を置いている。ところが、体育関係機

⁹¹ PRESSian 「大韓体育会からオリンピック委員会を独立させるべき—スポーツ政策の正常化と解決策は? ("대한체육회를 올림픽에서 독립시켜라"[체육정책 정상화, 해법은?])
http://www.pressian.com/article/article.asp?article_num=30121005180519

⁹² IOC憲章の最新改正版（2011年7月18日）では、第27条第6項に「NOCは自立性を保持しなければならない、オリンピック憲章の遵守を妨げる可能性のある政治的、法的、宗教的、経済的圧力などを含む、あらゆる種類の圧力に抗しなければならない」とされている。

関としての地位は、大韓体育会と比較すると顕著に異なる。大韓体育会は法定の法人として収益事業を行うことができるが、国民生活体育会は不可能だ。韓国の体育政策も、徹底的に大韓体育会中心に注がれている。これら二つの機構が運用する予算規模が約7対3というのが、スポーツ関係者たちの評価だ。ごく少数のエリート選手たちに韓国体育関連予算の70パーセントが集中するという話なのだ。

これと関連し、文化体育観光部の今年の体育予算をみると、全体の総額8,634億ウォンのうち、生活体育の育成に約25%、専門体育の育成に約17%、スポーツ産業の育成と国際交流に約41%が割り当てられている。一見すると生活体育の大きな予算がサポートされるように見える。しかし、詳細項目を見ると、事情が違ってくる。スポーツ産業の育成と国際交流関連予算を開けてみれば、その詳細項目は、陸上振興センター支援、光州夏季ユニバーシアード大会支援、平昌冬季オリンピック大会支援、テコンドーのグローバル化の支援などである。すべてのエリートスポーツの育成と直結しているのだ。チェ氏は「韓国でエリート体育と生活体育が全く連携されない最も根本的な原因は、関連機関が二元化されたため」としながら、「主として中壮年層が自らの健康管理と体型管理のために参加するのがすべてとなっている生活体育を、学生の頃から普遍的にアクセスすることができるような、生活の一部に変えなければならない。そのためには体育機構の統合が切実だ」と主張した。

高校教師のイ・ビョンホ氏も、「私たちの学校体育、生活体育、エリート体育は、制度上の問題に体育ナショナリズム政策までが結合して歪曲されている」とし、「今後の体育政策において最大の課題は、体育分野の大統合のための政策に集約されるべきで、体育行政機構の制度的大統合と学校体育の教育統合に進む議論が行われなければならない」と強調した。

そのためには、大韓体育会と国民生活体育会の統合が必要というのが、多くの専門家たちの評価だ。そしてこれに歩調を合わせてスポーツクラブ制の強化、週末リーグ制の強化、選手の人権の強化などの対策が並行されなければならない、と専門家たちは指摘する。実際に上級機関でも、両機関の統合の議論がしばしば取り上げられている。問題はKOCの存在だ。大韓体育会は「KOCが独立した場合、もう一つの新たな巨大組織が作られる」とし、KOCを新しい統合機構にそっくり残さなければならないという立場だ。一方、改革的スポーツ関係者は、KOCをスポーツ外交に重点を置く独立機関として分離させなければならない、と強調する。

このような立場の違いは、韓国でオリンピックが持つ地位があまりにも大きいからである。KOCの地位が低下した途端に大韓体育会の地位が大幅に低下することはないか、ということが懸念されている。大韓体育会のこのような懸念に対して、反対陣営の声はどうだろうか。チェ評論家は「新しい体育政策のパラダイムは、最終的に福祉と幸福」としながら「統合された体育団体は、生活体育優先の体育政策に変化することを前提とすべき」と説明した。つまり、韓国体育政策の中心をエリート体育によって生活体育へ移行しようというのだ。そのためには日本のように、一定期間国際オリンピックの舞台で競争力を喪失するとしても、これによる副作用を克服する方がより望ましいのではないか、ということだ。チェ評論家は「いま、私たち社会の市民意識と個人の欲求は、既存のエリート体育（に代表される政策）を越えている」とし、「体育政策はエリート中心ではなく、生活体育中心に変わらなければならない」と強調した。続いて「KOCは別途独立組織として運営し、大韓体育会と国民生活体育会を統合した団体が生活体育を中心としてエリート体育までを一元化し、シナジー効果を創出しなければならない時だ」と主張した。

(3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野

(ア) 障害者スポーツ

① 概要⁹³

韓国における障害人（障害者）体育は、1988年ソウルパラリンピック大会開催と、1989年韓国障害人福祉体育会開催のために、保健福祉部内に障害人体育行政業務を担当する部署が設置されたことから始まった。しかしながら障害人体育は、一般体育に比べ、専門的な体育行政システムではなく障害人福祉レベルの行政システムという制度的限界により、国民体育であるという認識が不足していたといわれる。学界と障害人選手らが中心となって障害人体育を国民体育として認知させるべきという議論が広げられ、2005年の国民体育振興法の改正によって法・制度的基盤構築が行われた。また、大韓障害人体育会と市・道障害人体育会などの障害人体育専門の行政組織が設立されたことをきっかけに、ようやく韓国の障害人体育は国民体育と同一レベルの領域として意味を持つようになった。

このような過程においては、国民体育振興法の改正（2005年7月）と共に、障害人差別禁止及び権利救済などに関する法律の制定（2007年4月）と同法施行令の施行（2008年4月）など、法的根拠の整備、文化体育観光部での障害人体育課の設置（2005年12月）及び大韓障害人体育会の設立（2005年11月）のような組織基盤が大きい役目を果たした。また、体育の本質である健康維持と生活の質向上という価値が、障害人にも等しく適用する関連政策及び事業が積極的に推進されている。

現在の韓国における障害人体育の構造は、一般体育と同じく、生活体育、専門体育（国際体育を含む）、そして学校体育に分けられるが、これに加えてリハビリ体育が法的に認められている。また、一般体育では年齢別・性別スポーツ経験（スポーツへの社会化）が行われているが、障害人体育では年齢と性別以外に障害類型別にスポーツ経験がそれぞれ異なるので、種目別支援を通じた政策及び事業推進という課題を抱えている。これには、障害人生活体育への参加率の限界、政策及び事業支援の重複問題など、多くの課題はあるものの、今後の組織再編及び関連事業の調整などを通じて解決していかねばならないと認識されている。また、スポーツへの社会化に影響を与える重要な関係者である家族、友達（仲間）、学校、地域社会、メディア、病院及び福祉館を含めるような政策が必要であるとの認識もある。

図表-1-29 体育分野別の政府—政府関連組織の関係

体育分野	障害人体育	一般体育
生活体育	文化体育観光部—大韓障害人体育会	文化体育観光部—国民生活体育会
専門体育	文化体育観光部—大韓障害人体育会	文化体育観光部—大韓体育会
学校体育	教育科学技術部	教育科学技術部
リハビリ体育	保健福祉部—韓国障害人開発院	なし

⁹³ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」pp.352-353

2011年は、文化体育観光部が障害人体育業務を担当し始めてから6年目になり、大韓障害人体育会及び市・道支部、加盟競技団体を通じて障害人生活体育（障害人学生体育活動の支援を含む）と専門体育（国際交流を含む）分野で持続的な事業を推進してきた。

生活体育分野では、生活体育プログラムの普及、障害のある青少年の体育活動支援、生活体育教室の運営及び伝統種目の育成、生活体育同好人への支援、生活体育基礎の調査研究、デリバリ生活体育サービスの運営、国民生活体育大祝典参加、ふれあい生活体育大会の開催、生活体育同好人大会の支援、種目別生活体育祝祭の支援、生活体育指導者の教育及び配置、障害人スポーツ指導者の養成（体育人材育成財団の支援）、全国障害人学生体育大会の開催など、既存事業の持続的な推進を通じて障害人生活体育の成長を図った。

専門体育分野では、国内大会の支援を通じて加盟団体別に全国規模の国内選手権大会を開催するようにし、冬・夏季全国障害人体育大会の開催を通じて競技力の向上に取り組んだ。また、専門人材の養成支援を通じて国内等級分類士及び審判競技指導者を養成できるようにし、国際専門体育交流支援を通じて海外優秀指導者及び国際審判の招請講習など、国際専門人材養成及び競争力強化に重点を置いた。

特に、2009年開館した「利川障害人体育総合訓練院」で種目別に体系的な訓練を実施した結果、各種国際大会にて優秀成績を収めるなど大きく寄与し、今後も障害人国家代表選手訓練支援の総拠点として機能させるための拡張計画が進められている。

② 教育科学技術部による障害人学童・生徒を対象とした体育活動支援⁹⁴

教育科学技術部は、障害人学童・生徒の体力増進と一般学童・生徒との統合教育の機会拡大のため、2011年12月7日に「障害人学生体育活動支援方案」を発表した⁹⁵。教育科学技術部の担当部署は学校支援局特殊教育課である。

教育科学技術部は、学童の健康増進と体系的処方及び管理などを目的として2009年から小学校を対象に学生健康体力評価（PAPS）⁹⁶を段階的に拡大・実施しているが、一般学童を対象にして開発された健康体力評価種目・基準を、障害人学童にも適用していることで評価の信頼性・妥当性に問題があると指摘されてきた。

それだけではなく、特殊体育教師の不足及び一般学校の体育教師における障害に対する理解・障害人学童体育プログラムの不足により、障害人学童が体育授業から排除される事態も生じてきた。特に、身体的問題により体育授業への参加機会が少なくなったため、体力低下や肥満など、障害人学童の健康問題に対する憂慮もある。

ここで教育科学技術部は、障害人学童・生徒の体力増進と学校生活を楽しく送れるように支援するため、オーダーメイド型・統合型体育活動資料の開発・普及、障害人体育専担

⁹⁴ 教育科学技術部プレスリリース「障害のある学生の活性化を通じて健康で楽しい学習文化を構築」2011年12月13日

<http://www.mest.go.kr/web/45859/ko/board/view.do?bbsId=294&boardSeq=35187>

⁹⁵ 韓国語では、学童・生徒・学生は何れの区別なく 학생（学生）と表記される。

⁹⁶ PAPS（Physical Activity Promotion System）：学生健康体力を種目別に測定し、それによるオーダーメイド型運動支援を目的とする学生健康体力評価制度。

人材の能力強化、障害人学童・生徒向け体育活動の充実化、関連部処及び関連機関の協力を骨子とする「障害人学生体育活動支援方案」を策定した。その内容は以下の通りである。

(課題1)

障害特性を考慮したオーダーメイド型・統合型体育活動資料が開発・普及される。障害人学童・生徒のための障害人学生健康体力評価(PAPA-D)⁹⁷種目及び基準、身体活動処方マニュアルが2012年度から2013年度まで開発され(特殊学校5種、一般学校1種)、これに基づいて、2014年にはNEIS(全国教育情報システム)と連動されるように障害人学生健康体力評価システムを構築し、障害人学生の体系的な健康管理を可能とする。また、市・道教育庁に1個以上の「統合体育教科研究会」を指定・運営することで、統合型体育活動資料の開発・普及など、一般学校に配置された障害人学童・生徒の統合教育機会の拡大のために、多様なプログラムが提供される。

(課題2)

障害人学童・生徒の体系的な体育活動支援のため、スポーツ講師などの体育専担人員の配置が拡大される。特殊学校に在籍中の障害人学生の体系的な体育活動と、週5日授業制の施行による障害人学童・生徒支援及び余暇活用のため、2012年度からスポーツ講師と土曜スポーツ講師が配置・拡大される。

※スポーツ講師配置計画：2012年157人→2013年164人→2014年175人

※土曜スポーツ講師配置計画：2012年157人→2013年164人→2014年175人

また、体育専担人員を対象とする特殊教育関連研修を実施することで、障害類型と特性、能力を考慮したオーダーメイド型体育活動が可能となる。

(課題3)

障害人学童・生徒向け体育活動運営の充実化のため、2012年度から特殊学校ごとに障害類型を考慮した特色のある体育活動が実施され、障害人学童・生徒体育活性化のための研究学校が運営される。個人の能力や肥満などの体質を考慮した「1人1運動」が個別化計画によって実施され、特殊学校ごとに障害人類型を考慮した特色体育種目を選定・運営することで、多様な体育活動経験が可能になる。

特殊学校と一般学校に配置される、障害人学童・生徒の体育活性化モデル開発研究学校の運営(2013年～2013年)を通じて、障害人学童・生徒と一般学童・生徒が一緒に参加できる体育環境が造成される。

※研究学校(特殊)運営計画(5校)：精神障害(1校)、聴覚障害(1校)、発達障害(1校)、視覚障害(1校)、情緒障害(1校)

※研究学校(一般)運営計画(5校)：幼稚園(1校)、小学校(2校)、中学校(1校)、高等学校(1校)

(課題4)

障害人学童・生徒の体育活動の活性化のため、部処及び関係機関との協力を強化する。2012年度から中央、市・道及び市・郡・区に設置された学校体育振興委員会に、特殊体育関連専門家が参加することで、障害人学童・生徒の体育活動支援がより強化される。他にも障害人と一緒に楽しむ「1日体育の日」授業が年間1回以上実施され、障害人学童・生徒が体育行事から排除される事例が発生しないよう、関連部処及び関係機関との協力体制が強化される。

⁹⁷ 障害人学生健康体力評価(PAPS-D)とは、障害人学生の健康体力評価の信頼性と妥当性を高めるために考案された人障害学生用健康体力評価体系(Physical Activity Promotion System for Students with Disabilities)を指す。

③ 保健福祉部傘下の「韓国障害人開発院」が実施するリハビリ体育事業⁹⁸

・根拠法令：障害人福祉法 第29条（福祉研究等の振興）⁹⁹

- ①国と地方自治体は、障害人福祉の総合的かつ体系的な調査・研究・評価及び障害人体育活動など、障害人政策開発等のため、必要な政策を講じなければならない。
- ②第1項による障害人関連調査・研究及び政策開発・福祉振興・リハビリ体育振興等のため、財団法人韓国障害人開発院（以下、「開発院」という）を設立する。
- ③開発院の事業と活動は定款に定める。
- ④国と地方自治体は、開発院の運営に必要な費用を補助することができ、「租税特例制限法」で定めるところにより、租税を減免し、開発院に寄付された財産には所得計算の特例を適用する。

・リハビリ体育対象者及び判定

リハビリ体育の対象者は、新規で障害人登録をする重症障害人、既存の登録障害人の中で症状が悪化し医者の治療を受けた後、回復している障害人が主な対象となり、生活体育が可能な障害人は除外されるべく、判定には医師の診断書が必須とされる。

リハビリ体育の対象者を、肢体障害の場合は1級、脳障害の場合は1級、そして視覚障害の場合は新規登録の1級、その他の類型の障害も1級障害人に限定し、腎障害及び腸ろう・尿ろう障害の場合は2級まで認める。その後徐々に基準を緩和していくのが望ましい、とされる。また、2級や3級の場合も、主治医が必要と処方し、公共保険医師（公団所属の医師等）または「障害サービスセンター」所属の医師が同意する場合には、リハビリ体育サービスを提供できるように例外条項も設ける必要がある、とされている。

・リハビリ体育プログラムの種類

リハビリ体育は、担当医師の診断・処方に基づいて、公認リハビリ体育専門指導者によって実施される運動治療的体育として、個別に行われるのではなく、「グループ形式」で行われる。一般的にリハビリ体育では、体操、陸上、水泳、運動を伴うグループ遊び等が採用されるが、これらを通じてリハビリの目標が達成可能であると認められるべきである。ただし、このような種目によってリハビリの目標が達成できないと判断した場合は、他の種目、例えば車椅子使用者のためのアーチェリー、視覚障害人のためのケーゲルンボウリング等を例外的に実施できる。

・リハビリ体育プログラムの運営方案

障害人は、医者処方に基づいてリハビリ体育プログラムに概ね週2回、最高3回まで参加でき、期間は6か月まで可能。この期間が過ぎても障害人がひとりで運動ができないと認められた場合は、例外としてさらに6か月まで延長する。

障害人に対するほかのすべてのリハビリ措置が終わった後、3か月以内に実施されるべく、プログラムの時間は原則少なくとも45分、心臓グループでのリハビリ体育の場合は少なくとも60分である。リハビリ体育のグループ人員は、一人の専門指導者あたり15人を超えることはできず、失明、二重切断、脳損傷、重症麻痺のある障害人またはその他の重

⁹⁸ 韓国障害人開発院（한국장애인개발원）ウェブサイト

http://www.koddi.or.kr/division/physic_info.aspx

⁹⁹ 障害人福祉法（장애인복지법）<http://law.go.kr/lslInfoP.do?lsiSeq=122392#J29:0>

第1章 韓国

症障害人等、重症の障害人グループの場合は7人を超えることはできない。心臓疾患グループの構成人員は医師により決定される。

6～14歳の児童や14～18歳の青少年のためには、体育クラブで別途グループを作り、青少年及び満14歳未満の子どもについては、なるべく年齢に沿った訓練グループを作る。子供の訓練グループ参加者数は10人、重症の障害子供の場合は5人を超えることはできない。このようなリハビリ体育を遂行する際、障害人の負担額は原則無料とする。

(イ) 学校体育

韓国における学校体育は、19世紀末に近代式学校の導入とともに学校教育制度の中で一つの教科として定着した。これは当時、学校体育が生徒らのバランスのとれた成長に重要な役割を果たすという考え方が社会に広く認知されていたからである。以降、教育課程としての体育は時代と共に様々な名称で呼ばれてきた。旧韓末¹⁰⁰と日本植民地時代には、「体操」、第2次世界大戦期ではしばらくの間「体練」とも呼ばれた。植民地解放の後は、「体育」という教科名で定着し、今に至っている。このような教科名の変遷は、各々の時代の体育の目的に対する時代的認識の変化と結びついている¹⁰¹。

政府組織における学校体育業務は、時代状況によって変化してきたが、「教育関係部存置期」、「体育関係部移譲期」、「両部協力期」に大きく分けることができる。

図表1-30 学校体育を所管する部署の変遷

区分	教育部関係存置期	体育部関係移譲期	両部協力期	
時期	1946.7.10～1982.3.20	1982.3.20～1994.5.16	1994.5.16～現在	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 1946 文教部教化局体育課 1948 文教部文化局体育課 1961 文教部体育局学校体育課 1981 文教部体育国際局学校体育課 1982.3.20 学校体育業務の体育部移管 	<ul style="list-style-type: none"> 1982 体育部体育振興局学校体育課 1990.9.10～1993.3.5 (体育青少年部) 1993.3.6～1994.5.15 (文化観光部初期) 	<ul style="list-style-type: none"> 1994.5.16 教育部地方教育支援局 学校保健体育課 1999.1.29 教育部学校施設環境課 2001.2.1 教育人的資源部学校政策室 学校政策課 2005.3.1 教育人的資源部学校体育保健給食課 2008.3.1～現在 教育科学技術部学生健康安全課 	<ul style="list-style-type: none"> 1994.5.16～現在 体育局体育政策課
補足事項	<ul style="list-style-type: none"> 中央部署において学校体育の専担部署の廃止：1990.9～2004.2.28 学校体育専担部署ではないが、学校体育保健給食課を新設：2005.3.1 学校体育専担部署ではないが、学生健康安全課を新設：2008.3.1 			

植民地解放後から第4共和国（1972年～1979年）までの時期は、教育関係部が学校体育業務を専担し、体育部と体育青少年部が存在していた1982年から1994年初期までは、体

¹⁰⁰ 日清戦争から韓国併合までの時期

¹⁰¹ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」 pp.222-223

育部と体育青少年部などの体育部署が担当業務を管掌した。その後、1994年から現在までは、体育部処と教育部処の協力の下で業務を共有する体系が続いている。

(ウ) スポーツ施設・公園整備¹⁰²

① 体育施設の定義

「体育施設の設置・利用に関する法律」の第2条第1項で定義する体育施設とは、「体育活動に持続的に利用される施設とその付属施設」と定めていて、「国民体育振興法」の第2条によれば体育は「運動競技・野外運動など身体活動を通じて元気な身体と精神を育て、余暇を善用すること」と規定している。したがって、法的概念として体育施設は、「健全な身体・精神涵養と余暇善用を目的として、運動競技・野外運動などの身体活動に持続的に利用される施設とその付属施設」で定義することができる。運動に対する概念は、法令で明確に規定してはいないが、「体育施設の設置・利用に関する法律」の施行令別表1に、運動種目による体育施設の種類を規定し、法的保護と規制が必要な運動種目と体育施設の種類を限定している。

② 体育施設の分類

体育施設は設置主体と運営主体によって分類し、公共体育施設と民間体育施設に大きく分けられる。公共体育施設という用語は1994年に「体育施設の設置・利用に関する法律」が改正された際に初めて法令の中で公式的に使われるようになった。改正された「体育施設の設置・利用に関する法律」は、公共体育施設を細分化し、施設を利用する主体と施設目的によって専門体育施設、生活体育施設、職場体育施設など3つの種類で区分している。

・専門体育施設

専門体育施設は国内・外の競技大会の開催と参加選手訓練などのために設けられた運動場・体育館など、専門的な施設を取り揃えた体育施設をいう。このような専門体育施設は「体育施設の設置・利用に関する法律」の第5条に基づいて、国家と地方自治体の設置義務を規定している。「体育施設の設置・利用に関する法律」の第5条によって、特別市と広域市及び道には、国内の全国単位の総合競技大会を開催できる施設と国際競技大会を開催・運営することができる体育施設を設置しなければならない、市・郡には各市・郡規模の総合競技大会を開催することのできる体育施設を設置するように規定している（「体育施設の設置・利用に関する法律」の施行令第3条）。

・生活体育施設

生活体育施設とは、国民が生活する生活半径から近く位置し、利用しやすい体育施設を言う。行政区域別で市・郡・区には当該地域住民が不便なく利用することのできる室内・外体育施設を設置しなければならない、邑・面・洞には当該地域住民のすべてが等しく利用できる室外体育施設を国家と地方自治体が設置・運営するように規定している。また、社会的弱者である障害人が生活体育施設を利用しやすくするため、生活体育施設には障害人便宜施設や器具を設けなければならない（「体育施設の設置・利用に関する法律」第6条、同法施行令第4条）。

¹⁰² 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.483

・職場体育施設

職場体育施設は会社員が健康及び体力を増進させる目的の体育活動のため、職場の長が設置する体育施設として、勤労者 500 人以上が常時勤める職場には、「体育施設の設置・利用に関する法律」施行令別表 1 の体育施設の種類のうちから2種類以上の体育施設を設置するように定めている（「体育施設の設置・利用に関する法律」の第 7 条、同法施行令第 5 条、同法施行規則別表 3）。政府は公共体育施設を効率的に活用し、国民が利用できる体育空間を提供するため、「体育施設の設置・利用に関する法律」第 8 条に基づいて、公共体育施設の中で職場体育施設を除いた専門体育施設及び生活体育施設に対し、競技大会開催や施設の維持・管理などに差し支えない範囲で地域住民が利用できるように開放するようにしている。これと同時に同法施行規則第 5 条に基づいて、体育施設を地域住民に開放する場合には、住民が手軽に利用できるように開放時間と利用方法などをよく見える所に掲示するようにして、公的利用という公共体育施設としての性格と役割を果たすようにしている。

・民間体育施設

体育施設の中で民間体育施設は、体育団体・民間団体・宗教団体・社会福祉団体または個人が営利目的ではない一般人の体育活動、またはその機関が持っている固有の目的のために設置・運営するすべての非営利体育施設と、個人・営利団体または企業が営利を目的に設置・運営するすべての商業用体育施設を指す。「体育施設の設置・利用に関する法律」第 2 条では「体育施設業」という別途の用語で定義しているが、これは営利を目的とする体育施設を設置・経営することを言う。

過去において体育施設業は、9 種の「登録体育施設業」と 11 種の「申告体育施設業」の合計 20 種類で構成されていたが、地域の均等な発展を図り、地方自治体の自律性を高めるために 2005 年 7 月 29 日に法律が改正され、当初は特別市・広域市または道の事務となっていた登録体育施設業のうちヨット場業・漕艇場業・カヌー場業・氷上場業・乗馬場業・総合体育施設業などの 6 つの施設を市・郡・区の事務である申告体育施設業へ切り替えて運営している。これに加えて、体育施設業の育成・発展を図り、行政の規制緩和のため、2006 年 3 月 24 日に改正法律（法律第 7913 号）を通じて、上記の登録体育施設業から申告体育施設に転換された 6 業種を含む 17 の「申告体育施設業種」の中から、ボーリング場業、テニスコート業、エアロビクス場業を自由業種に切り替えた。また、このような体育施設業は、会員募集・施設規模・運営形態などによって会員を募集して経営する「会員制体育施設業」と、会員を募集せず経営する「大衆体育施設業」に分類されている（「体育施設の設置・利用に関する法律」第 10 条、同法施行令第 7 条）。

③ 体育施設助成政策¹⁰³

文化体育観光部は、健康維持と体力増進に対する国民の関心の増大と体育活動に対する参加欲求を計画的かつ体系的に満たすべく、すべての国民が良質の体育サービスを受けられることができるようにするため、2006 年 10 月に目標年度を 2025 年に設定して、2015 年までの事業計画を含む「公共体育施設均衡配置中長期計画」を策定、公表した。「公共体育施設均衡配置中長期計画」は、健康環境の創造と生活の質向上、国家競争力向上をビジョンとして設定し、体育活動参加率向上を通じた元気な市民社会の形成、体育施設普及率拡大

¹⁰³ 文化体育観光部（2012）「2011 年体育白書（2011 年 체육백서）」p.492

を通じた快適で余裕のある体育活動空間づくり、体育施設へのアクセス性向上を通じた 10 分以内アクセス可能な環境づくりを目標としている。

具体的には、2025 年までに定期的参加率 60%、体育施設普及率 100%、体育施設平均アクセス距離 700m を目標と設定し、推進戦略としては、地域特性格拡大戦略の差別化、生活圏位階別・基本体育施設設定、関連施設との機能的・形態的複合化、財源の多元化及び多様性の拡大、主体間の役割体系の整備などを設定した。

公共体育施設均衡配置中長期計画は、国民が快適な体育サービスを楽しむために必要な適正体育施設面積を 1 人当り 5.7 m²と規定し、体育施設普及率 61.8% (3.5 m²/人)、参加率 50%、アクセス距離 830m などを中期目標として設定、2015 年までの具体的事業計画を提示している。5.7 m²/人は、月 1 回以上生活体育参加者の割合が 75%の場合を想定して算定され、2015 年までに目標としている 1 人当り体育施設面積 3.5 m² (普及率 61.8%) は、ドイツの例を参考にし、クラブ活動を適切に収容できる規模として算定された。これと共に全国の市・郡・区を人口と面積、空間構造、産業構造、人口構造、財政状態及び所得水準などにより 10 つの類型に区分して地域特性格別に差別化された拡充方向を提示した。生活圏別では室内と屋外施設を区分し、生活体育公園、国民体育センター、近隣形複合体育施設、運動場生活体育施設などを基本体育施設として設定し、学校や青少年施設など関連施設との形態的・機能的複合化方案を提示している。

特に公共体育施設の配置方式においては、供給者中心から需要者中心に切り替え、行政区域別の一律な基準からではなく、生活圏域及び人口数、そして財政自立度を考慮して地域別特性格化、施設の複合化、財源の多様化志向などを通じて既存の方式を改善した。

図表一1-31 公共体育施設の支援対象及び基準¹⁰⁴

財源名	施設名		目標	支援金額 支援基準	主要施設
一般会計	全国体育大会施設		全国体育大会を開催する市・道の競技場確保	国庫 30%、地方費 70%	非保有及び規格外競技場等
広域特別会計	市郡基本体育施設	運動場	自治体の事業要請時、検討支援	国庫 30%、地方費 70%	フィールド（サッカー場）、陸上トラック等
		体育館	自治体の事業要請時、検討支援	国庫 30%、地方費 70%	球技可能施設
広域特別会計	冬季体育施設（室内アイススケート場）		自治体の事業要請時、検討支援	国庫 30%、地方費 70%	フィギュア、アイスホッケー、ショートトラック可能施設
広域特別会計	種目別体育施設		自治体の事業要請時、検討支援	国庫 30%、地方費 70%	水泳場、テニスコート、サイクル場、乗馬場、野球場、ホッケー場、シルム場、アーチェリー場等
広域特別会計	体育施設リモデリング		自治体の事業要請時、検討支援	国庫 30%、地方費 70%	10 年以上経過した老朽施設のリモデリング
広域特別会計	生活体育公園		自治体の事業要請時、検討支援	国庫 30%、地方費 70%	多目的球場、テニスコート、バスケットボール場、ローラースケート場、バドミントン場、ゲートボール場、体力鍛錬場、散

¹⁰⁴ 文化体育観光部（2012）「2011 年体育白書（2011 年 체육백서）」p.494

財源名	施設名	目標	支援金額 支援基準	主要施設
				歩路、休憩室、緑地空間等
広域特別 会計	老人健康体育施設	自治体の事業要請時、 検討支援	国庫 30%、 地方費 70%	高齢者向けの体育活動レジャー施設、ゲートボール場、パーク（グラウンド）ゴルフ場等
体育基金	国民体育センター	市郡区ごとに1か所拡 充を目標	1か所あたり 30億ウォン前後 財政自立度に合わ せて調整	多目的体育館、水泳場、体力測定室、体力鍛錬場等の民間スポーツセンターレベルの総合体育施設
体育基金	運動場生活体育施設	2009～2012年に500 校の小中高校に助成	1か所あたり 3.5億ウォン	土砂または芝生（天然、人工）運動場、弾性舗装、多目的球場、夜間照明施設等
体育基金	農漁村複合体育施設	邑面地域（町）が対象、 国民体育センター、農 漁民文化体育センタ ー等の未支援地域	1か所あたり 6.0億ウォン	多目的球場、室内複合型施設（コミュニティセンター、運動センター）
体育基金	開放型学校多目的体 育館	2009～2012年に100 校の小中高校に助成	・1か所あたり 人口30万以上は 最大9.0億ウォン、 人口30万未満は 最大4.8億ウォン で国庫30%、地方 費+教育庁が70% 負担	講堂兼体育館、または多目的専用体育館から選択

(エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり

韓国の保健福祉部は所管政策分野として「健康増進政策」が設けられているが、スポーツや体力づくりではなく、保健所健康生活実践統合サービス事業、禁煙相談電話の運営、健康診断についてのサービス事業であり、高齢者の健康増進等国民の体力向上に直接関わりのある政策プログラムは提供していないようである¹⁰⁵。

(オ) スポーツ産業の振興

韓国においてスポーツ産業の振興は、文化体育観光部の所管である。

以下、「2011年体育白書」におけるスポーツ産業に関する記述を抄訳する。

① スポーツ産業振興の法的根拠¹⁰⁶
 スポーツ産業の法的根拠は、「国民体育振興法」、「体育施設の設置・利用に関する法律」、そして「スポーツ産業振興法」である。国民体育振興法において定義している体育（運動競技、野外活動など身体活動を通じて健全な身体と精神を育み、余暇を善用すること）との関連性が、スポーツ産業に属する財貨及びサービスを区分する基準として活用され、優秀用具生産奨励条項はスポーツ用品製造業育成の根拠になっている。他にも「体育施設の設置・利用に関する法律」は、体育施設の設置と施設運営に係るスポーツ施設運営業の法的根拠である。一方、スポーツを娯楽と余興の対象として積極的に開発できるスポーツイベント業や各種スポーツ情報を生産・加工・流通させて付加価値を上げるスポーツ情報業、スポーツ活動の経済的価値を上げるスポーツマーケ

¹⁰⁵ 保健福祉部ウェブサイト

http://www.mohw.go.kr/front_policy/jc/sjc0104mn.jsp?PAR_MENU_ID=06&MENU_ID=060404

¹⁰⁶ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」p.395

ティング業の法的根拠は未だにない、あるいは充分でないという指摘があり、それに対応するために「スポーツ産業振興法」が制定された。

② スポーツ産業振興法の制定¹⁰⁷

スポーツ産業における多様な分野の振興のために体系的な政策及び支援組織の制度化を可能にすべく、法の制定が切実であるとの認識が広がり、「スポーツ産業振興法」の制定の必要性が議論された結果、2007年4月に「スポーツ産業振興法」が制定された。

これまで韓国のスポーツ産業支援政策の根拠は、国民体育振興法第17条の体育用具の生産奨励条項に基づく体育用具製造業、体育施設業の育成などに限定しているのみで、スポーツ産業全般に対する支援と育成は不可能であった。「スポーツ産業振興法」の制定により、スポーツ産業振興基本計画の策定、スポーツ産業専門人材養成、スポーツ産業振興施設の指定及び資金支援、スポーツ産業事業者団体の設立、スポーツ産業支援センターの指定、国内スポーツ産業競争力強化と海外市場進出への支援、プロスポーツ育成などの事業のための法的根拠が設けられた。

「スポーツ産業振興法」の制定は、国内スポーツ産業発展を持続的かつ実質的に牽引して地域スポーツ産業の発展のため、地方自治体が振興計画を策定することで地域特性化及び地方分権化政策に寄与することが期待され、スポーツ産業発展を効果的に推進できる根拠となって、スポーツ産業の国際競争力を強化するきっかけになると期待されている。

③ 韓国のスポーツ産業の全体規模¹⁰⁸

2010年度の韓国のスポーツ産業は、33兆9,340億ウォン規模であり、国内総生産(GDP)比2.89%のレベルである。このようなスポーツ産業の規模は、合計年間出荷(売上)規模、消費市場規模から算定した。国家GDP比スポーツ産業の比率を見ると、2005年の2.24%から2010年の2.89%へと堅調に伸びてきた。2007年から2010年までスポーツ産業の年間平均成長率は11.4%として高かった。

④ スポーツ産業育成政策¹⁰⁹

文化体育観光部は、「体育強国にふさわしいスポーツ産業先進国への跳躍」というスローガンを掲げ、「スポーツ産業のグローバル競争力強化」、「代表的な融・複合産業として新成長エンジン化」、「善循環構造の形成による地域経済の活性化」の3つの目標の下、5つの推進戦略及び15個の推進課題を設定して、先進国形産業として育成するための計画を策定、公表した。推進課題は以下の通りである。

- 1) スポーツ用品代表ブランド育成：中小ブランド流通網及び内需基盤の拡大、10大グローバルブランドの育成及び輸出促進、認証支援体系の確立及び商品化支援。
- 2) スポーツ融合新サービス創出：未来型新規スポーツコンテンツ技術の開発、u-スポーツ・インフラ及びビジネス活性化、ファンド・オブ・ファンド設立を通じてマーケティング会社を育成及び創業支援。
- 3) プロスポーツ競争力の向上：プロ球団の地域ゆかり制度及び競技場長期賃貸の導入、市場拡大のためのアジアリーグ制などの導入、プロ球団のマーケティング及び経営支援のための制度改善。
- 4) 地域スポーツ産業の需要創出及びインフラ構築：韓流スポーツ観光商品の育成、地域スポーツ観光インフラ助成、民間体育施設の経営活性化。
- 5) スポーツ産業振興基盤の構築：スポーツ産業振興組織の体系構築、スポーツ産業統合

¹⁰⁷ 文化体育観光部(2012)「2011年体育白書(2011년 체육백서)」p.396

¹⁰⁸ 文化体育観光部(2012)「2011年体育白書(2011년 체육백서)」p.419

¹⁰⁹ 文化体育観光部(2012)「2011年体育白書(2011년 체육백서)」p.445

情報網の構築、スポーツ産業専門人材の養成。

⑤ 文化体育観光部のスポーツ産業関連組織¹¹⁰

政府はスポーツ産業が高附加価値産業であることを認識し、これまで政策対象として疎外されてきたスポーツ産業を体系的に支援・育成するべく、2004年に文化体育観光部体育局に「スポーツ余暇産業課」を新設した。2006年前半、「スポーツ余暇産業課」は文化体育観光部組織のチーム制導入により「スポーツ産業チーム」に改称され、担当業務をスポーツ産業に集中した。「スポーツ産業チーム」は、スポーツ産業の中長期総合計画の策定を通じて、国民のスポーツ関連消費増大に備えると共に、未来の高附加価値産業としてのスポーツ産業を、国内経済成長エンジンの一つに育てることを目的としている。

政府がスポーツ産業を専担する部署を新設した背景には、スポーツ産業の振興政策を総合的かつ体系的に推進させるため、週40時間勤務制の拡大などによってますます充実化の要求が高まるスポーツ環境の変化に対応して、スポーツ産業を国家の中核産業として育成するとニーズが高まったことによる。

2005年度にはスポーツ産業の根幹である専門人材の体系的養成のため、国家技術資格として「スポーツ経営管理士」を設け、スポーツマーケティング専門家などのスポーツ産業専門人材の養成を目指した。また、スポーツ産業政策の推進基盤として、スポーツ産業振興法を制定した。スポーツ産業振興法には、スポーツ産業の総合的・体系的基盤助成のため、スポーツ産業関連用語の定義、中央政府と地方政府の育成支援義務規定、拠点組織の設置、専門人材養成供給及び育成関連施策などが規定され、能動的かつ積極的なスポーツ産業振興施策の推進が可能になると期待されている。

スポーツ産業の政策及び支援対象を既存の伝統的スポーツ産業だけでなく、これまで政策の対象から比較的疎外されて来た新種の余暇スポーツ産業も含め、直接的かつ積極的な政策対象にして重点的に育成する計画である。

現在の新種余暇スポーツは、その活動人口が毎年増加傾向にあるが、ほとんどの装備が外国から輸入されているため、一般国民が楽しむには費用面において困難である。したがって、国内で安全検査をクリアした質の高くて低価格の装備の生産と流通が行われ、高品質の国内ブランドを外国に輸出して外貨獲得にも寄与できるよう、至急に国内の中小レジャースポーツ企業に対する支援を強化すべきである。特にパラグライディング装備は国内企業がヨーロッパ市場の70%を占めているともいわれ、国家イメージの向上と外貨獲得にも大きく寄与している。新種余暇スポーツ産業に対する支援を強化していけば、このような企業を多数育てることになる。

新種の余暇スポーツ分野と新種の余暇スポーツ分野産業における各種規制緩和も、積極的に推進する予定である。観光と関連するレジャースポーツ分野の制度改善のため、国民体育振興法における余暇体育の概念見直しなど、関連法規を整備し、リフティング場・滑空場などの新種レジャースポーツ施設の設置・運営に関する規制を、関連部処と協調して緩和していく予定である。また、レジャースポーツ消費者や関連企業の保護のための保険商品開発についても、関連団体などと積極的に協議・推進するなど、レジャースポーツ関連事業の振興を目的とした政策的な支援を行っていく計画である。

¹¹⁰ 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」pp.445-446

3. 参考文献

【国内文献】

- ・南京克（2012）「政権交代と省庁再編—1980年代以降の韓国を事例に—」日本政治学会年報 2012-I
- ・村松岐夫（2010）「韓国における高位公務員団制度の導入の政治過程」学習院大学東洋文化研究(12)
- ・岡克彦（2010）「新解説世界憲法集第2版」韓国章 三省堂
- ・尹龍澤（2009）「第2章韓国」鮎京正訓編 アジア法ガイドブック 名古屋大学出版会
- ・総務省（2007）「諸外国の行政制度等に関する調査研究 No.15：大韓民国の行政」
- ・大西裕（2008）「「強い大統領」という韓国政治の幻想—国務総理任命と大統領秘書室」伊藤光利編「政治的エグゼクティブの比較研究」第7章所収
- ・白井京（2008）「立法情報【韓国】政府組織法の改正」外国の立法 国立国会図書館調査及び立法考査局 2008.4
- ・尹相俊（2008）「国内体育団体の組織再編論争に関する韓日比較研究—国内オリンピック委員会（NOC）の位置づけをめぐる—」

【韓国語文献】

- ・文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」
- ・行政安全部（2011）「정부기구 추이（政府機関の推移）」
- ・国家記録院「政府組織法及び国家公務員法の制定（정부조직법 및 국가공무원법 제정）」
- ・政府組織法 2011年10月26日施行、法律第10912号
- ・行政安全部「国家公務員法の一部改正法律案の立法予告（국가공무원법 일부개정 법률안 입법예고）」2012年8月23日
- ・e-国家指標「行政部国家公務員の定員の推移—統計の分析」（행정부 국가공무원 정원의 추이 - 통계 분석）
- ・行政安全部（2011）「2011行政安全統計年報—第2章2節 公務員の定員（제2절 공무원 정원）」
- ・大統領職引継に関する法律（대통령직 인수에 관한 법률）法律第11490号
- ・文化体育観光部及び所属機関職制（문화체육관광부와 그 소속기관 직제）
- ・行政機関の組織及び定員に関する通則（행정기관의 조직과 정원에 관한 통칙）
- ・e-国家指標「政府機構の推移（행정기관의 추이）」
- ・国民体育振興法（국민체육진흥법）
- ・体育施設の設置・利用に関する法律（체육시설의 설치·이용에 관한 법률）
- ・スポーツ産業振興法（스포츠산업 진흥법）
- ・伝統武芸振興法（전통무예진흥법）
- ・競輪・競艇法（경륜·경정법）
- ・テコンドー振興及びテコンドー公園造成などに関する法律（태권도 진흥 및 태권도공원 조성 등에 관한 법률）
- ・シルム振興法（씨름진흥법）
- ・2018年平昌冬季オリンピック大会及び障害人冬季オリンピック大会支援等に関する特別法（2018 평창 동계올림픽대회 및 장애인동계올림픽대회 지원 등에 관한 특별법）
- ・国際競技大会支援法（국제경기대회 지원법）
- ・学校体育振興法（학교체육진흥법）
- ・兵役法（병역법）
- ・兵役法施行令（병역법 시행령）
- ・ゴルフ場の立地基準及び環境保全などに関する規定（文化体育観光部告示 2011-26号）
- ・関税減免体育用品の事後管理委託業務の処理規定（文化体育観光部訓令第77号）（관세감면 체육용품의 사후관리 위탁업무 처리규정）
- ・大韓民国体育賞審査委員会規定（文化体育観光部訓令第187号）（대한민국체육상 심사위원회규정）
- ・優秀体育用具生産企業の指定及び管理要領（文化体育観光部告示 2009-25号）（우수 체육용품 생산업체 지정 및 관리요령）
- ・学校体育振興委員会の運営規定（文化体育観光部訓令第51号）（학교체육진흥위원회 운영규정）
- ・文化体育観光部国際行事の誘致・開催に関する規定（文化体育観光部訓令第128号）（문화체육관광부 국제행사의 유치·개최에 관한 규정）
- ・公共機関の運営に関する法律（공공기관의 운영에 관한 법률）
- ・障害人福祉法（장애인복지법）
- ・大韓体育会（대한체육회）年次事業計画書・事業結果報告書
- ・大韓体育会（KOC）定款（一部改正 2012.3.9（대한체육회(KOC)정관 일부개정 2012.3.9））

第1章 韓国

- 韓国日報「朴容晟新大韓体育会会長の当面の課題（박용성 신임 대한체육회장의 당면 과제들）」2009年2月19日
- ハンギョレ新聞「体育会、KOC分離案に猛反対、大統合を推進（체육회.KOC, 분리방안 절대 불가..대통합 추진）」2003年10月21日
- キム・ソンファン（김성환）論文「スターへの特惠と公平性（스타 특혜와 형평성）」2012年6月19日
- 国民体育振興公団（국민체육진흥공단）年次報告書
- PRESSian 「大韓体育会からオリンピック委員会を独立させるべき—スポーツ政策の正常化と解決策は？（"대한체육회를 올림픽에서 독립시켜라"[체육정책 정상화, 해법은?]